

平成 24 年度

包括外部監査結果報告書

外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について

岡山県包括外部監査人

公認会計士 井上 信二

《 目 次 》

第1章 包括外部監査の概要	3
I. 外部監査の種類	3
II. 選定した特定の事件(テーマ)	3
III. 監査の対象	3
IV. 包括外部監査の対象期間	5
V. 事件(テーマ)を選定した理由	5
VI. 包括外部監査の方法	5
VII. 包括外部監査の実施期間	8
VIII. 包括外部監査従事者の資格等	8
IX. 利害関係	9
第2章 包括外部監査の結果及び意見	10
I. 総括	10
1. 総括的意見	10
2. リスク別指摘内容及び意見の一覧	15
II. 各外郭団体の監査の結果及び意見	26
1. 社団法人岡山県総合協力事業団	26
2. 学校法人吉備高原学園	31
3. 井原鉄道株式会社	34
4. 株式会社吉備高原都市サービス	38
5. 岡山空港ターミナル株式会社	45
6. 一般財団法人岡山県国際交流協会	51
7. 公益財団法人岡山県環境保全事業団	55
8. 公益財団法人岡山県郷土文化財団	62
9. 財団法人岡山シンフォニーホール	66
10. 公益財団法人岡山県体育協会	71
11. 財団法人児島湖流域水質保全基金	75
12. 財団法人岡山県福祉事業団	79
13. 財団法人岡山県健康づくり財団	87
14. 公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター	93
15. 財団法人岡山県動物愛護財団	98
16. 社会福祉法人健康の森学園	104
17. 水島港国際物流センター株式会社	108

18.	岡山セラミックス技術振興財団.....	112
19.	倉敷ファッションセンター株式会社.....	117
20.	株式会社オービス.....	121
21.	岡山県信用保証協会.....	126
22.	公益財団法人岡山県産業振興財団.....	132
23.	社団法人岡山県観光連盟.....	138
24.	岡山県農林漁業担い手育成財団.....	144
25.	財団法人中国四国酪農大学校.....	150
26.	株式会社岡山県食肉センター.....	156
27.	岡山県漁業信用基金協会.....	162
28.	財団法人岡山県水産振興協会.....	167
29.	社団法人おかやまの森整備公社.....	172
30.	財団法人岡山県林業振興基金.....	184
31.	岡山県土地開発公社.....	189
32.	財団法人岡山県建設技術センター.....	197
33.	財団法人吉井川水源地域対策基金.....	201
34.	財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会.....	205
35.	財団法人倉敷スポーツ公園.....	210
36.	財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金.....	214
37.	財団法人岡山県下水道公社.....	217
38.	公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター.....	220

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件(テーマ)

外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について

III. 監査の対象

1. 監査の対象とした外郭団体の範囲

岡山県の41の外郭団体のうち、包括外部監査人が法的根拠により監査可能な38の外郭団体のすべてを实地調査の対象とした。また、当該外郭団体を管掌する所管部署の統制業務も監査の対象としている。

ここにおける外郭団体とは、県の事務事業と密接な関係を有する法人または県の出資もしくは出捐に係る法人のうち、平成11年5月に県が制定した「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」第2条の定義によっている。

岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針 第2条

- (1) 県の出資額又は出捐額(以下「出資額等」という。)が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)の4分の1以上のもの
- (2) 県が出資又は出捐をしており、かつ、県職員を出向させているもの
- (3) 当該団体の前年度の収入の2分の1以上が県からの補助金、委託料等(県施設の指定管理に係る管理運営費を除く。)で占められているもの
- (4) 前各号の要件に該当しない法人のうち、県が出資又は出捐をしているものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 県職員(特別職を含む。)又は県退職者が代表者に就任しているもの
 - イ 県の出資額等と外郭団体(前各号に掲げるものに限る。)の出資額等を合わせた額が資本金等の4分の1以上であるもの
 - ウ 県の出資額等と市町村の出資額等を合わせた額が資本金等の4分の1以上であって、かつ、県の出資額等が県及び市町村の出資額等の中で最大であるもの(県及び市町村以外のものが単独で資本金等の2分の1を超える額の出資又は出捐をしているもの及び市町村職員(特別職を含む。)が代表者に就任している等市町村において主体的に指導監督すべきものを除く。)
 - エ 県からの貸付金があるもの又は県が損失補償を行っているもの
- (5) 前各号の要件に該当しなくなった法人であって、知事が指定するもの

2. 外郭団体とその所管部署の名称

対象となった外郭団体及びその所管部署の名称は以下のとおりであり、各外郭団体の本部等において実地調査を実施した。

(1) 社団法人岡山県総合協力事業団	総務部
(2) 学校法人吉備高原学園	総務部
(3) 井原鉄道株式会社	県民生活部
(4) 株式会社吉備高原都市サービス	県民生活部
(5) 岡山空港ターミナル株式会社	県民生活部
(6) 一般財団法人岡山県国際交流協会	県民生活部
(7) 公益財団法人岡山県環境保全事業団	環境文化部
(8) 公益財団法人岡山県郷土文化財団	環境文化部
(9) 財団法人岡山シンフォニーホール	環境文化部
(10) 公益財団法人岡山県体育協会	環境文化部
(11) 財団法人児島湖流域水質保全基金	環境文化部
(12) 財団法人岡山県福祉事業団	保健福祉部
(13) 財団法人岡山県健康づくり財団	保健福祉部
(14) 公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター	保健福祉部
(15) 財団法人岡山県動物愛護財団	保健福祉部
(16) 社会福祉法人健康の森学園	保健福祉部
(17) 水島港国際物流センター株式会社	産業労働部
(18) 岡山セラミックス技術振興財団	産業労働部
(19) 倉敷ファッションセンター株式会社	産業労働部
(20) 株式会社オービス	産業労働部
(21) 岡山県信用保証協会	産業労働部
(22) 公益財団法人岡山県産業振興財団	産業労働部
(23) 社団法人岡山県観光連盟	産業労働部
(24) 岡山県農林漁業担い手育成財団	農林水産部
(25) 財団法人中国四国酪農大学校	農林水産部
(26) 株式会社岡山県食肉センター	農林水産部
(27) 岡山県漁業信用基金協会	農林水産部
(28) 財団法人岡山県水産振興協会	農林水産部
(29) 社団法人おかやまの森整備公社	農林水産部
(30) 財団法人岡山県林業振興基金	農林水産部
(31) 岡山県土地開発公社	土木部
(32) 財団法人岡山県建設技術センター	土木部

(33) 財団法人吉井川水源地域対策基金	土木部
(34) 財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	土木部
(35) 財団法人倉敷スポーツ公園	土木部
(36) 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金	土木部
(37) 財団法人岡山県下水道公社	土木部
(38) 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター	警察本部

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 23 年度における執行事務(自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日)
ただし、必要に応じて過年度及び平成 24 年度の一部についても監査対象としている。

V. 事件(テーマ)を選定した理由

平成 24 年 3 月 31 日現在、包括外部監査人が法的根拠により監査可能な岡山県の外郭団体は 38 団体である。各外郭団体は産業の振興や福祉の増進等、県施策の推進のために設立された団体であり、県行政の補完的、代替的な役割を担っている。

しかし、外郭団体を取り巻く環境は平成 19 年の地方財政健全化法の成立、平成 20 年の公益法人改革関連三法の施行などの影響等で大きく変化している。また、少子高齢化・環境問題・リーマンショックに端を発する世界的な金融経済危機等、経済情勢も激しく変化しており、外郭団体に対する県の関与のあり方が問われ、自律的な法人運営が求められている。

このような状況のなか、県では団体自身のあり方や団体への関与のあり方について、抜本的に見直しを行うことにより、県民サービスの向上と団体の健全な運営確保に努める責任を果たすため、「外郭団体改革プラン」を作成し、①必要性 ②健全性 ③自立性 ④透明性の4つの視点から外郭団体に対する行財政改革に取り組んでいる。

県の「外郭団体改革プラン」実行後の外郭団体の現状に対して、県民の視点からの更なる見直しの必要性などの検討を行うとともに、外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の外部監査テーマに選定した。

VI. 包括外部監査の方法

行政の運営に当たっては、一般会計以外の特別会計・公営企業・外郭団体等も含めた広範なパブリックガバナンス(公共統治、すなわち地方公共団体などの公的機関が適正に運営されるように、受益者である県民が受託者である公的機関の意思決定を規律できるようにするため、特に財務の適正化、効率性・透明性の向上、説明責任を徹底する仕組みのことをいう。)の構築を重視すべきものとする。

本年度の包括外部監査は、このパブリックガバナンスの構築の観点から、外郭団体とその外郭団体を所管する

部署との関係において一般的に想定されるリスクを念頭において、往査可能なすべての外郭団体について実地調査し、水面下に横たわる問題点・矛盾・不合理・非効率の実態を検出し報告することによって、パブリックガバナンスの健全化に資することを主眼とした。

項目	一般的に所管部署と外郭団体との関係において想定されるリスクの例示
コスト意識の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 一旦議会で意思決定したプロジェクトについて、意思決定当時とは状況が変化している場合であっても、途中で中止させることができない(中止させることがほとんどない)。 補助金を投入して建設した施設の利用度が低く、毎年の維持管理コストと効果とが見合っていない(施設建設時での見通しの甘さによる財政負担増加)。 事業化の目途が明確でない土地を取得する。
実質的な契約管理の甘さ	<ul style="list-style-type: none"> 民間業者で実施できるにもかかわらず外郭団体と随意契約している。 アフターコストを考慮せずに導入コストのみを競争入札にかける。 委託業者の運営費ベースで予定価格を積算する。 作業実績や納入実績を検証しないで、業者からの最終報告書だけで履行確認を行う。 決裁文書の押印者は多数だが、起案から検収までの実質的な執行管理は担当者任せになっており、組織的な取引の実質的チェックが弱い。
アセットマネジメントの欠如	<ul style="list-style-type: none"> 器具や備品台帳が整備されていない。あるいは整備されていても網羅性・実在性の検証がなされておらず、仮に横領等が発生しても痕跡が残らない。 施設を利用する事業において、財産台帳が整備されておらず、適正な修繕計画や老朽化対策を立てることができない。 遊休土地などの一元管理ができておらず、資産の有効活用を図ることができない。 外郭団体などへの投融資の回収リスクを把握していない。

2. 主な監査手続

下表において例示した想定される具体的なリスクを念頭において、関係者への質問、関係書類、帳票類等の閲覧、突合等を実施し、実態を調査・分析・検討した。

項目	想定される具体的なリスク
事業全般	外郭団体設立当初の目的が経営環境の変化等により失われている。施設の利用度等が極端に低い水準にあるなど必要性が乏しいにもかかわらず継続している事業がある。
	事業目的をより有効かつ合理的に達成することのできる他の方策があるにもかかわらず実行されていない。

項目	想定される具体的なリスク
委託契約の執行管理	団体設立当初の積算方式を踏襲し、業務内容の変動に応じ見直していない。
	競争原理を適用できるものがあるにもかかわらず随意契約を行っている。
	成果物の検収・引渡しを証する文書が作成されていない。 文書は作成されているが、実態を検査していない。
	専門性、特殊性がなく、民間業者でも実施可能なものを団体に対し随意契約で委託している。
	所管課への業務実績報告について、コスト実績報告のみで実施件数等事業の実績を把握しておらず、事業の業務改善につながるような取組をしていない。文書の作成だけを求め、実質的なP D C A (Plan・Do・Check・Action)を行っていない。
	過年度から随意契約が事実上、自動更新となっており、契約書の仕様内容等を見直していない。
	機器保守について、一括契約した方が有利であるにもかかわらず行っていない。
	補助金額と執行金額が同額になっているが、実際には他の事業と共通の人員費が含まれている。あるいは他の事業が負担している。
会計処理	当期に確定した退職金を未払計上していない。
	期末の未払給与を計上していない。
	退職給付引当金が退職金期末要支給額に対し不足している。退職給付引当金繰入額の多寡によって、単年度損益を会計的に調整できる仕組みになっている。
	会計上認められない利益留保性の引当金がある。
	賞与引当金の計上がなされていない。
	リスクの高い金融商品を取り扱っている。リスクの高い金融商品で運用しているにもかかわらず、時価評価していない。
	会計間の未収入金と未払金とが合致しておらず、原因不明の差額が毎年度繰り越されている。
資産・資金管理	資産運用規程に基づかないで、資金運用を行っている。
	建物・設備について、固定資産明細を作成しておらず、減価償却や廃却処理を実施していない。
	固定資産に資産番号が付されておらず、固定資産台帳との照合ができない。
	使用見込数量より明らかに多くの物品の発注を行っている。

項目	想定される具体的なリスク
	他に貸し付ければ賃貸料が得られる財産について、外郭団体が減免を受けて倉庫に利用している。
	各種のシステム及びデータベースを管理運用しているが、システム及びデータベースの管理状況を一覧できる台帳が作成されていない。
	多額の普通預金があるが、公債等で運用するなど資金の有効活用が図られていない。
その他	公益性が乏しい事業、あるいは団体が実施すべき必然性が乏しい事業を団体が実施している。
	中長期経営計画が策定されていない。または、重要な環境の変化があったにもかかわらず、計画の見直しが行われていない。
	住民等利害関係者に対し適切な情報の公開がなされていない。
	規程の改廃について、改廃権限者が定められていない。
	既存融資の借換えが行われ収支計画の前提条件が変動しているにもかかわらず、当該計画の見直しがなされていない。
	外郭団体に適用される法令に準拠していない。

VII. 包括外部監査の実施期間

自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日

VIII. 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	井上 信二
包括外部監査人補助者	公認会計士	和田 治郎
	公認会計士	小市 裕之
	公認会計士	後藤 英之
	公認会計士	野呂 貴生
	公認会計士	福井 茂
	公認会計士	原田 礼造
	公認会計士	上甲 佳苗
	公認会計士	尼子 文章
	公認会計士試験合格者	西本 利恵

IX. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I. 総括

1. 総括的意見

本年度の包括外部監査を実施した結果、県の外郭団体において発見された指摘内容及び意見の件数は次のとおりである。

対象外郭団体数	発見事項件数		
	指摘内容	意見	合計件数
38 団体	106 件	106 件	212 件

以下において、これらの発見された指摘内容及び意見をリスクの種類別に整理分類して総括的意見を述べる。

これらの発見事項は、直接的には個別の外郭団体に対するものであるが、同時に各外郭団体を統括する県による管理・指導が徹底されていなかったことも意味する。本報告が外郭団体の健全な運営と行政サービスの向上に繋がることを期待する。

(1) 事業全体の有効性及び効率性が失われるリスクについて

- (i) 現在は、必要性が乏しくなっている、あるいは規模の縮小が必要と思われる行政サービスを継続していないか。
- (ii) 事業目的を有効かつ合理的に達成しておらず、事業が非効率となっていないか。

(総括的意見)

① 県はこれまでに財政構造改革の一環として外郭団体の見直し基準を策定し、外郭団体の統廃合などの見直しを行っている。しかしながら、包括外部監査人が実際に外郭団体の現場に赴き、事業の状況の詳細を聴取したところ、当該外郭団体における設立当初からの事業環境は既に変化しており、現在は客観的にみれば必要性が乏しいあるいは意義が薄れていると考えられる事業の一部が、規模の縮小等、再編がなされず継続されていると考えられる事例がみられた。

また、事業再編等が必要な状況には至っていないものの、財務的数値に基づく十分な中長期経営計画が策定されておらず、事業目標・行動目標を掲げるにとどまるため、仮に事業環境の変化が生じつつあったとしても、適時に組織が進むべき方向性の再検討が行われず、環境の変化に即応する経営の弾力性が損なわれていな

いか懸念を抱かざるを得ない事例がみられた。

② 中小企業金融円滑化法が平成25年3月末に最終延長期限を迎えることになるが、円滑化法の期限終了は、中小企業者に対する金融の円滑化政策を担う外郭団体に大きな影響がでることが懸念されるため留意を要する。

③ 県の緊縮財政により外郭団体への補助金・負担金等の削減が進むなかで、県による財政支出への依存度が高いままとされており、将来事業運営が困難になることが懸念され、自主財源の確保が急務でありながら、将来の財源確保のための有効な施策が打ち出せていないと思われる事例がみられた。

④ 受益と負担の関係の観点からも課題がみられた。施設等の利用者が一部地域の住民等に限定されており、受益と負担の関係の不均衡が顕在化している事例がみられた。また、県費により建設された施設でありながら、県内の利用者と県外の利用者の料金体系に差がない施設や、中国・四国地区全域というように、広域な便益提供することを目的として県が主導して設立した施設について、設立後長期間経過しているが現在においても年度の補助金等の事業運営資金を県が単独で負担しており、他県に対して負担を求める姿勢が十分でないと考えられる事例がみられた。

(2) 業務の有効性及び効率性が失われるリスクについて

- (i) 業務に重複、非効率が生じていないか。
- (ii) 預金、有価証券等の資産運用に失敗し、決算の修正が必要となっていないか。
- (iii) 単年度主義の弊害に陥り、中・長期的な目標計画を持っていない状況にないか。事業環境の変化に有効な対応策を打ち出せているか。将来の財源確保に不安が生じていないか。
- (iv) 事業毎に適切に配分された予算を策定しているか。
- (v) 債権管理が適切に行われていないために、債権の回収漏れや遅延等が生じていないか。

(総括的意見)

① 各外郭団体の事業運営について多くの課題がみられた。

3Eの視点、すなわち経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の観点から監査を実施したが、民間事業者や他の自治体における外郭団体等の事例と比較して、経営努力が十分とはいえず、改善の余地があると考えられる事例が多くみられた。

② 外郭団体が管理運営する施設の利用度が明らかに低い水準にありながら、活性化のための有効な施策が打ち出されていない、あるいは、民間事業会社であれば当然行っていると思われる営業努力や創意工夫が不足していると思われる事例がみられた。

施設の利用率を向上させるためには、県と外郭団体が一体となって施策を講じる必要がある。外郭団体の経営者は創意工夫と構成員の意識改革等による地道な努力が必要であり、県は運営を担う外郭団体任せにせず、重要かつ効果の大きいものであれば投資資金を出すという県の姿勢、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要である。外郭団体のなかには、経営者による創意工夫がなされている団体もあったが、外郭団体全体としての優良・成功事例の蓄積と分析・情報の共有の仕組みが十分でない点で改善の余地があるものとする。

③ 指定管理者制度の活用は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることにあるといえるが、無条件に修繕費を指定管理料とは別に支給する旨を定めている事例がみられた。緊張感を持って事業運営にあたらせるべきである。

④ 財団等の資金運用に関して、定款及び資金運用規程によれば確実な有価証券または可能な限り高い運用益が得られる方法で運用するとされているものの、仕組債を購入し多額の含み損が生じている事例がみられた。

また、そもそも有価証券運用規程等の方針自体を策定していない事例もみられた。県は、外郭団体が投機性の高い金融商品を購入することがないように、資金の運用形態を安全性の高い銘柄に限定する旨を定めた有価証券運用規程等の明確な方針を策定するよう指導を徹底すべきである。

(3) 財務報告の信頼性が担保されないリスクについて

- (i) 適切かつ有用な情報を県民に十分に公開できていないため、判断を誤らせる虞はないか。
- (ii) 決算手続に関して適切な承認がなされているか。また、必要な検証がなされているか。
- (iii) 会計処理において、適用すべき法令、基準等を遵守して、適切な財務書類が作成されているか。
- (iv) 必要不可欠な帳簿等がなく、作成した財務書類の信頼性が低下していないか。
- (v) 規程等の不備により、財務報告に関する情報の適切性ないし業務の適切性が損なわれていないか。

(総括的意見)

① 県の外郭団体において一般に公正妥当と認められる会計処理がなされていない事例や諸規程の整備ができていない事例が多数みられた。

② 資産の大半で含み損を抱える外郭団体においては、会計基準上は開示することを義務付けられていないものの、含み損を事業概要で積極的に開示することが望ましいものとする。

③ 県民に対しアンケートを随時行っているが、その結果について特に情報公開していない事例がみられたが、説明責任を果たす姿勢として十分でない。

④ 県より業務の委託を受けた外郭団体は、県に対し決算報告を行うことは当然であるが、実際には支出が当初の委託契約額より多く発生しているものの、費用超過分を自己負担として処理し、所管課への報告は委託見積と一致させて決算報告している不適切な事例がみられた。

(4) 事業活動にかかわる法令等の遵守や資産の保全がなされないリスクについて

- (i) 重要な機密情報が漏洩しない体制が構築されているか。
- (ii) 法令違反の事実が生じていないか。
- (iii) 公印等の印章管理が徹底されず、紛失または不正利用されていないか。
- (iv) 現金や現金同等物の管理が徹底されず、紛失や横領に繋がる虞はないか。
- (v) 自己所有あるいは県が保有する資産の現物管理が適切でなく、紛失または不正使用される虞はないか。
- (vi) 老朽化や損壊の虞のある資産の適切な更新投資や修繕を行っておらず、事故等の発生や住民サービスが低下する虞はないか。
- (vii) 審査手続が不十分なため、不利な契約を締結したり、契約内容に齟齬を生じる虞はないか。

(総括的意見)

① 県が行う発注工事の一部について予定価格の積算業務を受託する外郭団体が、このような重要な機密情報を扱うにも関わらず、当然構築されてしかるべき情報漏洩を防止するためのセキュリティ関連の内部統制が構築されていない事例がみられた。

② 法令遵守について、取締役会は3箇月に1回以上開催される必要があるが、開催されていない事例、取締役に対する報酬額が、株主総会でも、取締役会でも決議されていない事例、事業計画及び予算の承認が、事業年度の開始後となっており、寄附行為に違反している事例がみられた。

また、ガバナンスの観点から、団体の規模に比して非常勤取締役員数が9名以上と多く、取締役会が形骸化し迅速な意思決定ができるのか懸念の余地が残る事例も多数みられた。

③ 一般に、自治体ならびにその外郭団体において、小口現金や固定資産・備品等の現物管理体制が構築されていないことが原因で、資産の横領・不正使用等が発生しマスコミ等で報道される事例が後を絶たない。本年度の監査の過程において資産の横領等の不正は発見されなかったものの、資産の管理体制が十分でなく、資産の横領等が懸念される状況や、帳簿や現物実査などが行われておらず、仮に不正が生じたとしても発見されない、あるいは発見が遅れる状態にあると考えられる外郭団体が多数みられた。外郭団体において、そもそもどのような内部統制を構築すれば、資産の横領等が未然に防止できるのかについての知見が十分でない可能性もあり、県はこれらの整備を外郭団体任せにするのではなく、定期的に研修等を開催するなど早急に指導を行うべきものとする。

県の外郭団体においても、金額的に重要な生産物について数量管理ができていない事例、領収証の連番管理がなされておらず、窓口納付された会費がすべて回収されているかどうか確認することができない事例、物品台帳が作成されていない、あるいは物品や図書の棚卸が実施されていない事例、外郭団体が使用する県有財産について、資産管理が十分でない事例、所管部局や外郭団体側も既存の施設の耐震工事が必要であるかもしれないという認識がありながら、耐震診断も実施されていない事例がみられた。

④ 審査体制について、審査を行った事実は認められるが、具体的にどのような事項を審査したのか審査チェックリスト等の作成・保管がない事例がみられた。

2. リスク別指摘内容及び意見の一覧

各外郭団体で検出されたリスク（指摘内容及び意見）の内訳は、以下のとおりである。

事業全体の有効性及び効率性が失われるリスク

経営環境		
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
必要性の乏しい事業を継続している	現在は、必要性が乏しくなっている、あるいは規模の縮小が必要と思われる行政サービスを継続してしまう。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 7 団体（意見数 7）		
岡山県福祉事業団	事業団としての事業のあり方について	意見
オービス	県の関与の必要性について	意見
岡山県産業振興財団	テクノサポート岡山内ライブラリーの運営の見直しについて	意見
岡山県漁業信用基金協会	団体としての存続意義について	意見
岡山県林業振興基金	事業と寄附行為の見直しについて	意見
吉井川水源地域対策基金	財団法人形態から県の直営事業への変更について	意見
児島湖浄化センター周辺対策基金	基金のあり方について	意見
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
事業が非効率になっている	事業目的を有効かつ合理的に達成しておらず、事業が非効率となる。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 20 団体（指摘数 2, 意見数 33）		
岡山県総合協力事業団	指定管理料に付随した修繕費について	意見
	用地補償技術業務委託事業について	意見
吉備高原学園	収入確保について	意見
井原鉄道	人材の確保について	意見
吉備高原都市サービス	さんさん広場の活性化の方策について	意見
岡山県国際交流協会	県による指定管理者制度の事例分析の必要性について	意見
岡山シンフォニーホール	施設の利用度の向上策について	意見
岡山県体育協会	玉野スポーツセンターの料金設定について	意見

岡山県福祉事業団	貸付事業について 施設貸与事業(会議室等)について	意見 意見
岡山県健康づくり財団	会議室の利用状況について 委託費について 食鳥検査事業の補助金について	意見 指摘 意見
岡山県生活衛生営業指導センター	自主財源の確保について	意見
岡山県動物愛護財団	ドッグラン施設の運営について 財団の自主財源確保について 動物ふれあい活動について 同財団の啓蒙事業について 譲渡会のための飼育及び譲渡会のあり方について	意見 意見 意見 意見 意見
倉敷ファッションセンター	施設の稼働率について	意見
岡山県信用保証協会	条件緩和保証債務残高のリスク管理の徹底について	意見
岡山県観光連盟	収入財源の確保について 産業貿易振興協会の協力体制について	意見 意見
岡山県農林漁業担い手育成財団	矢野館の使用料について 財団の自主財源確保について 農地保有合理化事業における賃貸料について	指摘 意見 意見
岡山県食肉センター	金融機関からの借入金に対する代表取締役個人からの債務保証受入について	意見
おかやまの森整備公社	分収割合の見直しについて 間伐材等の製材業者との直接提供契約による増収について 森林資源の利用拡大について	意見 意見 意見
岡山県林業振興基金	財政基盤の強化策について	意見
岡山県土地開発公社	普通財産に転用して処分可能な用地の取扱いについて 代替地の取得手続について	意見 意見
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	利用料金について 施設の有効利用について	意見 意見

業務の有効性及び効率性が失われるリスク

会計・管理		
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
資産運用に失敗する	預金、有価証券等の資産運用に失敗し、決算の修正が生じる。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 3 団体（意見数 3）		
岡山セラミックス技術振興財団	投資の状況について	意見
児島湖浄化センター周辺対策基金	投資の状況及び資産運用規程について	意見
岡山県暴力追放運動推進センター	基本財産で運用している有価証券について	意見
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
将来の財源確保ができない	単年度主義の弊害に陥り、中・長期的な目標計画を持っていない、あるいは事業環境の変化に有効な対応策を打ち出せておらず、将来の財源確保に不安が生じている。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 12 団体（指摘数 7,意見数 7）		
岡山県総合協力事業団	中長期経営計画の策定について	意見
岡山空港ターミナル	中長期経営計画の策定について	指摘
岡山県体育協会	中長期経営計画の見直しについて	指摘
	中長期経営計画の財務数値化について	指摘
岡山県福祉事業団	中長期経営計画の財務数値化について	指摘
	福祉会館に入居している団体との負担関係について	意見
水島港国際物流センター	中長期経営計画の財務数値化について	指摘
オービス	事業計画及び中長期経営計画の策定について	意見
岡山県産業振興財団	中長期経営計画の財務数値化について	指摘
中国四国酪農大学校	受益と負担の関係からみた不均衡の是正について	意見
岡山県食肉センター	長期滞留債権について	指摘
岡山県漁業信用基金協会	中長期経営計画の策定について	意見
岡山県水産振興協会	中長期経営計画の策定について	意見
岡山県暴力追放運動推進センター	中長期経営計画の策定について	意見

リスクの名称	検出されたリスクの内容	
適切な予算が策定されない	事業毎に適切に配分された予算を策定していない。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 2 団体 (指摘数 2)		
岡山県生活衛生営業指導センター	専務理事に対する報酬について	指摘
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	予算書における基本財産運用収入について	指摘
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
債権管理に不備がある	債権管理が適切に行われなわれていないために、債権の回収漏れや遅延等が生じる。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 7 団体 (指摘数 6,意見数 1)		
井原鉄道	高架下貸付業務について	指摘
岡山県福祉事業団	債権区分及び債権管理について	意見
岡山県動物愛護財団	譲渡犬・ねこの追跡調査について	指摘
健康の森学園	市町村に対する訓練等給付費請求事務について	指摘
岡山県観光連盟	会員退会届受領前の期間における年会費の徴収について	指摘
岡山県農林漁業担い手育成財団	貸付金の回収について	指摘
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	施設利用料金の滞納管理について	指摘

財務報告の信頼性が担保されないリスク

総務・政策・広報		
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
県民等利害関係者に対する適切な情報の公開がなされない	適切な情報あるいは有用な情報を県民等に十分公開できていないため、これらの利害関係者が判断を誤る虞がある。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 10 団体 (指摘数 5,意見数 7)		
吉備高原学園	財務状況の開示について	指摘
岡山県郷土文化財団	アンケート調査方法の見直しについて	意見
岡山県健康づくり財団	スポーツ医学部門の受診者数について	指摘

岡山県産業振興財団	アンケートの集計結果について	指摘
岡山県農林漁業担い手育成財団	宿泊施設のアピール方法について	意見
岡山県漁業信用基金協会	情報公開について	意見
岡山県水産振興協会	県中間育成事業について	意見
おかやまの森整備公社	森林資産全体の回収能力情報の開示について 県借入金の償還可能性と適時な計画の修正について	意見 意見
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	アンケートの集計結果について 利用者数の分析について	指摘 意見
岡山県暴力追放運動推進センター	アンケートの集計結果について	指摘

会計

リスクの名称	検出されたリスクの内容	
適切な承認・検証がなされない	決算手続に関して適切な承認がされない。また、必要な検証がなされない。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 12 団体（指摘数 7 意見数 7）		
井原鉄道	取締役会の開催について	指摘
岡山県環境保全事業団	随意契約について	意見
岡山県体育協会	補助金交付申請等の日付について	指摘
児島湖流域水質保全基金	監事の選任について	指摘
	補助金について	指摘
	同法人職員に就任している県職員の執務管理について	意見
岡山県福祉事業団	助成事業について	意見
水島港国際物流センター	取締役役員数について	意見
オービス	取締役報酬の決定について	指摘
岡山県産業振興財団	委託業務にかかる実績報告の資料の作成について	意見
岡山県漁業信用基金協会	債務保証の審査について	意見
岡山県水産振興協会	海難予防対策事業にかかる助成金給付申請書について	指摘
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	指定管理者としての管理運営状況の報告について	意見
倉敷スポーツ公園	委託契約の事務について	指摘

リスクの名称	検出されたリスクの内容	
会計方針の適用を誤る	会計処理において、適用すべき法令、基準等を誤ることにより、適切な財務書類が作成されない。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 16 団体（指摘数 26,意見数 3）		
岡山県総合協力事業団	投資有価証券の計上区分について	指摘
井原鉄道	貸倒引当金の設定について	指摘
	一括償却性資産について	指摘
吉備高原都市サービス	テナントからの預り水道光熱費の処理について	指摘
	貸倒引当金の計上について	指摘
岡山空港ターミナル	税効果会計について	指摘
	預金残高の妥当性の検証について	指摘
	有価証券の時価評価の算定について	指摘
	固定資産の除却漏れについて	指摘
	関連当事者取引に関する注記について	指摘
岡山県環境保全事業団	ゴルフ勘定の減損の検討について	意見
岡山シンフォニーホール	一般会計と特別会計の人件費の区分について	意見
岡山県福祉事業団	賞与支給について	指摘
岡山セラミックス技術振興財団	引当金計上について	指摘
岡山県観光連盟	賞与引当金の設定について	指摘
	貸倒引当金の設定について	指摘
	退職給付引当金の計上について	指摘
岡山県食肉センター	投資有価証券の評価益の計上について	指摘
	保険積立金の過大計上について	指摘
	貸借対照表の表示について	指摘
	退職給付引当金について	指摘
	減価償却費の計上について	指摘
岡山県水産振興協会	賞与引当金の計上について	指摘
おかやまの森整備公社	不成績造林地の減損についての考え方と松枯れを含む土地の一部分筆解約又は除地処理について	意見
岡山県建設技術センター	貸倒引当金の設定について	指摘
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	賞与支給について	指摘
	退職給付引当金について	指摘

	倉敷スポーツ公園	賞与引当金について	指摘
	岡山県暴力追放運動推進センター	賞与支給について	指摘
	リスクの名称	検出されたリスクの内容	
	財務書類を作成するのに必要な帳簿等が欠落する	必要不可欠な帳簿等がなく、作成した財務書類の信頼性が低下する。	
	対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 5 団体（指摘数 1,意見数 5）			
	健康の森学園	就労継続支援事業における生産物の個数管理の必要性について	意見
	岡山県動物愛護財団	事業活動別管理について	意見
	岡山県産業振興財団	リース設備台帳の整備について	意見
	岡山県農林漁業担い手育成財団	三徳園・体験学習農園における生産物の個数管理の必要性について	指摘
	岡山県水産振興協会	中間育成事業応札にかかる決裁方法について 中間育成事業にかかる餌料費支出について	意見 意見
	リスクの名称	検出されたリスクの内容	
	規程等に不備が生じる	規程等の不備により、財務報告に関する情報の適切性、ないしは、業務の適切性が確保できない。	
	対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 12 団体（指摘数 10,意見数 9）			
	井原鉄道	貯蔵品の棚卸について	指摘
	岡山県福祉事業団	財産の運用規程の策定について	意見
	岡山県健康づくり財団	給与体系のあり方について 岡山県難病相談・支援センター事業委託について	意見 意見
	岡山県生活衛生営業指導センター	規程の改定について 経営特別相談員にかかる謝金の支払基準について 賛助会費の徴収について	指摘 意見 意見
	健康の森学園	退職金規程の改定について	指摘
	オービス	職務分掌規程の更新について 県の委託事業について 固定資産管理規程の策定について 取締役報酬規程の策定について	指摘 指摘 意見 意見
	岡山県産業振興財団	資産の運用規程について	意見

岡山県農林漁業担い手育成財団	有価証券運用規程等の策定について	指摘
岡山県食肉センター	各種規程について	指摘
岡山県水産振興協会	家族(扶養)手当について 漁業操業安全対策事業にかかる助成金額について	指摘 意見
倉敷スポーツ公園	退職手当支給規程の改定について	指摘
児島湖浄化センター周辺対策基金	規程集について	指摘
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
不適切な財務報告が生じる	意図的あるいは誤りによって、財務報告に関する情報の適正性が確保できない。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 16 団体 (指摘数 18,意見数 4)		
岡山県総合協力事業団	賞与支給について	指摘
井原鉄道	譲渡性預金の表示について	指摘
岡山県環境保全事業団	貸倒引当金の計上について	指摘
岡山県郷土文化財団	特別分配金の会計処理方法について	指摘
岡山県福祉事業団	退職給付引当金について 修繕積立預金の計上について	指摘 指摘
岡山県生活衛生営業指導センター	試験研修センター業務協力事業特別会計の事業費について	意見
岡山県動物愛護財団	水道光熱費等について 事業報告書の報告事項について	指摘 指摘
水島港国際物流センター	施設賃貸部門売上原価の計上について	指摘
オービス	譲渡性預金の表示方法について 引当金計上について	指摘 指摘
岡山県産業振興財団	きらめきファンド事業費補助金の実績集計誤りについて 業務システムと会計システムの債権残高の不整合について 附属明細書の誤りについて	指摘 指摘 指摘
岡山県農林漁業担い手育成財団	貸倒引当金の設定について	指摘
中国四国酪農大学校	固定資産の計上区分誤りについて	指摘
岡山県林業振興基金	貸借対照表の基本財産の計上不足について	指摘

		助成事業の給付額の算定基準について	意見
	岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	収入の計上基準について	指摘
	倉敷スポーツ公園	会計間の経費区分について	意見
	岡山県暴力追放運動推進センター	人件費の各事業への配賦基準について	意見

事業活動にかかわる法令等の遵守がされないリスク

法令			
リスクの名称		検出されたリスクの内容	
情報漏えい・改ざん・削除が発生する		情報の漏えいが発生する。	
対象外郭団体名		内 容	指摘、意見の別
該当団体数 1 団体（指摘数 1）			
岡山県建設技術センター		建設工事発注用の価格積算資料についての情報セキュリティ管理について	指摘
法令が順守されない		法令が遵守されていない。	
対象外郭団体名		内 容	指摘、意見の別
該当団体数 3 団体（指摘数 3）			
吉備高原都市サービス		取締役会の開催について	指摘
児島湖流域水質保全基金		理事会の開催時期について	指摘
岡山県食肉センター		取締役会の開催について	指摘

資産の保全がなされないリスク

総務・政策・広報			
リスクの名称		検出されたリスクの内容	
公印等の印章管理が徹底されない		公印等の印章管理が徹底されず、紛失または不正利用される。	
対象外郭団体名		内 容	指摘、意見の別
該当団体数 1 団体（指摘数 1）			
児島湖流域水質保全基金		通帳・印鑑の管理について	指摘

会計		
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
現金等の資産管理が徹底されない	現金や現金同等物の管理が徹底されず、紛失や横領に繋がる虞がある。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 15 団体 (指摘数 13,意見数 7)		
岡山県総合協力事業団	小口現金の管理について	意見
岡山県郷土文化財団	固定資産の現物管理について	意見
岡山県体育協会	固定資産の現物管理について	意見
岡山県健康づくり財団	図書管理について	指摘
岡山県動物愛護財団	小口現金の管理について	指摘
	販売物品の管理について	指摘
	図書管理について	指摘
水島港国際物流センター	固定資産の管理について	指摘
岡山セラミックス技術振興財団	同財団の保有資産の管理台帳への記載について	指摘
倉敷ファッションセンター	現金管理について	指摘
岡山県信用保証協会	現金回収時に発行する領収証の管理について	指摘
岡山県観光連盟	現金管理について	指摘
	領収証管理について	指摘
岡山県農林漁業担い手育成財団	固定資産実査について	指摘
中国四国酪農大学校	固定資産実査の実施について	意見
	修繕計画の策定について	意見
岡山県食肉センター	現金実査について	指摘
岡山県建設技術センター	現金実査について	指摘
岡山県暴力追放運動推進センター	小口現金の管理について	意見
	有形固定資産の現物管理について	意見

管財・契約		
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
保有資産あるいは県有資産の現物管理ができていない	自己所有あるいは県が保有する資産の現物管理が適切でなく、紛失または不正使用される虞がある。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別

該当団体数 5 団体 (指摘2,意見数 4)		
岡山県総合協力事業団	県有資産の管理について	意見
水島港国際物流センター	県有財産の管理について	意見
岡山セラミックス技術振興財団	県有資産の管理について	意見
岡山県信用保証協会	固定資産の会計計上時期について	指摘
中国四国酪農大学校	岡山県の出捐比率の誤りについて 県有資産の管理について	指摘 意見
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
資産の更新・修繕をしない	老朽化や損壊の虞のある資産の適切な更新投資や修繕を行っておらず、事故等の発生あるいは住民サービスが低下する虞がある。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 6 団体 (意見数 7)		
岡山県体育協会	玉野スポーツセンターの大規模修繕について	意見
岡山県福祉事業団	岡山県総合福祉会館の耐震診断について 大規模修繕計画について	意見 意見
水島港国際物流センター	修繕計画及び投資計画について	意見
岡山セラミックス技術振興財団	長期修繕計画の策定について	意見
岡山県農林漁業担い手育成財団	建物等の修繕計画の策定について	意見
岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	長期修繕計画について	意見
リスクの名称	検出されたリスクの内容	
契約管理が不備となる	契約審査手続が不十分なため、不利な契約を締結したり、契約内容に齟齬が生じる。	
対象外郭団体名	内 容	指摘、意見の別
該当団体数 4 団体 (指摘数 2,意見数 2)		
おかやまの森整備公社	委託検討過程の資料の整備について	指摘
岡山県土地開発公社	土地開発公社の先行取得用地の買取り予定価額及び時期を明示した県との用地取得依頼契約の締結について	意見
岡山県建設技術センター	修繕の業者選定手続について	意見
岡山県下水道公社	業務委託費の精算について	指摘

II. 各外郭団体の監査の結果及び意見

1. 社団法人岡山県総合協力事業団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	総務部	 <p>kanko スタジアム</p>
所在地	岡山市北区内山下 1-3-7	
資本金等 (内、県出資金比率)	一千円 (一千円、 -%)	
設立目的	<p>昭和 56 年度に県が行財政改革を実施した際、事務事業の改善・合理化のため大幅な事務事業の民間等への委託を行うこととなり、これに対応して同年 6 月 20 日に設立された。</p> <p>住民の行政参画を促す等の事業及びスポーツなどを通じて児童・青少年の心身の健全な育成・発達に寄与する事業を行うとともに、岡山県その他の地方公共団体の事務及び事業の円滑な推進を図るため、その一部を受託する事業を行い、もって地域の発展に寄与する。</p>	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県総合グラウンドの管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地補償技術に係る業務 ○自動車税窓口に係る業務 ○各種管理等に関する業務 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域行政に関する調査研究業務、講演会等の開催及び協賛事業 ○児童・青少年の健全育成・発達支援に関するスポーツ事業 	


(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	257,834 千円	265,063 千円	295,005 千円
B 総負債	118,475 千円	139,441 千円	175,689 千円

正味財産(A-B)	139,359千円	125,622千円	119,316千円
(うち指定正味財産)	-千円	-千円	-千円
(うち一般正味財産)	139,359千円	125,622千円	119,316千円
C 収益	784,910千円	772,611千円	799,772千円
(うち県支出金)	604,195千円	601,351千円	589,304千円
(県支出金割合)	77.0%	77.8%	73.7%
D 費用	789,220千円	786,348千円	806,078千円
当期正味財産増減額(C-D)	△4,310千円	△13,737千円	△6,306千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	604,195千円		601,351千円	589,304千円
(委託料/指定管理料)	604,195千円		601,351千円	589,304千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	9人	9人	9人	 <p>kanko スタジアム</p>
常勤	2人	2人	2人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	2人	2人	2人	
非常勤	7人	7人	7人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	6人	6人	6人	
職員	96人	93人	91人	
常勤	77人	74人	72人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	51人	48人	47人	
非常勤	19人	19人	19人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	10人	10人	10人	

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	172,700 千円
(うち国債等)	172,700 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	△1,554 千円

(5) 指摘内容

社団法人岡山県総合協力事業団(以下、「同法人」という。)は県の事務事業の合理化を図るべく、様々な事務事業を県から受託し、行政事業、スポーツ事業を通じ、広く県民の健康を促進し、地域行政の発展に寄与している。

同法人の平成 23 年度の事業ごとの主な実績は以下の通りである。

- ①用地補償技術に係る業務等の県の事務事業の受託 206,197 千円
- ②総合グラウンドの運営管理に係る業務等の県の施設の維持管理の受託 523,459 千円
- ③県立美術館の管理に係る業務等のその他の受託事業 19,015 千円
- ④刊行物の作成、販売等の同法人独自の事業 6,930 千円
- ⑤スポーツ振興支援事業等の公益事業 10,770 千円
- ⑥その他業務 39,704 千円

平成 23 年度においては、新たに東日本大震災への支援事業、LED灯の普及についての支援事業を公益事業として実施した。

1. 賞与支給について

同法人は、賞与について6月と12月に支給しているが、会計上は現金主義で計上している。

	賞与支給額
平成 23 年 6 月期	23,115 千円
平成 23 年 12 月期	27,396 千円

発生主義会計に基づき、支給対象期間により期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。

2. 投資有価証券の計上区分について

同法人は、有価証券についてMMF(Money Mutual Fund 投資信託の一種)については有価証券、公債、社債については投資有価証券の勘定科目で固定資産に計上している。固定資産に計上されていた公債、社債のうち70,592 千円については、一年以内に償還日が到来することから、企業会計基準に従い流動資産に計上すべきであった。

(6)意見

1. 指定管理料に付随した修繕費について

同法人は、県より岡山県総合グラウンドの指定管理を受けて施設の管理運営に努めている。県との指定管理に関する包括協定書において、県は指定管理料とは別に施設等の補修及び修繕に要する費用(以下、「修繕費」という。)を支払うものとして、各年度毎に県の予算の範囲内で定めた金額を県より受領している。

ここで、平成 23 年度の岡山県総合グラウンドの指定管理料及び同施設の修繕費は次のとおりである。

指定管理料	291,626 千円
修繕費	44,592 千円
合 計	336,218 千円

そもそも、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくもので、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられたものである。このことから指定管理者は、自己責任の下、対象施設の管理運営に当たることを想定しており、そのために修繕について通常は一定金額内については指定管理者の負担責任の下で実施され、一定金額以上の修繕項目については県の負担において実施されるものとする。

この点、県と同法人においては指定管理に関する包括協定書において、修繕費を指定管理料とは別に支給する旨を定めており、また、その詳細を定めている仕様書においても 2,500 千円以上の修繕については県が実施し、それ未満については指定管理者が実施するとあるものの、その費用負担は県が負担するとしている。これでは、指定管理者制度を導入した効果を十分検討することができないのではないかと考える。

指定管理者制度を採用するのであれば、一定金額の範囲内の修繕については指定管理者負担として事業に取り組ませることが望ましいと考える。今後は、同法人に修繕にかかる費用負担を課して施設管理を行い、責任を持って指定管理者として事業運営に当たるように、指定管理者に関する協定自体を見直す必要があるものとする。

2. 中長期経営計画の策定について

中長期経営計画について、資金計画の概要は作成されているものの、財務ベースでの予算管理及びそれを補完するための行動計画ができていなかった。中長期経営計画を立てて組織として事業活動を営む必要がある。

また、中長期経営計画は策定して終わりではなく、実績との差額分析を随時行うことで適時に修正し実現可能な目標として見直していくものである。今後は中長期経営計画のもとに予算を作成し、それを実績と対比することにより必要な対策を講じるなど、健全な事業運営を行っていく必要がある。また、そのための計画及び予算の立て方、実績との差額分析並びにそれを事業に還元していくことについて同法人としてのルールを明確にしておく必要がある。

3. 小口現金の管理について

同法人において、小口現金のうち、プール施設にかかる釣銭として平成 24 年 3 月度において 448 千円が残高と

して計上されていた。しかし、プールの開催期間は平成 23 年度においては、7 月 15 日から 8 月 31 日までであり、期末である 3 月末においては閉館されており、プール釣銭として別途管理する必要はないものと考えられ、適時に預金に振り替える必要があったものとする。

今後は、内部牽制の仕組みを構築し、適切に管理すべきである。

4. 用地補償技術業務委託事業について

同法人は用地の補償技術業務について県から委託を受けており、当該事業の人件費と諸経費について委託料を受けている。担当職員は、委託契約書において「岡山県の事務所に事業団の職員を常駐させて委託業務を行わせるものとする。」として、県の出先事務所で勤務している。

また、県では当該委託料の人件費の予定価格の前提として、平成 23 年度では業務量等から各庁舎に同法人の配置を考え 21 人としてそれに見合う予定価格を設定しているが、特段業務量を詳細に工数管理して積算したものではない。したがって、経済合理性から当該事業にかかる業務量を適切に見積り、適正な価格で積算し委託料を決定、同法人はその実績を報告することが適当である。

5. 県有資産の管理について

同法人では、競技関連用具等の多くの県有財産を使用しているが、日常使用時に点検を行うに留まり、十分な管理を行っていない。本来、県有財産は県に管理責任があり、固定資産の現物確認、管理は県が行うべきであるが、長期にわたり貸与されている同法人においては、同法人が十分管理し県に対し報告する義務が生じていると考える。そのために同法人は、県有財産についても管理規程を定め、台帳管理を行い、定期的な実査等により資産の現状を把握することが必要であるものとする。

2. 学校法人吉備高原学園

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	総務部	
所在地	加賀郡吉備中央町上野 2400	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,940,320 千円 (527,500 千円、 27.2%)	
設立目的	教育基本法及び学校基本法に従い、学校教育を行い、「自立、創造、友情」の精神を養い、心身共に健康で、たくましい人物を育てる。	
事業内容	<自主事業> ○吉備高原学園高等学校の設置運営	

吉備高原学園の校舎と寮

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	2,671,525 千円	2,609,024 千円	2,471,015 千円	
B 総負債 *1	44,711 千円	37,562 千円	45,320 千円	
正味財産 (A-B)	2,626,814 千円	2,571,462 千円	2,425,695 千円	
	(うち基本財産)	1,920,984 千円	1,938,629 千円	1,940,320 千円
	(累積剰余または損失)	705,830 千円	632,833 千円	485,375 千円
C 収益	478,566 千円	463,080 千円	425,123 千円	
	(うち県支出金)	126,598 千円	121,339 千円	110,999 千円
	(県支出金割合)	26.5%	26.2%	26.1%
D 費用	442,921 千円	536,075 千円	572,582 千円	
当期正味財産増減額 (C-D)	35,645 千円	△72,995 千円	△147,459 千円	

(主な増減の内容について)

*1. 総負債の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合、7,758 千円増加している。

主な増加要因は、入学人数増加による前受金(入学金)の増加 7,350 千円である。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	126,598 千円		121,339 千円	110,999 千円
(委託料/指定管理料)	-千円		113 千円	87 千円
(補助金)	126,598 千円		121,226 千円	110,912 千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	10 人	10 人	10 人	
常勤	-人	-人	-人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	10 人	10 人	10 人	
(うち県職員)	3 人	3 人	3 人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	-人	
職員	59 人	61 人	61 人	
常勤	36 人	37 人	38 人	
(うち県派遣職員)	2 人	2 人	2 人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
非常勤	23 人	24 人	23 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	



陶芸用の窯

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	1,947,995 千円
(うち国債等)	1,947,995 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

学校法人吉備高原学園(以下、「同法人」という。)は、岡山県が施設・設備を整備し、県・民間等で構成する学校法人が運営を行う公私協力方式の男女共学・普通科の高等学校である。緑豊かな環境の中で行われる全寮制による全人教育と多彩な専門コース制による個性尊重教育を理念としている。また、学校生活になじみにかかった

生徒なども積極的に受け入れており、各生徒に合わせたサポートを行っている。

1. 財務状況の開示について

私立学校経常費補助金交付要綱第8条第2項によると、「補助事業者は、補助金の公共性に鑑み、財務状況の開示など情報公開に努めなければならない。」とされているが、同法人は決算書等の財務状況の開示を行っていない。要綱に則して開示すべきである。

(6)意見

1. 収入確保について

定員割れにより収入が大幅に減少して平成22年、23年度は当期正味財産増減額も△72,995千円、△147,459千円と大幅な減少となっており、学生数の確保が必要である。現在卒業生や卒業生の親による体験談や、中学校訪問等の広報活動を実施しているが、生徒数の減少を止めるに至っていない。同法人は不登校など従来の学校になじめなかった生徒も積極的に受け入れているが、こういった生徒のみを受け入れている学校という誤った認識を一部に持たれているようである。同法人は、いろいろな生徒を幅広く受け入れる学校であることを周知する必要がある、広報のあり方に工夫が必要であるものとする。

また、同法人は設備が整っており、他の高等学校では経験できないような授業も用意されているが、パンフレットや文字媒体のみではその良さが伝わりにくく、実際に学校に足を運んでもらえるような取組をさらに実施していく必要があるものとする。そのためには不登校経験者の保護者のネットワークとの連携を強めたり、各種イベントを実施するなど、あらゆる広報活動を試し、生徒数を確保し、素晴らしい設備を有効に利用し生徒の教育に寄与することが望ましいものとする。

3. 井原鉄道株式会社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	県民生活部	
所在地	井原市東江原町 695-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	700,000 千円 (203,000 千円、 29.0%)	
設立目的	岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ都市間旅客運送路線として、両圏域間の交通条件の画期的な改善と沿線地域における産業、経済や観光等地域の振興発展に寄与する。	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用創出事業 <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方鉄道業 ○不動産賃貸業 ○旅行業法に基づく旅行業(第 2 種旅行業) ○広告宣伝業及び広告代理業 	

本社工屋と車庫

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	666,679 千円	665,729 千円	661,002 千円	
B 総負債	66,029 千円	59,582 千円	72,338 千円	
正味財産(A-B)	600,650 千円	606,147 千円	588,664 千円	
	(うち基本財産)	700,000 千円	700,000 千円	700,000 千円
	(累積剰余または損失)	△99,350 千円	△93,853 千円	△111,336 千円
C 収益	505,728 千円	481,521 千円	485,198 千円	
	(うち県支出金)	79,392 千円	74,398 千円	73,931 千円
	(県支出金割合)	15.7%	15.5%	15.2%
D 費用	513,434 千円	476,024 千円	502,681 千円	
当期正味財産増減額(C-D)	△7,706 千円	5,497 千円	△17,483 千円	

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		79,392 千円		74,398 千円	73,931 千円
	(委託料/指定管理料)	7,998 千円		2,557 千円	8,389 千円
	(補助金)	71,394 千円		71,841 千円	65,542 千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		21 人	22 人	21 人	
	常勤	2 人	3 人	3 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	19 人	19 人	18 人	
	(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		56 人	53 人	50 人	
	常勤	54 人	52 人	48 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	2 人	1 人	2 人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

車庫内の様子

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		80,013 千円
	(うち国債等)	30,013 千円
	(うち仕組債)	50,000 千円
	(含み損益)	-千円

※国債は償却原価法適用後の平成 23 年度末金額である。償還金額は 30,000 千円である。

(5) 指摘内容

井原鉄道株式会社(以下、「同会社」という。)は、岡山県の総社駅から広島県の神辺駅に至る延長 41.7 キロメートルの鉄道を運営する会社である。第 1 種鉄道事業区間(清音駅～神辺駅)は 38.3 キロメートル、第 2 種鉄道事業区間(総社駅～清音駅)は 3.4 キロメートルであり、15 の駅を有している。列車運行数は 1 日 23 往復、保有車両数は 13 両である。

1. 高架下貸付業務について

同会社は高架下の土地を貸し付けており、管理は井原鉄道株式会社に委託している。高架下貸付業務委託契約書には井原鉄道株式会社に対して支払う委託料金は「高架下貸付に係る使用料(徴収すべき金額)から同会社が別に定める金額を控除した額」とあるが、現状は実際に回収した金額(未収分を除く)に対して契約上の割合をかけた金額を委託料として支払っている。よって、貸付料が未収となり仮に貸倒れた場合には、同会社の損失となる。現状は滞納されている貸付料を未収金として把握しておらず、貸倒引当金も設定されていない。往査日現在未収が 27 件で約 70 万円存在していることから、滞留状況を同会社としても把握して、回収に向けて努力するとともに、会計処理上、未収金に計上し、併せて貸倒引当金を設定すべきである。

2. 貯蔵品の棚卸について

同会社には車両部品や切符の原紙等、約 200 品目の貯蔵品があり、年度末に棚卸を実施している。しかし棚卸実施要領が作成されておらず、各箇所の担当者が 1 人で調査している。統一的な水準で棚卸を実施するためにも棚卸実施要領を作成し、さらに調査間違い防止のためにも 2 人以上で調査することが望まれる。

3. 譲渡性預金の表示について

同会社の投資有価証券には譲渡性預金が含まれていた。譲渡性預金は有価証券として貸借対照表の流動資産の部に計上すべきものであることから、計上区分を修正すべきである。

4. 貸倒引当金の設定について

同会社では、貸倒引当金の設定にあたり法人税法上の法定繰入率を使用している。しかし法人税法上、法定繰入率を使用できるのは期末資本金が 1 億円以下の中小法人であり、同会社は資本金が 7 億円であることから法定繰入率を使用することはできない。貸倒実績率を算定し、貸倒引当金を設定する必要がある。

5. 取締役会の開催について

会社法第 363 条第 2 項において、「取締役は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない」と規定されており、取締役会は 3 箇月に 1 回以上開催される必要がある。同会社では定期取締役会は 5 月、6 月、11 月と年 3 回開催されており、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。今後は適時の情報共有のためにも、3 箇月に 1 回以上取締役会を開催する必要がある。

6. 一括償却性資産について

一括償却性資産は法人税法上、3年間で償却することが認められているが、一般の固定資産と同様に、固定資産に計上されることには変わらない。同会社では、一括償却性資産を固定資産ではなく長期前払費用に計上している。一括償却性資産は固定資産に計上し、決算書である計算書類の個別注記表も修正すべきである。

(5) 意見

1. 人材の確保について

同会社は貸地管理を井笠鉄道株式会社に委託しており、平成10年の委託契約締結以来、同一の担当者が担当しているとのことである。この委託先の担当者は、長年の業務従事を通じて貸地に関する過去の経緯等を熟知しており、平成23年度における借地人との賃料改定にも貢献度が大きかったとのことである。

しかしながら、この担当者以外に借地人との過去の経緯や貸地周辺の状況等を掌握している者がおらず、今後とも貸地事業を円滑に実施する観点からは不安定な状況にある。貸付管理業務の内製化も含めて、他に業務を行える人材を確保しておくことが望ましい。

4. 株式会社吉備高原都市サービス

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	県民生活部	
所在地	加賀郡吉備中央町吉川 4860-6	
資本金等 (内、県出資金比率)	150,000 千円 (50,000 千円、 33.3%)	
設立目的	吉備高原都市内の公共・公益的施設、その他居住者の利便施設や居住環境の維持管理を行い、潤いと憩いの場を提供し、快適な都市環境の形成を図る。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県吉備高原都市センター区広場の管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○吉備高原都市建設推進業務 ○吉備高原都市センター区及び公共施設用地維持管理業務 ○吉備高原都市集合住宅用地等維持管理業務 ○吉備高原都市センター区樹木管理業務 ○吉備高原都市センター区草地広場管理業務 ○吉備高原都市センター区除草業務 ○吉備高原都市暫定センター樹木管理業務 ○吉備高原都市暫定センター除草業務 ○吉備高原都市集合住宅用地等枯れ木処理業務 ○吉備高原都市センター区内枯れ松伐採業務 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗スペース賃貸 ○会議室賃貸 ○テニスコート貸出し 	


円形コリドール

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		167,272 千円	169,561 千円	172,721 千円
B 総負債		9,576 千円	9,334 千円	11,066 千円
正味財産(A-B)		157,696 千円	160,227 千円	161,655 千円
	(うち基本財産)	150,000 千円	150,000 千円	150,000 千円
	(累積剰余または損失)	7,696 千円	10,227 千円	11,655 千円
C 収益		76,082 千円	75,071 千円	80,146 千円
	(うち県支出金)	32,869 千円	30,713 千円	33,259 千円
	(県支出金割合)	43.2%	40.9%	41.5%
D 費用		73,582 千円	72,540 千円	78,718 千円
当期正味財産増減額(C-D)		2,500 千円	2,531 千円	1,428 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		32,869 千円		30,713 千円	33,259 千円
	(委託料/指定管理料)	22,923 千円		18,943 千円	19,357 千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	9,946 千円		11,770 千円	13,902 千円
役職員の状況		H21	H22	H23	 <p>吉備高原都市センター区内にある広場</p>
役員		7 人	7 人	7 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	6 人	6 人	6 人	
	(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		3 人	2 人	2 人	
	常勤	3 人	2 人	2 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	-人	-人	-人	

(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	40,000 千円
(うち国債等)	40,000 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

1. テナントからの預り水道光熱費の処理について

株式会社吉備高原都市サービス(以下、「同会社」という。)では、テナントからの預り水道光熱費を売上に計上している。しかし、当該水道光熱費はテナント負担分を同会社がまとめて支払っているにすぎない。また同様に同会社の販売費及び一般管理費にはテナント負担分の水道光熱費も含まれている。同会社の費用ではないため、テナントからの預り水道光熱費については、預り金として処理するか、販売費及び一般管理費の控除として処理すべきである。

2. 貸倒引当金の計上について

同会社では、貸倒実績がないが貸倒引当金が計上されている。さらに、同会社の決算書類である計算書類の個別注記表には「法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しております。」と記載されているが、資本金が 150,000 千円であるため、同法定繰入率を適用することはできない。今後は、貸倒実績に基づいて貸倒引当金を計上すべきである。

3. 取締役会の開催について

会社法第 363 条第 2 項において、「取締役は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない」と規定されている。つまり取締役会は 3 箇月に 1 回以上開催される必要がある。同会社では年間 2 回しか取締役会が開催されておらず、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。

今後は適時の情報共有のためにも、3 箇月に 1 回以上は取締役会を開催する必要がある。

(6)意見

1. さんさん広場の活性化の方策について

同会社は、吉備高原都市センター区のうち右図中の①円形コリドール(回廊)、円形広場、長屋門の区域(通称:さんさん広場)及び②交通広場(駐車場)区域の施設等の利用等の許可、維持管理、利用者アンケート実施等、広場の運営に関することにつき県の公の施設の指定管理者として平成19年度より指定を受けている。また、これ以外に県の普通財産である③業務商業ビル(通称:きびプラザ)の一部を県より賃借し、テナントに転貸あるいは施設管理を行っている。



<吉備高原都市センター区>

吉備高原都市センター区は、昭和63年11月に造成工事が着手された。平成元年12月には業務商業ビル(きびプラザ)の建築に着手、約39億円の工事費を投じて平成3年8月に本体工事が完成し、平成4年4月に入居テナントが業務を開始している。一方、円形コリドール、円形広場、長屋門は、平成2年8月に着工し、約23億円の工事費を投じて平成4年3月に完成している。

しかしながら、県財政の逼迫により平成9年11月策定の行財政改革大綱により、後期計画B、Eゾーンの建設が凍結されている。今後の都市の方向性について、平成13年12月に有識者等から構成される検討会の報告書や県民から意見聴取の結果を受け、県は「吉備高原都市の今後の整備方針について」を平成14年3月に公表している。

そのなかで、基本的な方向性として以下を定めた。

【第1段階】

これまでに蓄積された優れた資源を最大限に活用しながら、整備済区域の活性化、高付加価値化を図り、新しい時代にふさわしい都市としての魅力を高める。

【第2段階】

第1段階により、(平成12年度まで凍結されていた)後期計画Bゾーン以降の開発ポテンシャルを上昇させ、可能な限り早期に民間を中心とした投資を誘引する。

以降現在までこの整備方針に変更はないが、事実上未整備地区の全事業が凍結のままとなっている。凍結以前に完成した後期Aゾーンの高原住区及び産業区では、現在も空き地が目立ち、住民数は計画人口の30%弱にとどまっている。公共交通機関が未発達のため自動車がないと暮らしにくいという住民の意見もある。業務商業ビル(きびプラザ)は現在テナント未入居部分が約26%ある。

<業務商業ビル「きびプラザ」未利用割合（平成24年4月1日現在）>

(i) テナント貸付可能面積 4,531.63 m²
 (ii) 未貸付面積 1,213.42 m²
 未利用割合 (ii) ÷ (i) 26.7%

次に、さんさん広場「円形コリドール(回廊)、円形広場、長屋門の区域」は、条例により利用料金制を採用している。さんさん広場の1日の利用料金は32千円と料金設定されている。

しかしながら、さんさん広場はユニークな回廊建築に囲まれているが、屋外施設でもあり広場単独でさほど集客効果があるとは考えにくい。下表は、さんさん広場の利用状況であるが、実際に広場の利用は概ね月一度とまばらであるうえに、ほとんどの利用料が全額免除されているのが現状である。

平成23年度 岡山県吉備高原都市センター区広場の利用状況

	利用日	利用時間帯	金額(円)	利用人数(人)
1	平成23年4月17日	8:00～17:00	100%減免	8,000
2	6月11日	9:00～20:00	3,470	15
3	7月18日	5:00～7:00	100%減免	150
4	7月23日～24日	18:00～12:00	100%減免	450
5	8月14日	10:00～16:00	100%減免	250
6	8月27日	8:00～22:00	100%減免	30,000
7	9月30日～ 10月3日	8:00～12:00	100%減免	38,000
8	10月14日	11:00～13:00	100%減免	150
9	11月20日	9:00～16:00	100%減免	1,600
10	11月27日	7:00～16:00	100%減免	200
11	H23.4.1～ H24.3.31	長屋門横断幕掲出	4,928	-
		計	8,398	78,815

※岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則第7条第2項に基

づき次のいずれかに該当する場合には、当該広場の利用料金を減免することができるものとされている。

利用料減免基準

減免率

- ・小学校の児童又は中学校の生徒の教育活動 100%
- ・国及び地方公共団体の主催又は共催する催し 100%
- ・次に該当し、営利目的の収益行為でないもの 100%
 - 1 都市の振興のため、特に必要と認められる場合
 - 2 公益法人、ボランティア等が開催する催しで一切収益性のないもの
 - 3 その他これに類するもの
- ・次に該当し、営利目的の収益行為でないもの 100%
 - 1 公共団体が後援する催しのうち、都市の活性化に寄与するもの
 - 2 公益法人、ボランティア等が開催する催しで収益のほとんどないもの
 - 3 その他これらに類するもの

また、当該広場の指定管理者が適当と認める場合には、その都度定めた額を免除する。

一般に広場は、周辺施設に集客力があってこそ、利用料金を支払ってでも利用する価値がでてくるものである。

現状は、広場単独を指定管理の対象とし指定管理者に利用度の向上まで求めているが、これには無理があるのではないかと考える。一方で周辺施設が活況を呈すればおのずと広場の利用も向上するはずである。たとえ交通の利便性が悪く、周辺の店舗の活況はななくとも十分に繁盛している店舗の事例は一般に数多くみられる。吉備高原都市のセンター区全体の活性化のために、まずは業務商業ビル(きびプラザ)へ個別に集客力のある店舗を誘致し、現状は衣食住のため吉備高原都市の外へ向いている住民の足が都市の内部へと向くように全力を尽くすべきであ

る。

同会社は、公募の結果新たに平成 25 年度から 5 年間の指定管理者として選定された。下表は、選定委員会に提出された提案書の内容を整理したものであるが、広場の施設の利用を促進させる工夫など改善策として数多く提案している。同会社の営んできた指定管理事業の収支構造は収入としての指定管理料と事務所人件費・経費と広場の保守・清掃等の委託支出がほぼ見合う水準であるため、広場の利用を大きく促進させるための資金余力はない。

下表の利用促進策は指定管理者として同会社が再選定された根拠の一つとなったものと考えられ、担当所管課はこの利用促進策の実行を促進するよう努力されたい。

・公平利用の確保と積極的な利用促進

「さんさん広場等利用促進協議会」の設置。

・吉備高原都市の積極的な PR 活動

新たな自主事業開催の度に、住区の販売状況などのパンフレットやチラシを配布し、併せて HP でお知らせし PR に努める。

・利用者ニーズの把握

① ホームページの充実

円形広場やギャラリーの詳細図面、電源等の配置など HP から直接ダウンロード出来るよう HP をリニューアルし利用者視点に立った PR を行う。

メールで広く一般県民からの声を募る。

② マスメディアを通じた PR

イベントや作品展示など利用計画がある度に新聞、TV さらには地元ケーブルテレビに情報提供し、積極的な PR に努める。

・サービス向上のための具体策

① 「目安箱」「アンケート」により利用者の意見を反映

さんさん広場やきびプラザに「(仮)目安箱」を新たに設置し、訪れた方々の意見を求め、今後の利用計画に反映させる。

円形広場やギャラリーなどの利用者には全てアンケートを実施し、分析の結果を先ず社内で検討し、改善点等次回の利用に反映する。

② 外部評価委員会による改善方策の検討

岡山県、吉備中央町などの行政機関及びきびプラザ会のテナント代表、商工団体さらには報道機関等で構成する(仮)評価委員会を設置し、目安箱やアンケート結果を基に内容を分析し、今後の、サービス向上に向けた改善策等を協議し、設置者である岡山県とも協議しながら、ハード・ソフトを通じて改善可能なものから順次実現し、皆様方が快適に利用していただけるように努める。評価委員会での分析結果を、PDCA(計画・実行・チェック・行動)サイクルを導入し、職員に周知徹底し、絶えず進化したサービスが提供できるよう努める。

・吉備高原都市内および吉備中央町内を中心とした活用

① 地元自治会での利用促進

吉備高原都市には現在 4 地区の自治会があり、840 世帯 1500 人が定住している。地区ごとに夏祭り等が開催されており、現在さんさん広場の活用は一部の自治会に限られているため、未利用の自治会や都市内全体の自治会でのイベントの開催など各区長を通じて広場等の利用を働きかける。

② 吉備中央町内の公民館活動で利用促進

町内には9ヶ所の公民館があり、生け花、習字、写真、切り絵など高齢者の生涯学習の場として利用されている。とりわけ秋の文化祭では各公民館の作品発表が活発であり、それぞれの公民館で発表されているが、優秀作品等を一堂に会してギャラリーなどで展示して貰うように働きかける。

③ きびプラザのテナントと連携した活用

きびプラザの各種テナントと連携して円形広場を活用した食事会などのイベントを検討する。例えば、ホテルと連携したブライダルフェア、イタリアンレストランと連携した生演奏を聞きながらのディナー会。

・広く県内全域を対象に学校やボランティアグループに働きかけ、環境学習の場として活用

環境、福祉・エコなどをキーワードに多くの人が集える大会、イベントの開催などの誘致を行政や関係ボランティア団体などに働きかける。

・県内全域の企業を対象に活用方策を働きかけ

優れた自然環境に恵まれまたユニークなデザイン建築で出来た当施設は、アピール効果も強く、写真や雑誌の撮影等効果的であり、自動車ディーラーや農機具メーカーによる新製品の展示ショーなどに活用するよう働きかける。

文化・芸術・音楽・スポーツなど実践グループに働きかけて、創作発表や多彩なパフォーマンスの場として活用されるよう働きかける。

・地域・関係機関との連携

隣接のきびプラザや吉備中央公園との一体的活用を視野に入れた計画を樹立。

・広報媒体を通じて広く情報発信

広場などの様々な活用状況や今後の利用予定を新聞、地元 CATV、弊社 HP、プラザに設置しているデジタルサイネージなどでお知らせし、新たな人々、グループにも利用を働きかける。

県下に誇れる資源や伝統的な行事を HP で四季折々のイベントカレンダーとして積極的にPRする。


・収益向上対策

多くの自主事業を計画し、一般企業に対しては、きびプラザの会議室やさんさん広場の利用と併せた社内の現場研修や自動車等の新車発表会などの場として提供出来るよう関係業界や団体等へ働きかけ新たな収入確保に努める。

5. 岡山空港ターミナル株式会社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	県民生活部	 <p>岡山空港ターミナル展望スペース</p>
所在地	岡山市北区日応寺 1277	
資本金等 (内、県出資金比率)	860,300 千円 (260,300 千円、 30.3%)	
設立目的	岡山空港における空港旅客及び貨物にかかるサービス等を提供して快適な旅行とスムーズな貨物運送を支援するため、旅客及び貨物のターミナルビル等の管理運営を行う。	
事業内容	<p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸室業並びに倉庫、設備及び器具の賃貸 ○飲食物、旅行用品及び観光土産品等の販売 ○航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供 ○石油類の販売、給油施設賃貸業 ○損害保険代理業 ○物産の展示、観光旅行の案内、その他 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	3,749,507 千円	3,561,372 千円	3,367,274 千円	
B 総負債	2,047,221 千円	1,870,762 千円	1,604,431 千円	
正味財産(A-B)	1,702,286 千円	1,690,610 千円	1,762,843 千円	
	(うち資本金)	860,300 千円	860,300 千円	860,300 千円
	(累積剰余または損失)	841,986 千円	830,310 千円	902,543 千円
C 収益	1,138,257 千円	1,155,676 千円	1,046,222 千円	
	(うち県支出金)	8,250 千円	7,568 千円	7,460 千円
	(県支出金割合)	0.7%	0.7%	0.7%
D 費用	1,063,812 千円	1,089,760 千円	1,007,971 千円	
当期純利益または当期純損失(C-D)	74,445 千円	65,916 千円	38,251 千円	

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	8,250 千円		7,568 千円	7,460 千円
(委託料/指定管理料)	4,003 千円		3,321 千円	3,213 千円
(補助金)	4,247 千円		4,247 千円	4,247 千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	19 人	19 人	18 人	
常勤	3 人	3 人	2 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	2 人	2 人	2 人	
非常勤	16 人	16 人	16 人	
(うち県職員)	3 人	3 人	2 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	48 人	46 人	45 人	
常勤	37 人	35 人	37 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
非常勤	11 人	11 人	8 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	



空港内にある岡山空港ターミナルビルの直営店舗

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	210,809 千円
(うち株式投信等)	160,809 千円
(うち国債等)	50,000 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	△50,652 千円

(5) 指摘内容

岡山空港ターミナル株式会社(以下、「同会社」という。)は、主に空港のターミナルビル施設の賃貸、空港ターミナルビル内の売店における物品の販売等を行っている。同会社の収益は岡山空港利用旅客者数及び貨物取扱数量の影響を受けるが平成23年度は同年3月に発生した東日本大震災により景気の低迷、利用者心理の影響から、利用者数は前年と比較し減少している一方で、貨物取扱数量は増加した。

岡山空港旅客実績

		平成23年度		平成22年度		対前年度比 (%)
		旅客数(人)	搭乗率 (%)	旅客数(人)	搭乗率 (%)	
定期便	国内線	1,043,526	64.6%	1,077,783	64.8%	96.8%
	国際線	212,209	75.2%	219,005	70.0%	96.9%
	定期便計	1,255,735	66.2%	1,296,788	65.6%	96.8%
チャーター便	国内線	755	71.0%	273	91.0%	276.6%
	国際線	13,723	84.4%	12,645	86.1%	108.5%
	チャーター便計	14,478	83.6%	12,918	86.2%	112.1%
合計		1,270,213	66.4%	25,836	65.8%	97.0%

岡山空港貨物実績

	平成23年度	平成22年度	対前年度比
国内貨物	6,304t	5,689t	110.8%
国際貨物	72t	192t	37.5%
合計	6,376t	5,881t	108.4%

今後は平成23年9月に移転した新カードラウンジの利用促進をすること、売店、インターネットを通じた販売活動を活かし営業強化すること、また、各種イベントの開催、情報発信により「人の交流拠点」を演出し、地域に密着した空港ビルを目指している。

1. 中長期経営計画の策定について

同会社は、現状では中長期経営計画を立てていない。これは、施設の賃貸料等が概ね一定であり収支として著しい変化が特にないため計画を立てていなかったとのことである。しかし、昨今の景気の低迷及び中国航路をはじめとした国際便の旅客数が激減する可能性を考えた場合、同会社の業績に直接的に影響を及ぼすことになることを考えれば、今後において中長期経営計画がないことは事業展開上問題であるものとする。

そもそも、企業が責任ある事業運営を行う上で中長期経営計画の策定は必須のものである。なぜなら、同会社は、継続企業を前提として事業に取り組む必要があり、そのためにはビジョンや方向性を示す必要がある。それを具体化したものが中長期経営計画である。単年度の予算書は、この中長期経営計画を達成させるために策定されるものである。予算書は、実績と対比する形で分析を行い、事業の達成状況等を検討するとともに、次年度以降の中長

期経営計画の見直し及びそれに伴う次年度予算の策定へと繋がっていくのである。これらの一連の事業管理、予算管理構造が同会社として構築されていない。

県の観光地化を推し進める中で、旅客数を増加させ空港を活性化させることは、県としても重要課題であり、それをいかに増やすかは同時に同会社の維持存続、発展のためには不可欠のものである。同会社はこの点を十分認識して、県との連携をさらに密に取りながら中長期経営計画を立て、同会社として一連の事業管理、予算管理構造の構築及びその実行の徹底を図っていく必要がある。

2. 税効果会計について

税効果会計とは、法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と税金費用（法人税等に関する費用）を合理的に対応させることを目的とする会計上の手続であるが、同会社は現状、税効果会計を適用していない。

会社法上、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとし、企業会計原則に従うことを定めている。税効果会計にかかる会計基準は、企業会計原則を支える重要な会計基準の一つであり、実施時期として平成 11 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する旨定められている。

したがって、同会社は早急に税効果会計を適用する必要がある。

平成 24 年 3 月期における税効果会計の対象となる将来減算一時差異及びそれに税効果会計を適用した場合の繰延税金資産残高は次のとおりである。

なお、将来減算一時差異とは、会計上の利益と税務上の所得の一時的なずれで、会計上の利益が後に計上される差異のことをいう。

	将来減算一時差異残高	実効税率 (*)	繰延税金資産残高
賞与引当金繰入限度超過額	9,749 千円	35.64%	3,474 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	180 千円	35.64%	64 千円
減価償却超過額	2,561 千円	35.64%	913 千円
退職給与引当金	54,158 千円	35.64%	19,302 千円
減価償却超過額	6,198 千円	35.64%	2,209 千円
合計	72,848 千円	35.64%	25,963 千円

(*)財務省ホームページより、採用している。また、税効果会計を考える上では、回収可能性の判定や復興増税の関係から一時差異の解消時期についての長短分類をし、それぞれに当てはまる実効税率を適用する必要があるが、ここでは便宜的に全額税効果を認識でき実効税率も復興増税を考慮せずに計算した。

3. 預金残高の妥当性の検証について

平成 24 年 3 月末時点における預金残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。

種類	期末帳簿残高	残高証明書残高	差異
普通預金	299,000 円	263,000 円	36,000 円

これは、同会社側において本来平成 24 年 4 月 2 日付で処理しなければならなかった傷害火災保険料 36,000 円を、誤って平成 23 年 4 月 2 日付にて処理したために差異が生じたものである。

期末時点においては、残高の妥当性を検討する上で銀行の残高証明書との突合は必須の作業であり、かかる作業をしていれば差異は容易に見つけられたはずである。このような差異が生じていること自体、残高証明書との突合を失念したものと考えられ問題である。

今後は、預金について期末残高の妥当性を検証するためにも、銀行から入手した残高証明書との突合は必ず実施する必要がある。

4. 有価証券の時価評価の算定について

平成 24 年 3 月末時点における時価評価している投資有価証券残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致となっているものがあつた。

種類	会社採用時価	残高証明書上時価	時価評価差額
投資信託	3,731,317 円	3,836,505 円	105,188 円(益)

これは単なる資料の更新を失念したために起こった差異である。

上述した預金残高の妥当性の検証において述べたように、有価証券の時価の検証においても有価証券の保有先金融機関から入手した残高証明書との突合は、必須の作業でありその突合を失念したものと言わざるを得ない。

今後は、有価証券について期末の時価を把握するために、入手した残高証明書との突合を必ず実施する必要がある。

5. 固定資産の除却漏れについて

固定資産台帳に計上されている固定資産に関して、平成 10 年 8 月取得の建物「ゲームコーナー内装」簿価 443 千円について現状を確認したところ、実際の資産現物は無く除却漏れであつた。

同会社では固定資産を管理する手段として固定資産台帳を作成しているが、現物の確認(以下「実査」という。)がなされていない。今後は、除却漏れを防止するため固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。なお、その際には、実査した資料に実査証跡が判るようにしておき、担当者印及び上長等の責任者印を押印しておくことにより責任の所在を明確にしておく必要がある。

また、実査の付帯効果として現物の老朽状況を確認することにより、修繕計画の策定の正確性を担保することになる。また、同時に遊休資産の有無を確認し、資産の有効活用、除売却の必要性を検討する判断材料となることから固定資産の実査については、積極的に取り組まれない。

6. 関連当事者取引に関する注記について

関連当事者との間に取引があり、それが重要な取引である場合には注記により開示することが会社計算規則第 140 条に定められている。

現在、同会社では関連当事者取引に関する注記は開示されていないが、会社計算規則の定める「主要株主およびその近親者」(主要株主とは自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいう)として、岡山県、全日本空輸株式会社、株式会社日本政策投資銀行が存在しており、それぞれ会社と取引を行っている。

法人関連当事者との取引において損益計算書の売上、原価、営業外収益・費用等の各段階項目の金額の10%を超える取引や、貸借対照表における総資産の1%を超える残高が生じる取引がある場合には重要な取引と考えられ開示が必要となるため、日本政策投資銀行からの借入残高514,120千円については開示対象であった。

今後は、開示対象となる取引について正確に把握し、十分に検討されたい。

6. 一般財団法人岡山県国際交流協会

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	県民生活部	 <p>指定管理を受けている岡山県国際交流センターの外観</p>
所在地	岡山市北区奉還町 2-2-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,015,410 千円 (600,000 千円、 59.1%)	
設立目的	世界の人々との相互理解と友好親善を深めるとともに、世界の人々との学術文化、スポーツ、経済等の幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県国際交流センターの管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際協力、貢献に関する事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流の推進に関する事業 ○国際理解に関する事業 ○外国人に対する情報提供等に関する事業 ○多文化共生社会の実現に関する事業 ○NGO・NPO・ボランティアの育成及び支援に関する事業 ○広報・出版及び調査に関する事業 ○その他法人の目的を達成するために必要な事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	1,165,373 千円	1,171,394 千円	1,207,485 千円
B 総負債 *1	43,569 千円	42,344 千円	55,374 千円

正味財産(A-B)	1,121,804 千円	1,129,050 千円	1,152,111 千円
(うち基本財産)	1,015,410 千円	1,015,410 千円	1,015,410 千円
(累積剰余または損失)	106,394 千円	113,640 千円	136,701 千円
C 収益	144,038 千円	163,521 千円	170,488 千円
(うち県支出金)	55,231 千円	56,525 千円	56,442 千円
(県支出金割合)	38.3%	34.6%	33.1%
D 費用	142,849 千円	156,275 千円	147,426 千円
当期正味財産増減額(C-D)	1,189 千円	7,246 千円	23,062 千円

(主な増減の内容について)

- *1. 総負債の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 13,030 千円増加している。
 主な増加要因は貸会議室の事前予約が増加したことによる前受金の増加 5,651 千円等による。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22		H23	
県出資金	55,231 千円		56,525 千円		56,442 千円	
(委託料/指定管理料)	55,231 千円		56,525 千円		56,442 千円	
(補助金)	-千円		-千円		-千円	
(負担金)	-千円		-千円		-千円	
役職員の状況	H21	H22	H23			
役員	27 人	27 人	27 人			
常勤	1 人	1 人	1 人			
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人			
非常勤	26 人	26 人	26 人			
(うち県職員)	2 人	2 人	2 人			
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人			
職員	16 人	16 人	16 人			
常勤	4 人	4 人	2 人			
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人			
非常勤	12 人	12 人	14 人			
(うち県職員)	-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人			

岡山県国際交流センター内のロビー

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		1,008,245 千円
	(うち国債等)	508,245 千円
	(うち仕組債)	500,000 千円
	(含み損益)	△84,234 千円

(5) 意見

一般財団法人岡山県国際交流協会(以下、「同協会」という。)は、県の公の施設である岡山国際交流センターの貸館業務(利用料金制)を主としたハードウェアの管理運営および国際交流の推進関連の事業等のソフトウェアの指定管理者として事業を営む一般財団法人である。

1. 県による指定管理者制度の事例分析の必要性について

岡山国際交流センターの施設利用率は下表のとおり、全体として増加傾向にあり、また施設利用率は立地条件に恵まれていることもあるが、相対的に高い水準で推移している。

岡山国際交流センターの利用度の推移

	レセプション	国際会議	研修室	交流S	会議(1)	会議(2)	会議(3)	和室	調理室	多目的H	イベントH	全館	延べ入場者数
H23年4月～H24年3月	40.4%	36.3%	62.3%	70.7%	59.0%	72.6%	62.2%	6.7%	12.5%	62.4%	37.9%	47.6%	198,338
H22年4月～H23年3月	37.5%	38.1%	63.2%	69.7%	59.1%	69.7%	60.8%	8.3%	11.3%	60.1%	29.8%	46.2%	187,911
H21年4月～H22年3月	30.2%	39.6%	54.1%	67.8%	54.4%	70.5%	64.8%	9.3%	12.7%	54.4%	17.2%	43.2%	174,543

この背景にはセンターの貸館業務と国際交流事業が一体として運営されることによる強みが発揮されているものと考えられ、他の公の施設の指定管理においても参考とされたい。

一般に公の施設の指定管理において、自治体の財政状況が厳しく歳出削減が迫られていることを背景として、指定管理期間の満了の都度指定管理料が引き下げられ、これが事務事業の規模縮小によるサービスの低下や指定管理者側の事業意欲の低下を招き、そのことが施設の利用者数の減少を招くという悪循環を招く構造が指摘されている。

施設の利用率を向上させるには、指定管理者の創意工夫と構成員の意識改革による地道な努力、そしてそれを支える投資資金の裏付け、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要であるものとする。

同協会は、公益法人改革に関して収益事業である貸館業務が大半であることから公益法人の認定は受けず、一般財団法人に移行しつつも非営利性が徹底された法人(営利型非分配法人)として法人税の軽減措置を受け、また同協会の利用率向上で得た余剰資金を分配することなく、同協会の魅力向上や国際交流事業に投下する好循環が生まれているものとする。

営利型非分配法人(法人税法施行令3①)

- ①剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- ②解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ③上記1及び2の定款の定め違反する行為をしたことがないこと。
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

県は、歳出削減のための指定管理料の減額志向だけでなく、指定管理者の経営モデルの成功事例として同協会の分析を行い、それを基に誘因を設定し利用料金制による収益増加メリットを追求して、制度運用の有効性を高めるべきと考える。

7. 公益財団法人岡山県環境保全事業団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	環境文化部	
所在地	岡山市南区内尾 665-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,626,500 千円 (100,000 千円、 6.1%)	
設立目的	岡山県の区域において、資源循環型社会の形成、良好な生活環境の確保、自然共生社会の形成及び地球環境の保全など、環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより、快適で持続可能な地域社会の実現に寄与する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県自然保護センターの管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策事業 ○環境経営支援事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理処分事業 ○循環型社会推進事業 ○環境緑化事業 ○環境コンサルタント事業 ○環境測定分析事業 ○環境調査事業 ○環境保全に関する普及啓発事業 ○その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 	

岡山県環境保全事業団外観

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		17,516,212 千円	17,136,204 千円	16,991,714 千円
B 総負債		9,266,084 千円	8,724,761 千円	8,334,574 千円
正味財産(A-B)		8,250,128 千円	8,411,443 千円	8,657,140 千円
	(うち基本財産)	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円
	(累積剰余または損失)	7,750,128 千円	7,911,443 千円	8,157,140 千円
C 収益		4,076,914 千円	4,170,590 千円	3,885,033 千円
	(うち県支出金)	949,195 千円	862,604 千円	853,279 千円
	(県支出金割合)	23.3%	20.7%	22.0%
D 費用		4,203,963 千円	4,009,275 千円	3,639,336 千円
当期正味財産増減額(C-D)		△127,049 千円	161,315 千円	245,697 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22		H23	
県支出金		949,195 千円		862,604 千円		853,279 千円	
	(委託料/指定管理料)	878,861 千円		860,854 千円		851,529 千円	
	(補助金)	70,334 千円		1,750 千円		1,750 千円	
	(負担金)	-千円		-千円		-千円	
その他							
	損失補償限度額	11,000,000 千円		11,000,000 千円		11,000,000 千円	
	損失補償契約に係る債務残高	7,273,600 千円		6,547,200 千円		5,820,800 千円	
役職員の状況		H21	H22	H23			
役員		28 人	28 人	27 人			
	常勤	2 人	2 人	2 人			
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人			
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人			
	非常勤	26 人	26 人	25 人			
	(うち県職員)	1 人	1 人	1 人			
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人			
職員		116 人	106 人	111 人			



岡山県環境保全事業団内部

常勤	116 人	106 人	111 人
(うち県派遣職員)	1 人	-人	-人
(うち県 OB ※)	2 人	2 人	2 人
非常勤	-人	-人	-人
(うち県職員)	-人	-人	-人
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	200,000 千円
(うち国債等)	-千円
(うち仕組債)	200,000 千円
(含み損益)	△34,700 千円

(5) 指摘内容

公益財団法人岡山県環境保全事業団(以下、「同法人」という。)は、県内において環境保全のための各種事業を展開し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に昭和 49 年に財団法人として設立された。

産業廃棄物の処理処分事業では、倉敷市水島地区において昭和 54 年に埋立処分場、平成 11 年に中間処理を行うクリーンセンターを供用し処理処分を行っている。環境調査事業では、県民が安心して生活できる環境を保持するため、環境に関する検査分析やアセスメント、大気測定機器の保守管理を行っている。平成 14 年に「岡山県地球温暖化防止活動推進センター」、平成 16 年には「岡山県循環資源総合情報支援センター」の指定を受けるなど、温暖化防止や循環型社会形成を足がかりとした持続可能な社会の実現を目指している。

また、自然とのふれあいを通して「自然保護」の心を多くの人たちに理解してもらえよう、平成 19 年度から「岡山県自然保護センター」を指定管理者として管理運営している。平成 24 年 4 月からは、既存の全事業が公益認定を受け、公益財団法人として事業を行っている。

1. 貸倒引当金の計上について

同法人における産業廃棄物処理処分料金等の売掛金残高(平成 24 年 3 月末残高 537,425 千円)のうち、次のとおり回収懸念債権が発生しているが、貸倒引当金が計上されていない。

○ 回収懸念債権の状況 (平成 24 年 11 月 2 日現在)

	当初債権発生日	滞留金額
① A社	平成 23 年 6 月 30 日	194 千円
② B社	平成 22 年 4 月 30 日	30 千円
③ C社	平成 21 年 2 月 28 日	539 千円
④ D社	平成 21 年 2 月 28 日	7,163 千円
⑤ E社	平成 20 年 8 月 31 日	<u>905 千円</u>
		<u>8,833 千円</u>

公益法人会計基準及び金融商品会計基準により、金銭債権は回収可能性により**(i)一般債権**(回収懸念等の問題の発生していない債権)、**(ii)貸倒懸念債権**(重大な問題が発生もしくは発生する可能性が高い債権)、**(iii)破産更生債権**(実際に破綻した中小企業者等の債権)の 3 つに区分することとされている。**(i)**は、現時点では貸倒の問題等は生じていないものの、過去の債権貸倒実績率等合理的な方法で引当計上することとされ、**(ii)**は、個別に回収可能性を勘案し、貸倒見積高を計上する。**(iii)**は、回収見込高を差し引いた全額を貸倒見積高として個別に計上することとされている。同法人も、この考え方に基づいて貸倒引当金を計上すべきである。

(6)意見

1. ゴルフ勘定の減損の検討について

①ゴルフ勘定の計上までの経緯

平成8年8月にゴルフ場の開発運営を業とする第三セクターとして、県2,000万円、倉敷市1,000万円、同法人3,000万円、その他民間企業4,000万円の合計資本金1億円で水島シーサイド開発株式会社が設立された。

平成11年10月にゴルフ場を開場するも、当初見込んだ収入を確保できず、平成13年9月に清算するに至った。

清算に際し、同法人は保有する水島シーサイド開発に対する債権を放棄し代物弁済としてゴルフコース、建物、その他資産について受入れることになった。



写真左上部 第1処分場の約半分を占める52haがゴルフ場である

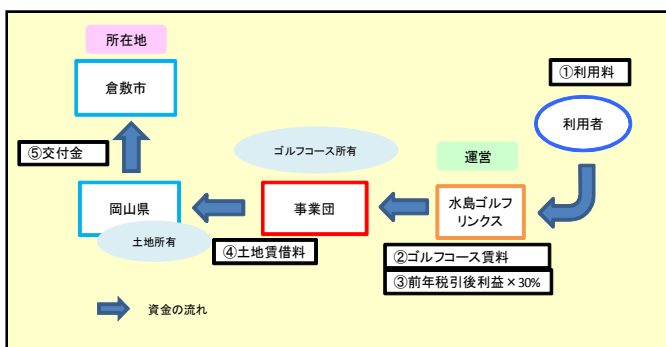
清算時の状況		
① 権放棄額		1,593,980,000 円
② 資金消滅額		30,000,000 円
③ 入代物弁済	ゴルフコース	589,000,000 円
	建物	140,000,000 円
	その他資産	24,520,000 円
	合計	753,520,000 円

②現在の事業運営

清算の代物弁済としてゴルフコースを受け入れた同法人は、新たに土地の所有者と賃貸借契約を結び、同時に運営委託先として株式会社水島ゴルフリンクスと賃貸借契約を締結している。

土地を所有している県は、所在する倉敷市に対し国有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金を交付し、その見合額を同法人に土地賃貸借料として請求している。

同法人は当該見合額をゴルフコースの賃料として受け取っており、(下図において②、④、⑤の金額が同じ)県に支払う賃借料と水島ゴルフリンクスから受け取る賃料が相殺されることとなり資金面での追加拠出等は生じない。



ゴルフ事業スキーム図

しかしながら、損益面では同法人がゴルフ場に有する固定資産についての減価償却費を負担するため、ゴルフ事業として利益が生じるのは運営委託先である水島ゴルフリンクスに利益が生じ、収益として水島ゴルフリンクスより受ける利益相当額の30%(左図③)が減価償却費を上回る場合に限定されている。

現状では水島ゴルフリンクスに最終利益が生じていないため、利益連動収入は得られずゴルフ

事業については、固定資産の減価償却費分が損失となっていた。

③減損損失の検討

資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合会計上、回収可能性を反映させるように、帳簿価額を減額する処理、いわゆる減損処理が必要となる。同法人において平成 23 年度末の貸借対照表に計上されているゴルフ勘定及びゴルフ関連固定資産の合計額は 453 百万円であるが、一方でゴルフ事業から生じるキャッシュ・フローは前記②の状況から平成 23 年度は純額ではない。したがって、当該事業は固定資産投資額を上回る回収が見込める状態がなく、固定資産の減損に係る会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針に照らしても、営業活動から生じる損益が継続して損失となることから減損処理の検討が必要であるものとする。

平成 23 年度末のゴルフ関連固定資産	
1.コース勘定	343,640,000 円
2.建物	53,400,297 円
3.建物付属設備	9,462,945 円
4.構築物	45,449,704 円
5.工具器具備品	1,080,591 円
合計	453,033,537 円

なお、平成 26 年 9 月に県と同法人との土地の賃貸借契約の期限が切れるため、新規の契約について協議の予定である。

新規の契約の内容次第では、将来キャッシュ・フローに見込める場合や回収ができない事が確定する場合等が考えられるため、期末時には当該契約内容を十分検討の上で、減損の要否について検討しなければならない。

固定資産の減損に係る会計基準 三 3

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。

固定資産の減損に係る会計基準の適用指針

11.減損の兆候がある場合には、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行う

略

例えば、第 12 項から第 17 項に示されるような減損の兆候がある資産又は資産グループを識別する。

12.資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合には、減損の兆候となる。

13.資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、例えば、以下のような当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、又は、生じる見込みである場合には、減損の兆候となる。

14.資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、又は、悪化する見込みである場合には、減損の兆候となる。

15.資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したことは、減損の兆候となる。

以下略

2. 随意契約について

同法人では現在管轄内の4カ所の建設残土センターの管理運営について、特定の民間事業会社と数年間にわたり随意契約を行っていた。ここで、同法人は随意契約により締結する理由を、新たに別会社と契約を締結した場合、新規の管理事務所の設営及び重機の搬入コストが生じるためとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としていた。

建設残土センターの管理運營業務については、県の公共事業の状況に応じて搬入される土の総量に変動があるため、年度によっては業務量が著しく少なくなり、契約金額についても1~2百万円の場合もあった。この場合、同法人の想定する事業年度毎の残土センターの管理委託に係る初期費用は過度の負担となるため、現状の随意契約としたほうが経済合理的であるものとする。

しかしながら、平成23年度の当該4センターの事業に関する契約の落札率は、予定価格に対し平均97.9%と高い状況であり、一般競争入札とした場合には予定価格に対する落札率の下落の余地も考えられるため、契約を切り替えた場合に生じる費用と落札率の下落による契約額の減少を検討の上、経済合理性の観点から一般競争入札の導入の可能性について検討すべきである。

地方自治法施行令（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

以下略

8. 公益財団法人岡山県郷土文化財団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	環境文化部	
所在地	岡山県北区石関町 2-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	856,142 千円 (490,100 千円、 57.2%)	
設立目的	岡山県下に所在する優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理とその利用の促進を図るとともに、岡山県ゆかりの先賢顕彰並びに伝統に根ざした地域文化の創造を行うことにより「うるおい」と「やすらぎ」のある郷土づくりに寄与する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太記念館の管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県「内田百聞文学賞」の募集等 ○ 岡山県後樂園の管理業務 ○ 自然保護センターのタンチョウの飼育業務 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財等保護活用事業 ○ 普及啓発事業 ○ 地域文化振興事業 	

財団の事務所

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	1,373,233 千円	1,237,171 千円	1,283,385 千円	
B 総負債	139,200 千円	140,434 千円	180,197 千円	
正味財産 (A-B)	1,234,033 千円	1,096,737 千円	1,103,188 千円	
	(うち基本財産)	855,280 千円	855,480 千円	856,142 千円
	(累積剰余または損失)	378,753 千円	241,257 千円	247,046 千円

C 収益		400,847 千円	416,112 千円	406,818 千円
	(うち県支出金)	291,989 千円	305,004 千円	293,557 千円
	(県支出金割合)	72.8%	73.3%	72.2%
D 費用		393,368 千円	408,782 千円	400,368 千円
当期正味財産増減額(C-D)		7,479 千円	7,330 千円	6,450 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	291,989 千円		305,004 千円	293,557 千円
	(委託料/指定管理料)		282,256 千円	278,662 千円
	(補助金)		9,733 千円	14,895 千円
	(負担金)		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	13 人	15 人	15 人	
常勤	-人	1 人	1 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	1 人	1 人	
非常勤	13 人	14 人	14 人	
(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	31 人	31 人	30 人	
常勤	30 人	30 人	30 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	7 人	6 人	6 人	
非常勤	1 人	1 人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	-人	



指定管理を受けている岡崎嘉平太記念館の内部

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	985,387 千円

(うち国債等)	985,387 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

公益財団法人岡山県郷土文化財団(以下、「同財団」という。)は、郷土おかやまの自然や文化的遺産に対する県民の理解を深め、保護・保全・景観の美化等に努めるとともに、郷土ゆかりの先賢の顕彰と、伝統に根ざした新たな地域文化の創造を目指し、県、市町村、民間団体等と連携し、文化財等保護活用事業、普及啓発事業、地域文化振興事業、受託事業を行っている。

1. 特別分配金の会計処理方法について

同財団が現在保有する有価証券のうち投資信託3銘柄について、平成20年度より平成23年度で総額106百万円の特別分配金を受け取っているが、同財団は当該特別分配金を受け取った際に、受取利息として認識している。

特別分配金は預貯金の利息等とは異なり、投資資産の純資産から支払われるものであるため、元本の払い戻しの性格を有する。よって、特別分配金を受領した際は、当該金額だけ取得原価を減額する必要がある。

これら3種類の有価証券については、期末時点で時価評価を実施しているため、会計処理の違いが損益に与える影響はないが、有価証券評価損益として認識すべき金額と有価証券利息として認識すべき金額が混在することになる。

(6) 意見

1. 固定資産の現物管理について

同財団担当者によると、固定資産について毎年実査を行っているとのことであるが、固定資産を実査する要領やマニュアルは特になく、実査した証跡等も特になかった。管理の客観性を持たせる観点から、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。なお、その際には、実査した資料に実査証跡が判るようにしておき、担当者印及び上長等の責任者印を押印しておくことにより責任の所在を明確にしておく必要がある。

2. アンケート調査方法の見直しについて

同財団は、犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太記念館の指定管理者となり、管理運営を実施している。指定管理者制度が導入されている「公の施設」については、施設の利用者の意向を把握し、管理業務に反映するため、毎年アンケート調査を実施することが「岡山県 指定管理者制度運用の手引き」に記載されている。

平成23年度における犬養木堂記念でのアンケート調査結果の回答数は248名、岡崎嘉平太記念館でのアンケート調査結果の回答数は51名で、回答者数が比較的少なくなっている。これは、いずれの調査も各施設で行われる企画展の際にアンケート調査用紙を配布する方法で実施しているのみであるからと推察される。

指定管理者制度が導入されている「公の施設」についてアンケート調査を実施するのは、利用者ニーズに柔軟な発想で対応することで、より質の高いサービスの提供が期待されるからであるが、このような少ない回答者数に基づく分析では、当該期待の達成は困難となってしまうものと考える。


また、各施設のアンケート内容は性別、年齢、住所、来館頻度、職員対応、施設管理、満足度の項目についてであるが、これら項目での調査のみでは利用者ニーズを十分に掴めない可能性もあり、より具体的な要望を引き出すようなアンケートの工夫が望まれる。

両施設におけるアンケート調査の方法及び内容について検討を実施することにより、利用者ニーズを施設運営に反映できる体制を構築すべきであるものと考える。

9. 財団法人岡山シンフォニーホール

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	環境文化部	 <p>岡山シンフォニーホール内部</p>
所在地	岡山市北区表町 1-5-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	100,000 千円 (35,000 千円、 35.0%)	
設立目的	岡山シンフォニーホールの管理及び運営を行うとともに、自主文化事業を行うこと等により、地域文化の振興を図り、住民福祉の向上に寄与する。	
事業内容	<p><指定管理事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山シンフォニーホールの管理運営に関すること ○自主文化事業の企画や地域文化の振興にかかる調査研究及び普及啓発等に関すること ○芸術文化の創造、観賞、普及振興に関する事業を行うソフト事業 ○岡山シンフォニーホールの管理運営に資するために必要な財産の取得管理に関すること <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸術鑑賞事業 ○音楽芸術振興事業 ○青少年音楽普及事業 ○芸術文化を担う人材、団体の育成及び体験活動事業 ○チケットセンター運営事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	247,023 千円	265,674 千円	262,976 千円
B 総負債	87,467 千円	98,781 千円	108,427 千円
正味財産(A-B)	159,556 千円	166,893 千円	154,549 千円
(うち基本財産)	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円

	(累積剰余または損失)	59,556 千円	66,893 千円	54,549 千円
C 収益		304,361 千円	279,922 千円	307,822 千円
	(うち県支出金)	9,015 千円	9,015 千円	9,015 千円
	(県支出金割合)	3.0%	3.2%	2.9%
D 費用		286,681 千円	272,585 千円	320,166 千円
当期正味財産増減額(C-D)		17,680 千円	7,337 千円	△12,344 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県出資金		9,015 千円		9,015 千円	9,015 千円
	(委託料/指定管理料)	-千円		-千円	-千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	9,015 千円		9,015 千円	9,015 千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		12 人	12 人	12 人	
	常勤	1 人	2 人	2 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	11 人	10 人	10 人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
職員		18 人	17 人	18 人	
	常勤	18 人	17 人	18 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	-人	-人	-人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	



岡山シンフォニーホール外観

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	95,205 千円
(うち国債等)	95,205 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	1,077 千円

(5) 意見

財団法人岡山シンフォニーホール(以下、「同法人」という。)の設立は、昭和 47 年 3 月の山陽新幹線(新大阪～岡山)の開業により、岡山駅周辺の商業圏の集客力が高まり、中心商店街である表町商店街の一層の活性化が求められたことを背景とする。表町一丁目地区は、後樂園、岡山城、天神山等の文化・歴史ゾーンと商業ゾーンの結节点として、都市機能上からも極めて重要な地区である。岡山地域商業近代化実施計画(昭和 51 年 3 月策定)で、表町一丁目地区を表町商店街の北部再開発拠点に位置付け、催物広場を中心とした事務所、ホテル系の再開発事業の計画が行われた。同法人は、政令都市にふさわしい西日本の文化拠点施設として、全国に発信できる高いレベルの事業を企画、実施すると共に、ソフト面の充実を図り高度なサービスの提供を行うため設立された。

1. 一般会計と特別会計の人件費の区分について

指定管理者が、指定管理の対象となる事業のほか自主事業を営む場合、コストの事業別把握を適切に行うことは指定管理料が効率的・効果的に使用されているか、適切な水準であるかを判断するうえでも重要である。

同法人は、岡山市から岡山シンフォニーホールの管理運営に関するいわゆるハードの貸館業務のほか、自主文化事業の企画や地域文化の振興にかかる調査研究及び普及啓発等に関すること、芸術文化の創造、観賞、普及振興に関する事業を行うソフト事業の指定管理を受けている。県は岡山市と同じ出資割合の 35%の出資があり、一部負担金の支出があるだけである。

指定管理料は、岡山市との指定管理協定により下記のように、指定管理事業で発生した実費に基づいて事後清算するものとされている。

○指定管理協定書の一部(平成 23 年度)

第 7 条 第 1 項 甲(岡山市)は、協定期間中の岡山シンフォニーホールの管理運営に必要な経費として、金 154,300,000 円(消費税等込)を乙(同法人)に支払うものとする。

第 9 条 第 1 項 乙(同法人)は、前条により支払いを受けた指定管理料について、協定期間終了後 2 カ月以内にこれを精算し、確定しなければならない。

第 2 項 指定管理料の確定額は、第 7 条第 1 項の指定管理料を上限とする。

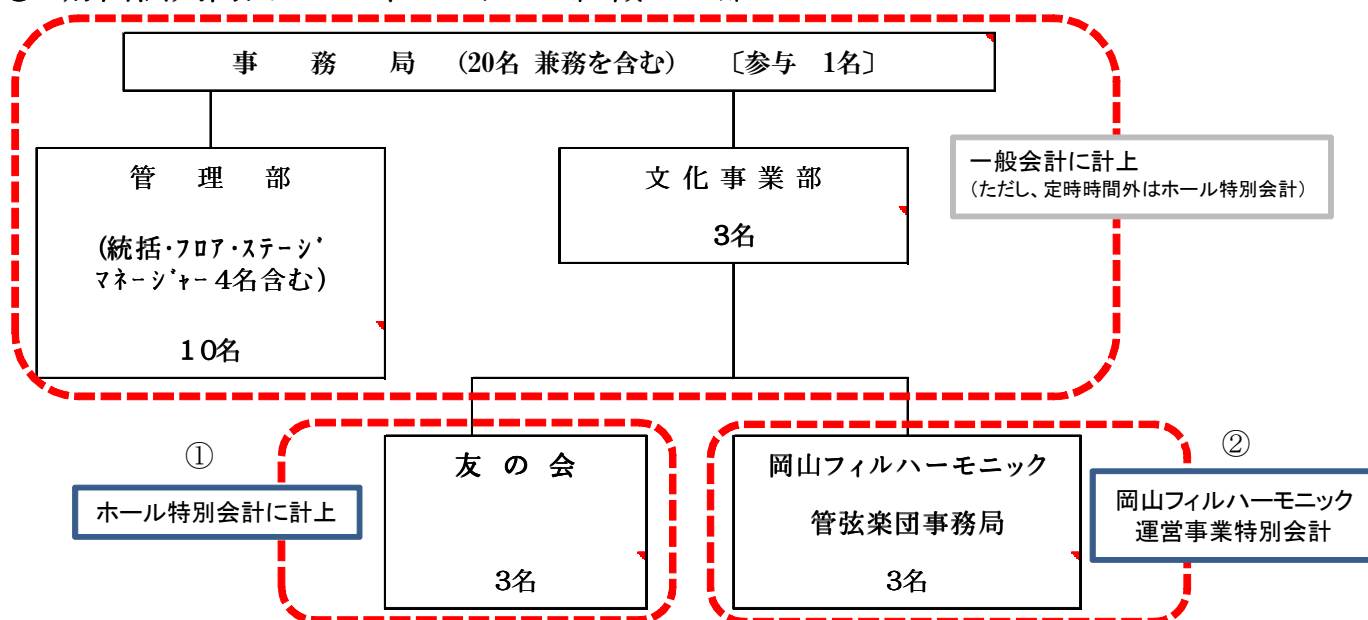
同法人は、指定管理事業のほか 2 つの自主事業を運営しそれぞれ特別会計を設けている。①芸術鑑賞や音楽

芸術振興のための公演時会場設営やチケットセンターにおけるチケット販売業務等の運営事業（岡山シンフォニーホール特別会計）と、②岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局運営事業（岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業特別会計）である。

人件費については下図のとおり、チケットセンター（友の会）に配属された者の人件費を①の特別会計に、岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局に配属された者の人件費を②の特別会計に計上し、それ以外の管理業務や自主文化事業の企画業務に係る人件費は一般会計に計上している。

ところが、①や②の事業においても経理業務やホールの管理運営・企画業務等に関する財団内部のサービスは受けており、これらのコストは、同法人の事業部別の執務時間を集計し、この執務時間に応じて原価配分をするなどして特別会計にも配布させるべきであるが、同法人では現在までのところこのような原価計算は行われておらず、適正に配布する方が望ましいものと考ええる。

○ 財団法人岡山シンフォニーホール組織の一部



2. 施設の利用度の向上策について

次表は、岡山シンフォニーホールの施設利用者の推移であるが、平成 18 年以降利用者数が年々減少傾向にある。

施設の利用率を向上させるには、指定管理者の創意工夫と構成員の意識改革による地道な努力、そしてそれを支える投資資金の裏付け、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要である。

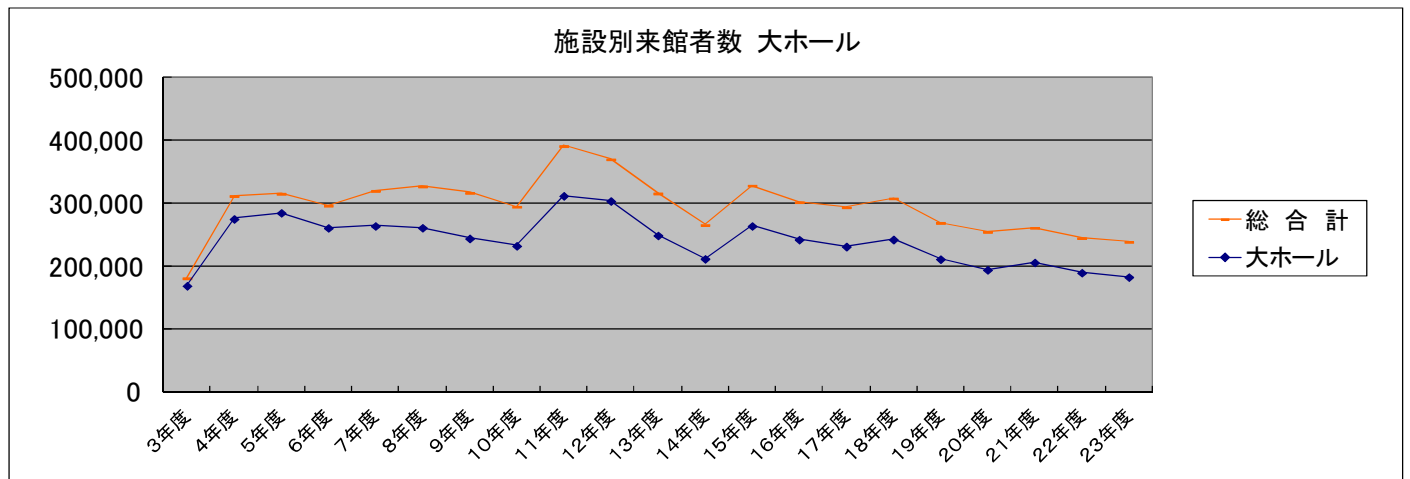
シンフォニーホールの貸出予約は向こう 1 年 3 ヶ月前から受け付けているが、施設利用者の活動実績を分析し、定番催事の企画時期を狙いダイレクトメール発信することや商工会議所等を通じた民間事業者への広報活動など同法人側から利用を促進する提案を行うなど、能動的な営業活動を強化すべきである。

○ 施設別来館者数の年次推移 その1

平成3～23年度 岡山シンフォニーホール 施設別来館者数対比表							
	総合計	大ホール	イベントH	和風ホール	スタジオ1	スタジオ2	附属施設
3年度	181,270	169,335	9,276	1,283	1,263	113	0
4年度	312,047	275,595	26,703	5,903	2,895	951	0
5年度	315,579	285,163	19,955	4,445	3,708	2,308	0
6年度	296,742	261,306	25,012	3,337	5,033	2,054	0
7年度	320,335	264,458	31,292	8,240	11,998	4,347	0
8年度	327,457	261,690	28,050	10,621	12,210	4,828	10,058
9年度	317,079	244,634	29,183	12,994	16,649	5,233	8,386
10年度	294,968	232,832	24,682	11,571	12,541	5,836	7,506
11年度	391,518	312,376	32,163	12,838	14,723	8,311	11,107
12年度	370,335	304,142	27,227	11,964	12,305	5,690	9,007
13年度	316,141	249,443	31,346	10,443	11,111	5,674	8,124
14年度	266,133	212,143	22,815	9,503	10,740	4,773	6,159
15年度	328,564	264,380	28,160	10,751	12,500	5,476	7,297
16年度	302,291	242,690	26,987	8,972	11,967	4,342	7,333
17年度	294,007	231,694	28,445	9,274	11,258	6,027	7,309
18年度	308,241	242,880	28,447	11,698	12,010	5,847	7,359
19年度	269,367	211,768	25,037	10,515	10,567	5,093	6,387
20年度	255,116	194,755	27,343	9,945	11,332	5,478	6,263
21年度	261,424	206,253	24,486	8,783	11,020	4,776	6,106
22年度	245,051	190,123	26,859	8,480	10,119	3,701	5,769
23年度	239,057	183,116	26,852	8,493	9,840	4,662	6,094

平成24年4月1日現在

○ 施設別来館者数の年次推移 その2




シンフォニーホールの貸館事業土地建物の所有および指定管理を行う者はいずれも岡山市であるが、県も市と同様出資比率 35%の最大出資者なのであるから、今後事業経営の改善に向けて積極的に指導すべきであるものとする。

10. 公益財団法人岡山県体育協会

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	環境文化部	
所在地	岡山市北区いずみ町 2-1-3	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,107,558 千円 (885,515 千円、 80.0%)	
設立目的	岡山県下における体育・スポーツの普及振興に関する事業を行い、県民の体力の向上と、スポーツ精神を養う。	
事業内容	<p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯スポーツの普及振興を図るため地域スポーツクラブの育成、ニュースポーツの普及等の支援 ○研修会、講習会等におけるスポーツ指導者の育成 ○国民体育大会に参加する選手及び役員の派遣等 ○競技普及、競技力の維持向上等 ○体育、スポーツに関する調査研究及びスポーツ選手に対する医科学的サポートの実施 ○体育、スポーツの普及振興に功績のあった者に対する表彰 ○各種スポーツ振興事業、スポーツに関する普及啓発を図る広報活動 ○スポーツ少年団をはじめとする青少年スポーツの育成 ○スポーツの振興と青少年の健全育成を促進するスポーツ拠点施設としての玉野スポーツセンターの管理運営 	

岡山県体育協会の事務所外観

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	1,242,349 千円	1,236,508 千円	1,223,266 千円
B 総負債	12,923 千円	17,590 千円	14,683 千円
正味財産(A-B)	1,229,426 千円	1,218,918 千円	1,208,583 千円

	(うち基本財産)	1,124,943 千円	1,115,362 千円	1,107,558 千円
	(累積剰余または損失)	104,483 千円	103,556 千円	101,025 千円
C 収益		251,267 千円	270,395 千円	291,717 千円
	(うち県支出金)	131,110 千円	137,550 千円	142,288 千円
	(県支出金割合)	52.2%	50.9%	48.8%
D 費用		243,234 千円	280,565 千円	302,052 千円
当期正味財産増減額(C-D)		8,033 千円	△10,170 千円	△10,335 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21			H22			H23		
県支出金	131,110 千円			137,550 千円			142,288 千円		
(委託料/指定管理料)	-千円			-千円			-千円		
(補助金)	131,110 千円			137,550 千円			142,288 千円		
(負担金)	-千円			-千円			-千円		
役職員の状況	H21	H22	H23						
役員	36 人	36 人	36 人						
常勤	-人	-人	-人						
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人						
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人						
非常勤	36 人	36 人	36 人						
(うち県職員)	5 人	5 人	5 人						
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人						
職員	14 人	15 人	14 人						
常勤	13 人	14 人	14 人						
(うち県派遣職員)	1 人	-人	-人						
(うち県 OB ※)	1 人	2 人	2 人						
非常勤	1 人	1 人	-人						
(うち県職員)	-人	-人	-人						
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人						

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	1,001,525 千円
(うち国債等)	1,001,525 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

公益財団法人岡山県体育協会(以下、「同協会」という。)は、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団の育成支援など県民だれもがスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ」の推進や国民体育大会への選手派遣及びジュニア・成年選手の育成強化など県民に活力と希望を与える「競技スポーツ」の推進を基本に、県及び関係団体と連携強化を図り、各種事業を積極的に実施している。また、スポーツ拠点施設としての玉野スポーツセンターの利用促進を図っている。

1. 中長期経営計画の見直しについて

同協会は平成18年度から平成27年度までの10か年間の計画期間として『財団法人岡山県体育協会競技力向上計画「GOLD PLAN OKAYAMA」』を策定している。しかし、中長期経営計画はその状況に応じて随時見直されるべきものであるが、現状ではそのままとなっている。また、各年度においてその中長期経営計画が実績とどのように乖離しているのかということについても特に分析がされていない。中長期経営計画は策定して終わるものではなく、実績との差額分析を随時行うことで適時に修正し実現可能な目標として見直していくものである。

今後は中長期経営計画のもと予算を作成し、毎年の事業の執行状況を対比することにより、計画に沿った事業展開や予算確保ができていくかどうかを検証し、その後の事業に反映するルールを明確にする必要があるものと考えられる。

2. 中長期経営計画の財務数値化について

同協会が策定していた長期経営計画は行動計画としての中長期経営計画であり、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画は策定されていなかった。そのため、事業としての取組の方向性は分かるものの、同協会の事業運営としての長期的な損益の予測及びキャッシュ・フローの予測は策定されていなかった。公益性の高い財団であるとはいえ、組織として維持存続、発展するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。今後は長期の行動計画を策定すると同時にそれを財務数値に置き換えて、それらを両輪として事業運営に資する計画とする必要がある。

3. 補助金交付申請等の日付について

県へ補助金の交付申請をするに際して、同協会では決裁書により法人内での承認を受けているが、記載されている日付等が時系列的に矛盾した書類となっている。

決裁書起案日	決裁日	補助金交付申請日	補助金交付決定日
平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 4 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日

起案日と申請日及び交付決定日が同日であり、かつ、同協会内における決裁日がそれよりも遅い日付となっており、書面上、事後承認になっている。この背景として、県の所管部局から交付申請日を4月1日にできないかと打診があり、また同協会内部における決裁の合意は県との協議を経て3月中にすべて行われているものの、決裁権限者の書面決裁が遅れたとのことである。厳格な審査の実施について疑念を持たれないためにも、意識を徹底していく必要がある。

(6)意見

1. 玉野スポーツセンターの料金設定について

玉野スポーツセンターの宿泊施設等に関して、施設利用料金について設定されているが、県内利用者と県外利用者との料金の差が設けられていない。同協会の設立目的が岡山県下における体育・スポーツの普及振興を行うことであることから、県内利用者と県外利用者の料金設定については差を設けるなどして県内利用者に対して優遇した措置をとるべきと考える。

2. 玉野スポーツセンターの大規模修繕について

玉野スポーツセンターの建物等の施設は、かなり老朽化しているために同協会においても大規模修繕の必要性を認識している。

これらの大規模修繕が具体化され、かつ会計上引当金の計上要件を満たす場合は、修繕引当金等の適当な科目により計上する必要がある。ここで引当金の計上要件とは企業会計原則注解18において次のとおり定めている。

- ①将来の特定の費用または損失であること
- ②発生が当期以前の事象に起因すること
- ③高い発生可能性があること
- ④金額が合理的に見積り可能であること

これらの要件に当てはめて、今後は引当計上の必要性について検討していく必要がある。

また、この大規模修繕負担が巨額のものになると推測されることから、当該事業の継続性そのものについて検討する必要が生じている。今後はこの状況も踏まえて、事業運営に努める必要がある。


3. 固定資産の現物管理について

固定資産について、毎年実査を行っているとのことだが、固定資産を実査する要領やマニュアルは特になく、実査した証跡等が残されていなかった。管理の客観性を持たせる観点から、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要がある。そして、その際には、実査した資料にその証跡が残るようにしておき、担当者印及び上長等の責任者印を押印しておくことにより責任の所在を明確にしておく必要がある。

11. 財団法人児島湖流域水質保全基金

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	環境文化部	
所在地	岡山市北区内山下 2-4-6	
資本金等 (内、県出資金比率)	237,342 千円 (100,000 千円、 42.1%)	
設立目的	児島湖及びその流域河川の水質浄化を推進し、もって児島湖及びその流域の良好な環境の保全に資する。	
事業内容	<p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児島湖環境学習用教材作成業務 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児島湖及びその流域河川の水質浄化に関する調査研究事業 ○ 児島湖及びその流域河川の水質浄化を図るための啓発普及事業 ○ 児島湖の水質浄化を推進する団体が行う児島湖及びその流域河川の水質浄化活動への援助 ○ 児島湖流域市町村が行う児島湖及びその流域河川の水質浄化対策事業への協力 ○ その他財団の設立目的を達成するために必要な事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	238,351 千円	240,316 千円	239,187 千円	
B 総負債	-千円	-千円	-千円	
正味財産(A-B)	238,351 千円	240,316 千円	239,187 千円	
	(うち基本財産)	237,325 千円	237,325 千円	237,342 千円
	(累積剰余または損失)	1,026 千円	2,991 千円	1,845 千円
C 収益	3,511 千円	3,512 千円	3,402 千円	
	(うち県支出金)	-千円	-千円	-千円

	(県支出金割合)	-%	-%	-%
D 費用		3,508 千円	1,548 千円	4,531 千円
当期正味財産増減額(C-D)		3 千円	1,964 千円	△1,129 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22		H23	
県支出金		-千円		-千円		-千円	
(委託料/指定管理)		-千円		-千円		-千円	
(補助金)		-千円		-千円		-千円	
(負担金)		-千円		-千円		-千円	
役職員の状況		H21	H22	H23			
役員		12 人	13 人	13 人			
常勤		-人	-人	-人			
(うち県派遣職員)		-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)		-人	-人	-人			
非常勤		12 人	13 人	13 人			
(うち県職員)		2 人	2 人	2 人			
(うち県 OB ※)		-人	-人	-人			
職員		9 人	9 人	9 人			
常勤		-人	-人	-人			
(うち県派遣職員)		-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)		-人	-人	-人			
非常勤		9 人	9 人	9 人			
(うち県職員)		9 人	9 人	9 人			
(うち県 OB ※)		-人	-人	-人			



児島湖の流域図

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		226,735 千円
(うち国債等)		226,735 千円
(うち仕組債)		-千円
(含み損益)		△3,587 千円

(5) 指摘内容

財団法人児島湖流域水質保全基金(以下、「同法人」という。)では、児島湖及びその流域河川の水質浄化を促進し、流域の良好な環境を保全するために実施される実践活動等に対し、その経費の一部を助成している。また児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールにおいて「財団法人児島湖流域水質保全基金理事長賞」として優秀作品を表彰するなど、児島湖及びその流域の環境保全推進のために活動している。さらには、児島湖は、堤防造成後、50年を経過し、周辺の自然環境や生活環境に適応し、豊かな生態系が醸成されているが、この環境に至った経緯等を後世に残すため、小学校高学年から使える環境教育用教材を作成するなど、環境に対する教育にも取り組んでいる。

1. 理事会の開催時期について

同法人の寄附行為によると、「この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない」とされているが、平成23年度の事業計画及び予算は、事業年度が開始した後の平成23年6月の理事会で承認されており、寄附行為に違反している。事業計画及び予算の承認が事業年度開始後になされているのは大きな問題であり、寄附行為に定められているとおり、事業年度の開始前に承認を得るべきである。

2. 監事の選任について

同法人の監事は、設立以来、吉備中央町長と児島湾土地改良区理事長が就任している。

監事の職務は、理事の職務遂行を監督することであるから、理事とは異なる知見を求められるが、同法人においてはこのような見地から人選された形跡がない。制度上本来的に求められる人選を行うことが望まれる。

今後、公益法人に移行することを想定しているとのことであるから、少なくとも1名は実質的に財務・会計に関する知見を有する者を選任すべきである。

3. 補助金について

財団法人岡山市公園協会が行う「相生川周辺『浮き花壇』普及推進実証事業」に、平成23年度の水質浄化実践活動助成金1,300千円が支出されている。これは、この事業が「大学等との連携により植物による水質浄化事業の実践に必要な栽培管理技術及び注意事項を把握するものであり、他の団体が簡易に取り組むことが出来る仕組みを検討する本事業は、水質浄化実践活動として特に優れていると認められる」との判断による。

しかしながら決裁文書には水生植物を利用した水質浄化に関する“研究”報告書が添付されており、この事業が水質浄化“実践”活動に当たるものであることの具体的な説明はなされていなかった。本来、事前の申請段階で研究活動のみならず水質浄化実践活動として優れているか否かを判断すべきである。また、事後的な対応としては、水質改善効果の有無やその程度に関する報告を適切に求めるべきである。

4. 通帳・印鑑の管理について

同法人の通帳及び銀行印は、同法人の総務課長を兼任する県環境管理課副課長が施錠可能なロッカーに保

管している。少なくとも通帳と銀行印は別人物が保管するようにすべきである。

(6)意見

1. 同法人職員に就任している県職員の執務管理について


同法人の職員は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第2号の規定により、無報酬であること及び本務の遂行に支障をきたさないことを条件に、県の所管課の職員が従事している。

職務専念義務免除の申請を行う際には従事予定時間を申告しているが、実際の従事時間が把握・報告されていない。執務の実態把握の観点からも従事実績時間の報告をすることが望ましい。

12. 財団法人岡山県福祉事業団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	保健福祉部	 <p>岡山県福祉事業団が所有する岡山県総合福祉会館</p>
所在地	岡山市北区石関町 2-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	8,000 千円 (3,000 千円、 37.5%)	
設立目的	県と一体となって、県民の福祉のために必要な事業を行う。	
事業内容	<p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害児(者) 援護基金「ゴルフ基金」及び「山陽新聞ふれあい基金」の助成金配分 ○ 岡山県総合福祉会館の管理運営 ○ 岡山県福祉基金の管理、貸付 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産 *1	1,836,080 千円	1,546,780 千円	1,239,625 千円	
B 総負債 *2	1,753,517 千円	1,463,332 千円	994,468 千円	
正味財産 (A-B)	82,563 千円	83,448 千円	245,157 千円	
	(うち基本財産)	8,000 千円	8,000 千円	8,000 千円
	(累積剰余または損失)	74,563 千円	75,448 千円	237,157 千円
C 収益 *3	521,869 千円	483,340 千円	213,570 千円	
	(うち県支出金)	21,319 千円	20,982 千円	23,882 千円
	(県支出金割合)	4.1%	4.3%	11.2%
D 費用 *4	669,859 千円	597,476 千円	248,262 千円	
当期正味財産増減額 (C-D)	△147,990 千円	△114,136 千円	△34,692 千円	

(主な増減の内容について)

*1. 総資産の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 307,155 千円減少している。

主な減少要因は、資金貸付事業の減少に伴う長期貸付金の減少 207,480 千円、同じく資金貸付事業の減少に

伴う協調融資のための預託金の減少 139,000 千円、開示項目変更による固定資産の増加 105,886 千円による。

*2.総負債の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 468,864 千円減少している。

主な減少要因は、資金貸付事業の減少に伴う、外部調達した長期借入金の減少 347,750 千円、職員の退職による退職給付引当金の減少 13,756 千円、配分引当金の取崩しによる減少 32,807 千円、福祉基金引当金の取崩しによる減少 54,925 千円による。

*3.収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 269,770 千円減少している。

主な減少要因は、開示項目の違いにより平成 22 年度には貸付金返済収入 207,720 千円、借入金収入 65,600 千円が収益に含まれていることによる。

*4.費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 349,214 千円減少している。

主な減少要因は、開示項目の違いにより平成 22 年度には投資活動支出 5,800 千円、財務活動支出 371,080 千円が費用に含まれていること、平成 23 年度には指定正味財産の一般正味財産への振替額 12,589 千円が費用に含まれていること、及び事業費用のうち退職給付費用の増加 11,172 千円による。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		21,319 千円		20,982 千円	23,882 千円
	(委託料/指定管理料)	9,380 千円		9,375 千円	9,261 千円
	(補助金)	11,939 千円		11,607 千円	14,621 千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
その他					
	長期貸付金（年度末残高）	721,700 千円		625,700 千円	486,700 千円
	損失補償限度額	600,000 千円		600,000 千円	600,000 千円
	損失補償契約にかかる債務残高	832,220 千円		688,340 千円	479,590 千円
役職員の状況		H21	H22	H23	 <p>事業団が運営する貸ホール</p>
役員		12 人	12 人	12 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	11 人	11 人	11 人	

	(うち県職員)	1人	1人	1人
	(うち県OB ※)	4人	4人	4人
職員		27人	27人	27人
	常勤	8人	7人	6人
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人
	(うち県OB ※)	1人	1人	1人
	非常勤	19人	20人	21人
	(うち県職員)	-人	-人	-人
	(うち県OB ※)	-人	-人	-人



事務所と貸会議室の外観

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	211,700 千円
(うち国債等)	211,700 千円
(含み損益)	-千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

財団法人岡山県福祉事業団(以下、「同法人」という。)は、昭和 37 年 5 月に県民の福祉の振興に寄与するため設立され障害者支援のための助成金交付、岡山県総合福祉会館の管理運営、社会福祉施設への貸付事業、社会福祉施設への給食の提供を行っている。

平成 23 年度の主な事業実績は次のとおりである。

- ①助成金交付事業として「山陽新聞ふれあい基金」の助成件数 20 件、助成金額 1,130 千円、「心身障害児(者)援護基金(ゴルフ基金)」の助成件数 29 件、助成金額 5,250 千円の助成を行った。
- ②社会福祉施設への貸付事業として融資件数1件、融資金額 2,000 千円を実施し、平成 23 年度末の融資残高は 478,320 千円である。
- ③施設貸与事業として岡山県総合福祉会館の会議室及び大ホールの貸与 1,516 件、収入金額 18,642,383 円、公益活動を行う 12 団体に事務所の貸与を行った。
- ④社会福祉施設への給食提供事業として「ひらた旭川荘」との委託契約による給食提供数 189,455 食、「岡山県立岡山西支援学校」との委託契約による給食提供数 37,518 食を実施した。

なお、給食事業は平成 23 年度で廃止されている。

1.賞与支給について

同法人は、賞与について6月と12月に支給しており、かつ、会計上は現金主義で計上している。

	賞与支給額
平成23年 6月期	3,250 千円
平成23年12月期	3,537 千円
平成24年 6月期	2,367 千円

(非常勤職員は除く)

発生主義会計に基づき、支給対象期間により期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。

2.退職給付引当金について

同法人では退職給付引当金の計算方法として、期末時の職員自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度からの支給予定分を控除した額を同法人の支給する金額として退職給付引当金を計上している。

	平成23年3月期		平成24年3月期
引当金計上額	24,165 千円	引当金計上額	10,408 千円
引当不足額	9,659 千円	退職給付費用計上額	12,250 千円

(非常勤職員は除く)

しかしながら、平成22年度末時点で、給食事業にかかる職員に対する部分について9.6百万円の引当不足が生じていた。そのため当期に給食事業に係る職員が退職したことから、引当不足金額が平成23年度(平成24年3月期)の費用として計上されることとなり、退職給付費用が多額に計上されることとなった。

退職給付とは、一定期間にわたり労働を提供したこと等の理由に基づいて、退職以後に支給される給付をいい、労働の対価として支払われる賃金の後払いとして捉えて会計処理することから、当期の労働に対するもののみを費用として計上しなければならない。今後十分に注意されたい。

3.修繕積立預金の計上について

平成23年度において貸借対照表上、特定資産として修繕積立預金が20百万円計上されているが、その算出根拠となる個別具体的な修繕内容と金額については計画されていない。見積計上するための根拠資料を十分に整備すべきである。

4.中長期経営計画の財務数値化について

同法人における中長期経営計画は、行動計画としての計画であり、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画がない。そのため、事業としての取組の方向性は理解できるものの、事業団の事業運営としての中長期的な損益の状況及びキャッシュ・フローの状況は不明であった。

公益事業に取り組んでいるとはいえ維持存続、発展するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。また、「6.事業団としての事業の在り方について」において記述したように、事業団として中長期的な視野に立った福祉事業のあり方を取り入れた経営計画を構築する必要があり、そのために今後は、行動

計画を策定すると同時にそれを財務数値に置き換えて、それらを両輪として事業運営に資する計画とする必要がある。

(6)意見

1.岡山県総合福祉会館(以下、「福祉会館」という。)の耐震診断について

同法人の活動拠点である福祉会館は、昭和 51 年に建設され現在まで外壁等を補修しながら存立している。しかし、現在の建築基準法上の耐震性が確保されているか確認するために、県などの所有者で協議の上、早急に耐震診断を実施する必要があるものとする。

2.大規模修繕計画について

同法人において大規模修繕の工事内容についてリストアップされてはいるものの、修繕工事にかかる金額及び実施時期等について見積もられていなかった。

同法人における資金計画を含めた修繕計画を立てるために修繕について優先順位をつけて実施時期及び実施金額を把握する必要がある。

3.福祉会館に入居している団体との負担関係について

福祉会館に入居し事業を行っている団体に対しては、同法人は公益事業を支援する目的で賃料は無料とし、共益費だけを徴収している。共益費は、同法人が福祉会館全体においてかかる光熱費等を積算したものを、各入居者に対して入居面積に応じて負担させ請求している。

しかし、入居に関しての賃貸借契約上、その負担関係は特に詳細にはなっていないことから、賃貸借契約書において入居者との負担関係を明確にすることが望ましいと考える。

4.債権区分及び債権管理について

平成 23 年度末時点において同法人の貸付事業による貸付金残高は、通常債権だけであり、回収遅延等のいわゆる滞留債権はない。

平成 23 年 3 月末時点貸付残高状況

	件数	期末貸付残高
短期貸付金	1 件	2,000 千円
長期貸付金	35 件	476,320 千円

ここからは、貸付事業を開始した昭和 49 年度より現在に至るまで回収遅延をしたことはなく、貸付先が優良な相手先であることが伺われる。

しかし、同法人における債権管理上においては、滞留債権が発生した場合の債権区分の基準とその区分に応じた債権回収管理の方法が規定されておらず、不測の事態が生じた場合の事前準備ができていない。

今後は、債権区分及び債権管理に関する規程等を策定し、不測の事態に備えた事前準備としての規程等の整備が必要と考える。

5.貸付事業について

貸付事業について、平成 21 年度からの新規貸付件数及び新規貸付額が次のとおりとなっている。

短期貸付

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新規貸付件数	0 件	1 件	1 件
新規貸付額	－千円	2,000 千円	2,000 千円

長期貸付

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新規貸付件数	1 件	2 件	0 件
新規貸付額	53,700 千円	63,600 千円	－千円

平成 21 年度以降は、短期も長期も共に貸付件数等が少ない状況で推移している。

この原因の一つとしては、不景気による低金利時代において、この貸付制度による貸付利率が平成 23 年度まで 2.5%と民間銀行よりも高い利率であったことが挙げられる。この点においては、平成 24 年度より利率を 1.5%に下げて貸付事業を行っており、申込件数の拡充を期待しているとのことである。

しかし、平成 21 年度以降の利用者の申込件数の減少等を勘案するに、貸付事業そのものの事業価値について疑問の余地が残ると言わざるを得ない。

現状、県は同法人へ協調融資に必要な預託金の原資として無利子融資を行い、事業団はこれを民間金融機関に預託した上で原資を借り入れて従前から貸付事業を行ってきたが、申込件数の状況から、この融資形態自体の必要性及び有効性について十分に議論を行う必要があるのではないかと考える。

例えば、直接融資だけでなく民間金融機関に融資自体は委ねて、利子補給等の支援を行っていくことも一法であるものとする。これらあらゆる選択肢の検討を含めて改めて検討し直す必要があるものとする。

6.事業団としての事業のあり方について

同法人は、福祉会館の管理運営を主たる事業としている。この福祉会館の運営は、公益事業を行う団体を支援する福祉に寄与するものであり、その事業自体有意義であるものとする。しかし、福祉事業団である以上、単に施設の管理運営に留まるべきではないと考える。同法人が行っている助成事業や貸付事業もさることながら、岡山県において障害者に対する支援事業等をはじめとした福祉事業全般に対する支援事業の拡充及び事業展開を行っていく必要があるのではないかと考える。そのためには、県との相互補完的な協力関係の中で、今後の福祉事業について十分議論を重ねていく必要があり、中長期的な視野に立った福祉事業のあり方、強いては同法人の存在意義を明確にしていく必要があるものとする。

7.助成事業について

同法人が行っている助成事業について、現状助成の申込段階における審査等いわゆる事前審査については、審査会等十分審査がされているが、助成後の効果の検証等についての事後段階における検討が十分行われてい

なかった。

現状では実績報告を助成先より提出させているが、今後はそれに加えて当初目的との適合性や満足度調査のアンケート等の収集等により、その助成の目的の達成度について、一定の資料を提出させ、それらをもとに審査検討を行う必要があるものと考えられ、事前段階における審査及び事後段階における審査という事前事後による検証体制を構築する必要があるものとする。

8. 施設貸与事業(会議室等)について

同法人では福社会館内の大ホール及び会議室について一般利用者に貸与を行い、収入を得る収益事業を行っているが、平成 23 年度における当該事業は当期経常増減額で△3.6 百万円(減少)、当期一般正味財産増減額で△0.8 百万円(減少)となっており、収支は支出超過となっている。本来、当該収益事業によって収益獲得することにより事業団の人件費、事務費等の固定費を賄うことや、余剰資金を福祉事業に活かすことで、事業団の財政的基盤とすべきところ現状では厳しい状況にある。

①事業収益	21,662,083 円
②その他	6,100,556 円
③経常収益計	27,762,639 円
④経常費用計	31,380,149 円
当期経常増減額	△3,617,510 円
⑤経常外費用	△595,292 円
⑥他会計振替額	3,369,969 円
当期一般正味財産増減額	△842,833 円

右図は直近 3 年の大ホール、会議室の稼働率及び収益である。貸出件数は増加しているものの稼働率については、増加しておらず、平均単価が減少していることから平成 23 年度の収益額としては減少している。特に大ホールの利用が減少した場合の影響が大きいといえる。

そのため、今後大ホールの稼働率の向上に積極的に取り組む必要があり、ホールを利用する見込みのある団体に定期的な利用をアプローチするなどの利用促進のための新たな取組が必要である。

また、利用料金についてもその金額は昭和 51 年に設定されたものを基準として消費税の導入、税率の変更による調整がされていただけであり、実質的には長年見直しは行われていない。事業存続のために適切な利用料金の設定について検討されたい。

	H21	H22	H23
貸出件数(件)	1,383	1,463	1,516
稼働率	42%	36%	41%
収益額(円)	19,480,231	19,918,961	18,642,383
平均単価(円)	14,085	13,615	12,297

	H21	H22	H23
貸出件数	127	129	110
稼働率	34%	35%	29%

*貸出件数は半日であっても1件としてカウントしているため貸出件数と稼働率は完全には比例しない。

9.財産の運用規程の策定について

現在、同法人では財産の運用について安全資産により運用する方針であり、事業団の資産運用は、定期預金及び国債によるもののみで構成されているが運用規程として定められておらず、資産の運用リスクについての検討、承認と責任のルール化がされていない。リスク管理とガバナンスの観点から運用規程を策定する必要があるものと考えらる。

13. 財団法人岡山県健康づくり財団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	保健福祉部	
所在地	岡山市北区平田 408-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	105,000 千円 (30,000 千円、 28.6%)	
設立目的	<p>県民の総合的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見、結核及び一般医療、生活環境の保全に必要な事業等の活動を行い、もって県民の健康、医療及び福祉向上に寄与する。</p>	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県南部健康づくりセンター管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○難病支援センター事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり及び結核、がん、循環器疾患等の予防に関する知識の普及啓発及び調査研究 ○健康づくりの実践活動に対する指導及び援助 ○結核、がん、生活習慣病等の健康診査 ○保健及び医療に関する情報の収集及び提供 ○保健医療従事者及び健康づくり指導者の養成及び研修 ○結核及び呼吸器疾患を中心とする医療 ○保健及び医療に関する臨床検査 ○食品衛生に関する試験検査 ○浄化槽法定検査 ○飲料水水質の試験検査 ○簡易専用水道検査 ○環境計量証明 ○その他生活環境の保全に関する試験検査 	

財団が管理する岡山県南部健康づくりセンター

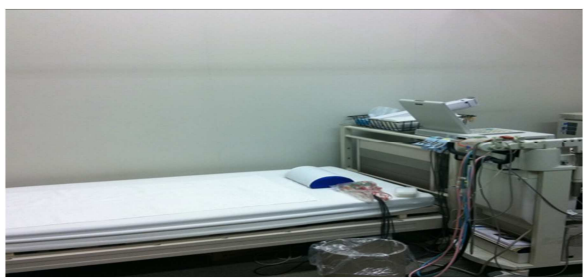
	<p>○食鳥検査</p> <p>○(財)予防医学事業中央会、(財)結核予防会、(財)日本対がん協会、(財)日本寄生虫予防会、恩賜財団母子愛育会の岡山県支部又は岡山支局としての事業</p>
--	---

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		3,996,689 千円	4,180,023 千円	4,273,941 千円
B 総負債		1,743,882 千円	1,877,779 千円	2,010,100 千円
正味財産(A-B)		2,252,807 千円	2,302,244 千円	2,263,841 千円
	(うち基本財産)	105,000 千円	105,000 千円	105,000 千円
	(累積剰余または損失)	2,147,807 千円	2,197,244 千円	2,158,841 千円
C 収益		3,436,562 千円	3,436,289 千円	3,430,176 千円
	(うち県支出金)	249,614 千円	176,052 千円	186,971 千円
	(県支出金割合)	7.3%	5.1%	5.5%
D 費用		3,380,900 千円	3,386,851 千円	3,468,579 千円
当期正味財産増減額(C-D)		55,662 千円	49,438 千円	△38,403 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22		H23	
県支出金		249,614 千円		176,052 千円		186,971 千円	
	(委託料/指定管理料)	234,614 千円		158,962 千円		171,971 千円	
	(補助金)	15,000 千円		17,090 千円		15,000 千円	
	(負担金)	-千円		-千円		-千円	
役職員の状況		H21	H22	H23	 <p>岡山県南部健康づくりセンター内の検査機器</p>		
役員		27 人	27 人	27 人			
	常勤	5 人	5 人	5 人			
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人			
	(うち県 OB ※)	3 人	3 人	3 人			
	非常勤	22 人	22 人	22 人			
	(うち県職員)	1 人	1 人	1 人			

	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人
職員		326 人	329 人	336 人
	常勤	322 人	325 人	331 人
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人
	(うち県 OB ※)	19 人	19 人	17 人
	非常勤	4 人	4 人	5 人
	(うち県職員)	-人	-人	-人
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	614,848 千円
(うち国債等)	614,848 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	147 千円

(5) 指摘内容

財団法人岡山県健康づくり財団(以下、「同財団」という。)では、一次予防(生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による傷害の発生を予防すること)、二次予防(発生した疾病や傷害を検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や傷害の重症化を予防すること)及び三次予防(治療の過程において保健指導やリハビリテーション等による機能回復を図るなど、社会復帰を支援し、再発を予防すること)を同じ敷地内で実施できる施設を保有し、高い専門性と十分な経験をもつ職員により、岡山県民の健康維持のために事業を実施している。

1. 図書の管理について

同財団では、図書資料室の管理運営を実施している。当該図書はセンターの正会員であれば無料で閲覧及び借りることができる。現在管理している図書は約 5,300 冊であるが、台帳管理をしていないため、正確な冊数や図書名は把握できていない。図書の台帳管理、連番管理を実施し、年度末に棚卸をするなど管理を徹底されたい。また、図書の把握が出来ていないために、廃棄基準も設けられておらず、かなり古い図書も棚に並んでいる状態である。

そもそも、同財団で図書を県民の閲覧に供したり、貸し出しているのは、県民に広く健康に関する知識を深めてもらうことが目的となっていることから、日々医学が進歩する中、古くなった図書を置いておくことは、かえって県民に誤った知識を与えることになる恐れもある。よって一定の廃棄基準を設けるべきである。さらに、県民に新しい健康に関する知識を得る機会を提供するためには新しい図書の購入も必要となる。

現状では新しい図書の購入は医師やスタッフからの希望があれば購入しているとのことであり、専門書に偏っている。定期的に新書購入検討を実施し、必要に応じて新書を追加すべきである。

最後に、図書資料室はセンター利用者の動線から外れており、存在がほとんど知られていない。センターの入口に案内文書があるものの、場所の案内等はなく、また一部書籍をセンター1階に置いていることから、ここが図書資料室と誤解されている可能性もある。実際に、平成22年度に図書を借りた人は62人、貸し出された冊数は108冊と少ない。利用者の多い喫茶スペースや更衣室、ジムスペース等に案内を掲示するなど、図書資料室の存在を利用者にわかりやすく伝え、利用を促進すべきである。

2. スポーツ医学部門の受診者数について

同財団では特殊な機器を用いて筋力測定及び運動負荷試験を受けることができる。しかし下記表の利用実績のように、高額機器にもかかわらず利用者が少なく、有効に利用されているとは言い難い。このような特殊な機器の需要が少ないこともあるが、これらの機器が健康づくりセンターにあり、どのような検査ができるのかということが十分に認知されていないと考える。

例えば、中学校や高校等に検診車で集団検診に行く際にクラブ活動担当の先生に案内をするなど、広報活動の一層の努力が求められる。

平成23年度利用実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
競技者用メディカルチェック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
筋力測定・トレーニング指導	-	1	8	17	4	6	1	9	32	2	3	-	83
体脂肪測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動負荷試験	-	2	-	-	1	-	-	7	16	-	4	-	30
骨強度測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食事指導	15	-	30	-	-	10	13	-	-	-	-	13	81
合計	15	3	38	17	5	16	14	16	48	2	7	13	194

3. 委託費について

同財団が岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者制度による管理運営を行っており、県の指定管理料負担を削減させるためには、同財団からの委託費等の支出を低減させることが肝要である。この観点から、同財団が契約している建物維持管理業務について改善の余地がある。

すなわち、建物維持管理業務(財団・センター合計の委託費10,695千円(税抜))は、平成23年度における決裁書において、「清掃業務発注仕様書がないため入札を実施できず、発注仕様書の完成等の準備を終えた段階で、実施に向けて検討を行う」としているが、監査実施日現在で、平成24年度も準備が間に合わず入札を行わないとのことであった。委託費が継続的に引き下げられていることから、決裁書では、同財団の随意契約の要件の一つ

である「時価に比して有利な価格で契約することができる見込があるとき」に基づき、随意契約としているが、そもそも他社との比較ができていないため、「時価に比して有利な価格」で契約することができるか否かを判断できない。

目標の年限を定めて仕様書を作成し、可能な限り速やかに入札を実施すべきである。

(6)意見

1. 食鳥検査事業の補助金について

平成 22 年度及び平成 23 年度において、食鳥検査事業に対して県(所管課:生活衛生課)が補助金を 15,000 千円交付している。検査羽数は平成 22 年度が 15,783 千羽であるのに対して、平成 23 年度は 11,022 千羽と前年度比 30.1%減少しているが、平成 22 年度、平成 23 年度ともに補助金額は 15,000 千円である。

そもそもこの補助金は、食肉業者のコスト負担能力が低減した際に、条例で検査料を 1 円/羽値下げしたことによる財団の収入減少を補うために導入されたとのことである。そうであるなら、定額補助ではなく、例えば検査羽数に応じて支給する等、補助形態を検討すべきである。

2. 給与体系のあり方について

同財団の給与規程においては、地域手当が給料及び扶養手当の月額合計額の 3%(医師は 8%)支給されることとされているが、県内にしか事業拠点がなく、県内の地域性に配慮した手当としては、寒冷地手当(該当者がいないため、現在は支給実績がない)が設けられている。地域性を反映させるための手当としては、地域手当を設けておく必要性が乏しい。地域手当については廃止の検討をすることが望ましい。

3. 岡山県難病相談・支援センター事業委託について

県から受託している、岡山県難病相談・支援センター事業の仕様書において、職員を配置するにあたって、「あらかじめ管理責任者を定めておくとともに、患者等に対する必要な知識・経験等を有しており、特定疾患医療従事者研修を修了した保健師等又はこれに相当すると岡山県知事が認める専任の難病相談・支援員を 2 名以上配置する」とされている。同財団において配置されている 2 名のうち、1 名は平成 23 年度の、1 名は平成 22 年度の研修受講者であった。仕様書において研修受講時期の定めはないものの、必要な専門的知識を有するものを配置することを担保するための条項であることから、毎年度受講をさせ、知識を更新しておくことが望ましい。

また、県担当部局においては、仕様書で受講時期や頻度を明示することが望ましい。

4. 会議室の利用状況について

同財団では会議室の貸出しを行っている。しかし下記表の利用実績のように、利用回数が少なく、有効に利用されているとは言い難い。会議室の利用促進及び、利用がない時の会議室を有効に利用する方法を検討されたい。

平成 23 年度利用実績

(単位:回)


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
大会議室	2	1	4	6	5	1	4	2	-	3	2	1	31

小会議室	11	8	10	11	9	11	10	15	12	11	7	11	126
栄養指導室	2	1	3	-	5	1	-	1	2	-	5	2	22
多目的聴講室	1	5	7	5	-	-	1	1	1	1	-	1	23
合計	16	15	24	22	19	13	15	19	15	15	14	15	202

14. 公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	保健福祉部	
所在地	岡山市北区石関町 2-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	5,000 千円 (2,000 千円、 40.0%)	
設立目的	<p>「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき県の指定を受けて設置されたものであり、全国 47 都道府県全てに設置されている。指導センターが行うべき事業は、経営規模が零細である生活衛生関係営業(*1)の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。</p> <p>(*1)生活衛生関係営業とは、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業(映画・演劇・演芸)、旅館業、浴場業、クリーニング業をいう(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 2 条参照)。</p>	
事業内容	<p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本公庫推薦事務業務 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導業務 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導業務 ○標準営業約款に関する営業者の登録及び普及啓発業務 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集、提供 ○生活衛生関係営業の振興のための事業 ○クリーニング師の研修及びクリーニング所又は無店舗取次店の業務従事者の講習の実施 	財団の事務所


(2) 財産の状況と経営実績

(単位:千円)

		H21	H22	H23
A 総資産		11,105 千円	11,186 千円	11,873 千円
B 総負債		472 千円	444 千円	1,177 千円
正味財産(A-B)		10,633 千円	10,742 千円	10,696 千円
	(うち基本財産)	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円
	(累積剰余または損失)	5,633 千円	5,742 千円	5,696 千円
C 収益		27,487 千円	25,623 千円	26,808 千円
	(うち県支出金)	22,608 千円	20,205 千円	21,452 千円
	(県支出金割合)	82.2%	78.9%	80.0%
D 費用		27,263 千円	25,513 千円	26,854 千円
当期正味財産増減額(C-D)		224 千円	110 千円	△46 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		22,608 千円		20,205 千円	21,452 千円
	(委託料/指定管理料)	100 千円		100 千円	100 千円
	(補助金)	22,508 千円		20,105 千円	21,352 千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		17 人	17 人	17 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	16 人	16 人	16 人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		3 人	3 人	3 人	
	常勤	3 人	3 人	3 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	3 人	3 人	3 人	

経営特別指導員研修会の風景

非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		5,000 千円
	(うち国債等)	5,000 千円
	(うち仕組債)	-千円
	(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター(以下、「同法人」という。)は、生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図るため、標準営業約款登録業務、生活衛生関係営業者のための各種相談、経営指導、研修・講習会の開催等を行っている。

1. 専務理事に対する報酬について

同法人の常勤役員である専務理事に対して扶養手当、調整手当、時間外手当が支給されている。これは経営指導員としての立場も有する専務理事に対して、他の2名の経営指導員と同様「生活衛生営業経営指導員制度について」(昭和49年4月厚生省環境衛生局長通知)中の生活衛生営業経営指導員設置要綱で、設置、身分、業務内容、経費負担等が規定されていることから、生活衛生営業対策事業費補助金交付要綱に基づき支給しているものである。

公益認定を受ける際に常勤理事が必要との観点から経営指導員を専務理事に選任した経緯があり、経営指導員としての立場ではあるが、法人運営上やむを得ず専務理事を兼ねていること、専務理事の業務割合は経営指導員と比して非常に低いこと、専務理事としての報酬を負担できるだけの財源がないことも考慮すると、経営指導員の給与体系が適用されているのもやむを得ないとの感もあるが、法人の役員である専務理事に時間外手当を支給するのは不適切であると言わざるを得ない。

現在、経営指導員給与は、国と県が折半で負担する補助制度である生活衛生関係営業対策事業費補助金の支給対象となっており、各種手当の内容・金額ともに補助限度額で設定されている。従って、専務理事の各種手当を含む総報酬を本給に一本化すると、補助限度を超える支出が発生することになり、財源確保が困難となる。一方、専務理事の総報酬を、職員俸給の補助限度内に収めようとする、諸手当相当額が支給されないため、専務理事の報酬総額が他の経営指導員よりも少なくなり、責任と報酬とのバランスを著しく欠く結果となる。

どちらにしても問題を伴うが、自主財源を確保するための方策等も検討の上、専務理事に対する報酬のあり方を

改善すべきである。

2. 規程の改定について

同法人の職員給与規程によると、扶養手当は扶養親族のある職員に対して月額 13,500 円を支給することとされているが、監査対象期間における実際支給額は月額 13,000 円であり、規程と実態とが乖離している。

本来、改定すべき規程の改定が洩れていたとのことであり、平成 24 年 4 月 1 日以降適用の規程では修正されていたが、今後は規程改定の可否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

(6)意見

1. 試験研修センター業務協力事業特別会計の事業費について

試験研修センター業務協力事業は、財団法人理容師美容師試験研修センターが平成 23 年度に実施する管理理容師・管理美容師資格認定講習会の実施事務に協力する業務であり、具体的には①講習会の実施について周知させるための広報に関すること、②講習会受講申込書の配布に関すること、③財団法人理容師美容師試験研修センターが所有する試験及び講習会に使用する器材、教材及び消耗品等の保管に関すること、④講習会の受付並びに試験及び講習会の実施のために行う打合せ会議に必要な場所の提供に関すること、⑤付随する消耗品等の提供及び便宜供与に関することが、その業務内容となっている。

試験研修センター業務協力事業特別会計の消耗品費の中に山陽新聞の購読代 36 千円が含まれている。購読代を特別会計で処理している理由は、山陽新聞を購読することによって、当該事業にかかる情報収集を実施しているためとのことである。しかし山陽新聞は一般紙であり、山陽新聞を購読することが必ずしも管理理容師・管理美容師資格認定講習会の実施業務に係る情報収集と直結するものではない。山陽新聞の購読代に関しては特別会計ではなく一般会計で処理すべきであったと考える。

これについて、同法人における試験研修センター業務協力事業は平成 23 年度で終了しているが、同様の事業を新たに実施する際においては、一般会計と特別会計の計上区分の妥当性を検証されたい。

2. 経営特別相談員にかかる謝金の支払基準について

同法人は経営特別相談員に対して、取扱い 1 件当たり 1,000 円の謝金を支払う。1 件当たりの謝金額は、全国生活衛生指導センターが作成している「特別相談員研修会経費の単価表」における受講者、センター職員の旅費 1,000 円/人（一律支給の場合）を参考に決定しているとのことである。

しかしながら、謝金額決定に関する基準は作成されていない。恣意性が介入することのないよう謝金額決定に対する考え方や 1 人当たりの上限額等について基準を設ける必要があるものとする。

生活衛生営業経営特別相談員制度について

第五 特別相談員の業務

特別相談員は、この制度の目的に沿い、主として次の業務を行うものとする。

(1) 経理、税務、金融、労務管理等経営に関する指導

- (2) 営業設備の近代化、合理化に関する指導
- (3) 「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付」に係る申請書の審査及び当該営業に対する相談、指導
- (4) 生活衛生営業の許可申請、営業届出等の手続等に関する助言・相談
- (5) 都道府県(保健所等の出先機関を含む。)が行う生活衛生関係営業指導事業に対する協力

3. 賛助会費の徴収について

生活衛生営業事業者で構成される 13 の組合から同法人への賛助会費を徴収している。従来、会費は慣例として(40,000 円+50×組合員数)として計算されていたが、明文の規定は定められていなかった。支払時期についても同法人に保管されている賛助会費の計算資料には入金回数は年 4 回である旨が記載されているものの、その通りに納入している組合は皆無であった。公益認定に伴い会費の計算根拠は規定化されたが、納付時期については「指導センター所定の方法により納入しなければならない」とされているのみである。納付時期についても組合との合意により具体的に定めることが望ましい。

4. 自主財源の確保について

同法人は、平成 23 年度決算で収入の 79.6%が補助金であり、補助金に対する依存度が高い。今後、主体的に事業を継続するためには自主財源を増加させることが必要であり、そのためには標準営業約款の普及啓発を消費者・事業者の双方により一層進め、主たる事業収益源である営業者の登録を促進することが望まれる。

すなわち、標準営業約款登録店である標識の「Sマーク」を掲示した店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業している店舗の表示であり、消費者が生活衛生業者からサービスを受ける際の「安全」、「安心」、「清潔」の目安になるものであるが、消費者から十分な認知を得ているか疑問がある。「安全」、「安心」、「清潔」のメリットを享受する消費者に対する認知度を高めることを検討されたい。

また、標準営業約款登録業者については、振興事業貸付資金(生活衛生資金貸付)で運転資金を借入する場合、基準金利に比べて 0.4%低い利率が適用されるが、パンフレットではこの点が明示されていない。

事業者向けには、標準営業約款登録することによる金利低減メリットを定量化して説明し、登録に伴うコスト(登録料、保険料等)と比較しやすくすることにより、加入促進を図れるよう検討されたい。

15. 財団法人岡山県動物愛護財団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	保健福祉部	 <p style="text-align: center;">飼育棟外観</p>
所在地	岡山市北区御津伊田 2750	
資本金等 (内、県出資金比率)	100,000 千円 (55,000 千円、 55.0%)	
設立目的	動物を愛護する精神を広く社会に普及し、生命尊重の意識の高揚を図るとともに、動物の適正な飼育の指導を通じて動物による危害の発生を防止することにより、人と動物が共存できる豊かな地域社会づくりに寄与する。	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護に関する普及啓発事業 ○動物の適正な飼育に関する指導及び相談事業 ○動物の保護及び管理に関する必要な教育、調査及び研究事業 ○動物の愛護に係る業務の受託事業 ○その他上記の目的を達成するために必要な事業 <p><その他の自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護週間関連業務 ○映画会等の開催 ○動物ふれあい活動 ○動物愛護組織の育成(ふれあい動物友の会) ○犬・ねこ不妊去勢手術費助成事業 ○犬・ねこの新しい飼い主探し情報バンク ○調査研究事業 ○収益事業(物品販売) 	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		106,127 千円	112,677 千円	111,122 千円
B 総負債		646 千円	706 千円	714 千円
正味財産(A-B)		105,481 千円	111,971 千円	110,408 千円
	(うち基本財産)	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円
	(累積剰余または損失)	5,481 千円	11,971 千円	10,408 千円
C 収益 *1		18,520 千円	28,458 千円	19,161 千円
	(うち県支出金)	16,562 千円	16,582 千円	16,619 千円
	(県支出金割合)	89.4%	58.3%	86.7%
D 費用		17,738 千円	22,086 千円	20,725 千円
当期正味財産増減額(C-D)		782 千円	6,372 千円	△1,564 千円

(主な増減の内容について)

*1. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合、9,296 千円減少している。

主な減少要因は平成 22 年度には個人からの寄付金が約 10,000 千円あったが、平成 23 年度には大きな寄付はなかったためである。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		16,562 千円		16,582 千円	16,619 千円
	(委託料/指定管理料)	16,562 千円		16,582 千円	16,619 千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		7 人	7 人	7 人	
	常勤	-人	-人	-人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	7 人	7 人	7 人	
	(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
	(うち県 OB ※)	2 人	2 人	2 人	
職員		4 人	4 人	4 人	
	常勤	3 人	4 人	4 人	

飼育棟で飼育されている犬

(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1人	2人	2人	
非常勤	1人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	100,216 千円
(うち国債等)	100,216 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	2,154 千円

(5) 指摘内容

財団法人岡山県動物愛護財団(以下、「同財団」という。)では、動物愛護センターに保護・収用された犬・ねこが新たな飼い主のもとで暮らせるように、犬・ねこの譲渡会を実施している。さらには、犬・ねこの飼い主が何らかの事情で継続した飼養が困難となった場合に、新しい飼い主情報の仲介を行うことで、動物愛護センターへ搬入される犬・ねこの絶対数の減少に努めている。譲渡や譲渡の仲介以外にも、動物とのふれあい教室、正しいしつけや飼養管理についての講習会や地域における愛護活動のリーダーの育成等を通じて、「人と動物が共存できる豊かな地域社会」の実現を目指している。

1. 小口現金の管理について

同財団の小口現金出納手続について、日々の現金残高の検証が行われていないが徹底すべきである。また、収支を記録する出納帳も作成されていないが作成すべきである。

2. 販売物品の管理について

同財団では、首輪やリードなどの物品を販売している。しかし、一部の商品を除き、物品台帳はなく、さらに棚卸も実施していない。よって、販売代金の紛失や着服が存在しても発見できる体制になっておらず、また物品の盗難等も発見しにくい体制となっている。取扱数は少ないが、適切に管理することが重要であり、物品毎の台帳を作成し、払出しと受入れを管理すると共に、年度末には棚卸も実施すべきである。

3. 図書管理について

同財団では、愛護館において 1,500 冊を超える図書を管理している。これらの図書は自由に閲覧できると共に、

動物愛護組織の会員に対しては貸出しも行っている。貸付図書については台帳管理を行い、返却が遅れているものについては督促を行うことで紛失を防いでいる。しかしながら、自由に閲覧できる状況から図書が紛失又は盗難にあう可能性は否めない。同財団では図書をすべて図書台帳に記入しており、図書に番号をつけて管理していることから、棚卸も実施可能と考える。少なくとも年に1度は図書の棚卸を実施し、図書の管理を徹底すべきである。

4. 水道光熱費等について

同財団は、岡山県動物愛護センター内の数か所の施設を使用して業務を実施している。岡山県動物愛護センターの施設は県が保有しており、施設で発生する水道光熱費は岡山県が全額負担している。しかし、同財団が施設を使用して業務を実施していることから、適正な損益管理のためには費用を按分して認識すべきである。

5. 事業報告書の報告事項について

公益事業の動物愛護推進事業として同財団が取り組んでいる事業の内、犬・ねこの譲渡会として収容された犬・ねこの中から、人に順応できる犬・ねこについて希望者に譲渡した頭数を記載しているが、記載に誤りがあった。

譲渡頭数

	(誤)		(正)
犬	131 頭	⇒	107 頭
ねこ	72 匹	⇒	23 匹

誤りの原因は、動物愛護センター施設内にある県の出先機関である所管課が、直接県内のボランティア団体等に譲渡した数も含めて、同財団の譲渡数として報告していたことによる。

多様な経路により動物の命が救われることは動物愛護のためにも好ましいが、同財団の事業報告には同財団の事業にかかる分だけを報告すべきである。

6. 譲渡犬・ねこの追跡調査について

譲渡しようとする犬・ねこについては、譲渡の前提条件として共に譲受後の不妊措置が前提となっている。また、犬においては狂犬病予防法に基づく予防注射も義務化されている。そして、譲渡後次のような一定の期限を設けて譲受人から実施報告を受けている。

不妊措置	譲渡後 6 カ月以内に実施し報告
狂犬病予防注射	生後 91 日以上の子犬については、所有して 30 日以内に実施し報告
	生後 91 日未満の子犬については、所有して生後 91 日になってから 30 日以内に実施し報告

平成 23 年度までは、この実施報告についての管理を動物愛護センター内にある県の出先機関が管理していたが、平成 24 年度より同財団が引き継いで管理していくことになった。

平成 23 年度の実施報告の確認状況を平成 24 年度においても引き続き行った結果、往査時点で次のとおりであった。

	譲渡頭数	不妊措置期限後にまだ報告がない件数(A)	狂犬病予防注射期限後にまだ報告がない件数(B)	(A)、(B)共に報告がない件数
犬	107 頭	40 件	19 件	19 件
ねこ	23 匹	10 件	-件	10 件

報告が来ていない件数が少ないとはいえない状況にある。結局のところ、飼い主となる譲受人のモラルに依存することとなるが、譲渡に際し不妊措置や狂犬病予防を行うことを前提としている以上、これらの未報告対象者に対しては早急に対応を求める必要がある。往査時において、全件精査し未報告対象者に督促状を送付したとの説明を同財団の担当者から受けたが、期首時点から半年が経過しており、十分な管理状況とはなっていない。

平成 24 年度から同財団が引き継いだ以上、前年度の県からの引き継ぎ案件として早急に対応すべきであり、前年度の未報告の案件についての対応が督促状の送付のみに留まっているのは、対応が十分ではないといわざるを得ない。

譲渡に際し不妊措置や狂犬病予防を行うことを前提としていることから、未報告という事態は異常であるとの認識を強く持つべきものとする。長期間にわたり未報告という事象が生じた場合には、個別案件ごとに経過報告書を作成し、どのように対応し、解決または現状に至っているのかを客観的に示すために、時系列にて対応が整理されている資料の作成をしていく必要があるものとする。

(6) 意見

1. ドッグラン施設の運営について

動物愛護センター内にあるドッグラン施設について、現状では無料で利用者に開放されている。利用者は、概ね県内利用者が大半であるが、県外からの利用者も一部ある。この施設は、県が所有し、維持管理を同財団が受け持っていることから、その利用料金については料金設定を県が実施している。しかし、県所有施設を利用させている以上、県外利用者の利用料金についても無料で良いのかという点については検討が必要ではないかと考えられ、同財団としても、県に提案するような姿勢も必要であるものとする。

2. 財団の自主財源確保について

現状では、同財団は収益のほとんどが県からの委託料で賄われており、同財団独自の自主財源はほとんどない。

県の行政改革において今後も相当の支出削減が予想され、同財団がこのまま県に対する依存度が高いまま事業運営を継続していくことは、将来困難を伴うものと考えられる。このため、同財団として維持存続、発展していくためには、自主財源の確保を急ぐ必要がある。しつけ教室等の各種講習会や上述のドッグラン施設の有料化等、現状では無料で行っている事業に対して自主財源確保の観点から有料化を検討していく必要があるものとする。

3. 動物ふれあい活動について

同財団において、現状では津山市内の動物病院と協力して、病院で動物ふれあい活動を独自事業として実施し

ている。しかし、同財団の設立目的が県民に対して動物愛護の精神を広く普及し、地域社会に寄与するために存在していることに鑑みれば、津山市内だけでなく県全域において同様の活動を行っていく必要があるものと考え。そのため、今後は県との連携のもと、県内全域にかかる活動を展開していくために、透明性をもって県と協力しながら、年間スケジュール等の作成・実施を検討していくべきであるものと考え。

4. 事業活動別管理について

同財団が行う事業活動について、費用面においては事業別に分類しているものの、収益面においては事業別に分類されていないために、事業ごとの損益の状況が分かる資料がない。自主財源の確保も含めて同財団が今後存続していくためには、各種事業の損益状況を勘案して、事業運営のための意思決定を実施していく必要があると考えられ、そのためにも同財団の事業運営に資する管理会計の観点からの事業別損益管理を行っていくべきであるものと考え。

5. 同財団の啓蒙事業について

同財団の設立目的の中には、「動物を愛護する精神を広く社会に普及し、生命尊重の意義の高揚を図る」ことが含まれている。同財団の現状の活動は動物のしつけや動物とのふれあい、動物の譲渡会等であるが、同財団において、そもそも処分される動物が発生しないよう、生命尊重を広く啓蒙していくことも望まれるものと考え。小学生等に対し、動物とのふれあいの機会を提供しているが、その際に無責任に動物を飼うことがないような啓蒙活動を実施されることも期待される。

6. 譲渡会のための飼育及び譲渡会のあり方について

保護された犬・ねこのうち、性格や年齢、健康状態等を加味し、条件を満たしたものは、譲渡のために飼育されている。しかし、飼育できる頭数は、設備の関係上限られており、飼育場所が満杯の場合には譲渡条件を満たしている犬・ねこも処分されているのが現状である。飼育場所を増やすことは困難であるとしても、譲渡数を増やし、助けられる命を増やすことが必要である。同財団では譲渡会を開き新しい飼い主を捜す努力をしているが、譲渡会で犬・ねこの譲渡を受けられるのは県民に限られている。

県民以外でも譲渡を受けられることとすれば、譲渡される犬・ねこは増加し、飼育施設から短期間で犬・ねこが譲渡されていくことにより、新たな犬・ねこを飼育することが可能となり、条件を満たしているが飼育場所の問題により処分される犬・ねこの命を救う可能性が増えるものと考え。動物愛護の精神からは、県で保護された犬・ねこのみではなく、近隣の県で保護された犬・ねこについても同様の可能性があり、近隣の県の同様の施設と連携をとり、お互いに協力することにより適合件数を増やす努力をすることが望まれる。

こういった県単位での活動は、県の所管課の業務となっており、動物愛護の普及等の活動のための十分な発言権が同財団には与えられていないのではないかとと思われる。今後については、県に対し同財団からも提案を実施して、本来の動物愛護の普及等の活動の幅を広げるべきである。現状の施設も、広いグラウンドは年数回のイベント時にしか利用されていないなど、環境を十分に生かし切れていないのではないかと考えられる点もあり、改めてアイデアを募り、施設を有効に利用し啓蒙活動に励むことが期待される。

16. 社会福祉法人健康の森学園

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	保健福祉部	 <p>健康の森学園校舎</p>
所在地	新見市哲多町大野 2034-5	
資本金等 (内、県出資金比率)	21,000 千円 (21,000 千円、 100%)	
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。	
事業内容	<p>社会福祉法人 健康の森学園(以下、「同法人」という。)は、主として知的障害者を対象とした支援学校と支援施設を一体化させた全国初の施設である。同法人は、このうち障害者支援施設の事業運営を営む。</p> <p><指定管理事業></p> <p>(1) 障害者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立訓練(生活訓練)事業 ○就労移行支援事業 ○施設入所支援事業 <p>(2) 就労継続支援事業所(施設に通所し就労知識や能力の向上を目指す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援事業 <p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児等療育支援事業 ○職場適応援助者事業 <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法に基づく福祉サービス ○共同生活援助事業所(グループホーム) ○短期入所事業所 	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		300,086 千円	298,086 千円	311,962 千円
B 総負債		37,842 千円	41,666 千円	44,434 千円
正味財産(A-B)		262,244 千円	256,420 千円	267,528 千円
	(うち基本財産)	21,000 千円	21,000 千円	21,000 千円
	(累積剰余または損失)	241,244 千円	235,420 千円	246,528 千円
C 収益		197,433 千円	210,281 千円	209,347 千円
	(うち県支出金)	8,879 千円	6,729 千円	6,830 千円
	(県支出金割合)	4.5%	3.2%	3.3%
D 費用		185,700 千円	211,629 千円	198,239 千円
当期正味財産増減額(C-D)		11,733 千円	△1,348 千円	11,108 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		8,879 千円		6,729 千円	6,830 千円
	(委託料/指定管理料)	6,279 千円		6,729 千円	6,830 千円
	(補助金)	2,600 千円		-千円	-千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	 <p>健康の森学園校舎の外観</p>
役員		8 人	8 人	8 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	7 人	7 人	7 人	
	(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
職員		26 人	26 人	26 人	
	常勤	20 人	21 人	21 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	6 人	5 人	5 人	

(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	-千円
(うち国債等)	-千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

同法人は、知的障害者が地域社会の中で可能な限り自立し、社会参加し充実した生活を送ることができるよう、また利用者の能力開発と人間性・社会性の養成に努めると共に、自立と社会参加の促進を図り、主体的に活動できるように支援するための施設である健康の森学園の運営事業者として設立された。

1. 市町村に対する訓練等給付費請求事務について

指定管理対象事業である自立訓練(生活訓練)事業や就労移行支援事業等などの事業は、障害者自立支援法に基づく市町村による支給対象事業であり、市町村からの訓練等給付費を主たる事業収入としている。このほか、岡山県健康の森学園のように地方公共団体が設置する施設等については、市町村からの訓練等給付費の料率が1000分の35減額されるため、県からこの1000分の35に相当する額及び宿直員の人件費相当額の合計額を指定管理料として受けている。

市町村への訓練等給付費の請求は、市町村から訓練等給付費の審査支払事務を委託された国民健康保険団体連合会に月末締めで知的障害者等の施設利用者の日々の施設利用実績のデータを送信することで行われる。

同法人における主たる収入は、この訓練等給付費請求額(平成24年3月期実績169,395千円)である。適切な訓練等給付費請求を行うためには、日々の障害者等の施設の利用者を正確に把握・報告することが重要であるが、これに関連する内部統制について以下の点で不備がみられる。

① 施設利用者は、タイムカードに施設の入退出時間記録を打刻し、利用者名簿(サービス提供記録表)に施設を利用した旨の確認の押印あるいはサインをすることになっている。これが、訓練等給付費請求の基礎情報となるが、施設利用者が印鑑を紛失しないためとして、職員が利用者全員の印鑑を預かっている。しかしながら、訓練等給付費の不正請求を防止するためには、適切な方法とはいえない。施設利用者が各自保管するなど改善すべきである。

② 訓練等給付費請求事務を適正に遂行するためには、上記タイムカードの入退出時間記録と利用者名簿(サ

ービス提供記録表)並びに市町村へのデータ送信結果の一致を当然確認すべきであるが、これらの記録の確認がなされていない。

- ③ 施設利用の当日連絡によるキャンセルの場合、当該日数についての訓練等給付費請求(欠席時対応加算)は可能であるが、利用者本人や家族等への連絡調整その他の相談援助と記録が請求要件とされている。しかしながら、帳簿(ケース記録票)上欠席事由は記載されているが、いつ欠席連絡が来たのかの記録が十分ではなく欠席時対応加算の判断の根拠となる記録としては不備である。記録の徹底が望まれる。

2. 退職金規程の改定について

同法人は、職員の退職金制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済(平成3年4月1日加入)及び社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の岡山県民間社会福祉事業者共済の二つの共済に加入している。

各共済における規約の改定があるものの、同法人の退職金規程の改定はなされないままとなっており、共済規約との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。

(6)意見

1. 就労継続支援事業における生産物の個数管理の必要性について

就労継続支援事業の一環として、知的障害者の方々は、右のような物品の生産活動に従事している。これらの生産物は、地元の農協、施設への来園者や職員、施設内イベントにおいて販売され、障害者自立支援法等に基づき、販売収益は必要経費を控除した上で従事者に工賃や賞与のかたちで全て配分される。

しかしながら、年間販売収益は千数百万円にのぼる一方で、生産分の個数管理は行われていない。

まず、農協等への販売委託の際、生産物をいくつ引渡したのか払出個数が記録されていない。このため委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数は在庫として残っているのか、廃棄されたか顛末が検証されていない。このため仮に販売数の過少申告や代金の横領が発生しても発見できないのが現状である。

また、日々の生産数も把握されていない。園内販売において代金收受した職員は収益計上伺いを作成し、現金と併せ事務局に自己申告しているのみである。生産物や販売代金の横領のリスクを防止する内部統制としては十分ではない。

特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。



施設内での生産物

17. 水島港国際物流センター株式会社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	 <p>水島港コンテナヤード</p>
所在地	倉敷市玉島乙島字新湊 8262-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	792,500 千円 (300,000 千円、 37.9%)	
設立目的	水島港の国際貿易港としてのさらなる発展を図るため、コンテナターミナルの管理運営や荷捌き・保管施設等の整備・運用、貿易促進に関する情報提供・企画調査等を行う。	
事業内容	<p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荷捌き・保管施設賃貸事業 ○ ターミナル施設管理運営事業 ○ 水島港の利用促進 <p>※平成 16 年 4 月 1 日から「水島港国際物流・産業特区」の「特定埠頭運営効率化推進事業」の実施事業者として、全国に先駆けて水島港国際コンテナターミナルの自主運営を開始した。</p>	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		1,503,361 千円	1,489,427 千円	1,473,408 千円
B 総負債		575,145 千円	523,349 千円	471,170 千円
正味財産 (A-B)		928,216 千円	966,078 千円	1,002,238 千円
	(うち資本金)	792,500 千円	792,500 千円	792,500 千円
	(累積剰余または損失)	135,716 千円	173,578 千円	209,738 千円
C 収益		389,448 千円	402,154 千円	415,657 千円
	(うち県支出金)	-千円	-千円	-千円
	(県支出金割合)	-%	-%	-%
D 費用		369,645 千円	364,292 千円	379,497 千円

当期純利益または当期純損失(C-D)	19,803 千円	37,862 千円	36,160 千円
--------------------	-----------	-----------	-----------

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金			-千円	-千円
(委託料/指定管理料)			-千円	-千円
(補助金)			-千円	-千円
(負担金)			-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	12 人	12 人	12 人	
常勤	2 人	2 人	3 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	2 人	2 人	3 人	
非常勤	10 人	10 人	9 人	
(うち県職員)	2 人	2 人	1 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	6 人	5 人	5 人	
常勤	4 人	3 人	3 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	2 人	2 人	2 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	-千円
(うち国債等)	-千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

水島港は、高梁川河口に位置し、鉄鋼、自動車、石油精製、石油化学などの産業が立地する水島臨海工業地帯に面し、全国第6位の港湾総取扱貨物量を誇る。

水島港国際物流センター株式会社(以下、「同会社」という。)は水島港において水島港国際コンテナターミナルを県より借受け、ターミナルの管理運営と自社で整備した荷捌き施設の賃貸を主な事業としており、水島港におけるコンテナ貨物取扱量の増減の影響を受ける。

同会社が運営する水島港国際コンテナターミナルにおいて、平成23年度のコンテナ貨物取扱量は輸入58,366TEU、輸出59,507TEU、合わせて117,873TEUとなり、震災の影響を受けた平成22年度の貨物取扱量109,959TEUに対して7.2%の増加となった。

1. 中長期経営計画の財務数値化について

同会社は、現状では中長期経営計画を立てていない。これは、施設の賃貸料等が概ね一定であり収支として著しい変化がなく、中期計画策定の必要性を認識していなかったため、計画を立ててこなかったためとのことである。しかし、昨今の景気の低迷及び日中及び日韓関係の悪化等による貿易関係への影響を考えた場合、今後水島港の取扱物量が減少する恐れもあり、その場合同会社の業績に多大な影響を及ぼすことを考えれば、中長期経営計画がないことは事業展開を図る上では問題である。

そもそも、企業が責任ある事業運営を行う上で、中長期経営計画の策定は必須のものである。なぜなら、同会社は、事業を行うにあたり会社のビジョンや方向性を示す必要があり、それを具体化したものが中長期経営計画となるからである。当該ビジョン等を達成させるように近づけるために、短期的には単年度予算として予算書が毎年策定されるのである。予算書は、実績と対比する形で分析を行い、事業の達成状況等を検討するとともに、次年度以降の中長期経営計画の見直し及びそれに伴う次年度予算の策定へと繋がっていくのである。これらの一連の事業管理、予算管理構造が同会社として構築されていない。

県の貿易や国内船舶輸送量を増やし水島港を活性化させることは、県としても重要課題であり、物量をいかに増やすのかは同時に同会社の維持存続、発展のためには不可欠のものである。同会社はこの点を十分認識して、県との連携をさらに密に取りながら中長期経営計画を立て、会社として一連の予算管理の徹底及びそのスキームの構築を行っていく必要がある。

2. 施設賃貸部門売上原価の計上について

施設賃貸部門収入という売上に対応する売上原価が損益計算書上計上されておらず、現状では全て販売費及び一般管理費に計上されている。

科目の中身を精査し、売上原価として会計処理すべきものを把握し、しかるべき振替を行う必要があるものと考えらる。

3. 固定資産の管理について

同会社が保有する有形固定資産について、現状では管理規程は定められておらず、現有資産についての棚卸

(以下、「実査」という。)が実施されていない。日常の業務において使用しており、その保管状況等を含め担当者レベルにおいて実態把握を行っているとのことではあるが、残高の実在性を担保する観点から定期的に実査する必要がある。今後は、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。なお、その際には、実査した資料に実査証跡が判るようにしておき、担当者印及び上長等の責任者印を押印しておくことにより責任の所在を明確にしておく必要がある。また、同時に遊休資産の有無を確認し、資産の有効活用、除売却の必要性を検討する判断材料となることから、資産利用を主活動とする会社の事業を有効に機能させるために積極的に取り組むことが望まれる。

(6)意見

1. 取締役員数について

組織上取締役員の数が12人と規模の割に多いのではないかと考える。これは、会社設立経緯からの流れで、非常勤取締役9人全員が社外取締役で、その数が多くなってしまったのがその原因と考えられるが、形式的な役職の付与は組織運営上好ましくなく、迅速な意思決定に疑問の余地が残る。規模に合った取締役員数で事業運営に取り組む必要があるものとする。

2. 県有財産の管理について

同会社では事業の重要資産であるガントリークレーンをはじめ、多くの県有財産を使用しているが、同会社による資産管理が行われていない。本来、県有財産は県に管理責任があり、固定資産の現物確認、管理は県が行うべきであるが、長期にわたり貸与されている同会社においても借受財産を適正に管理する義務があるものとする。すなわち、県は一次責任を負い、同会社に管理、報告させる必要がある、またそれを検証すべきである。同会社は二次責任を負い、使用者としての管理責任と報告を行う必要がある。そのために同会社は、県有財産についても台帳管理を行い、定期的な実査により資産の現状を把握することが望ましいものとする。


3. 修繕計画及び投資計画について

前述のとおり、中長期経営計画が作成されていないため、中長期的な視点に立った修繕計画も投資計画も策定されていなかった。両計画とも、同会社の維持存続、発展のためには必要であり、また資金的手当てを見積もるためにも必要不可欠のものである。また、同会社が今後も同程度以上のサービスの提供を継続していくのであるならば、施設の維持管理のための修繕計画は必要であり、また、中長期経営計画を達成するために新規設備の導入等を行う必要性が生じてくるのであるならば、投資計画も必要となるものとする。そして、修繕計画を策定する中で会計上の引当金の計上要件が揃うのであれば、修繕引当金等の科目により引当計上をする必要がある点に留意する必要があるものとする。

18. 岡山セラミックス技術振興財団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	 <p style="text-align: center;">岡山セラミックスセンター外観</p>
所在地	備前市西片上 1406-18	
資本金等 (内、県出資金比率)	400,000 千円 (150,000 千円、 37.5%)	
設立目的	セラミックスに係る調査研究等を行うことにより、耐火物及びその関連産業の基礎的な技術の向上、新製品及び新技術の開発並びに新分野への進出を支援し、県内のセラミックスに係る諸産業の活性化を図る。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山セラミックスセンターの管理運営事業 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山バイオマスイノベーション創出研究委託事業 ○特別電源所在県科学技術振興事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○セラミックスに関する研究並びに新技術及び新製品の開発 ○セラミックスに関する技術相談の実施 ○セラミックス技術に関わる技術者の養成 ○セラミックスに関する情報の収集及び提供 ○セラミックスに関する試験及び分析の受託 ○産業界、大学及び公設試験研究機関、異業種または異業種技術分野間の研究者の交流 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	618,559 千円	623,191 千円	634,801 千円
B 総負債	160,971 千円	160,731 千円	169,873 千円
正味財産 (A-B)	457,588 千円	462,460 千円	464,928 千円

	(うち基本財産)	400,000 千円	400,000 千円	400,000 千円
	(累積剰余または損失)	57,588 千円	62,460 千円	64,928 千円
C 収益 *1		207,618 千円	156,679 千円	189,057 千円
	(うち県支出金)	25,591 千円	21,280 千円	40,545 千円
	(県支出金割合)	12.3%	13.6%	21.4%
D 費用 *2		163,396 千円	151,808 千円	186,589 千円
当期正味財産増減額(C-D)		44,222 千円	4,871 千円	2,468 千円

(主な増減の内容について)


*1. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 32,378 千円増加している。

主な増加要因は、研究開発と特殊試験の依頼が 11 件増加したことによる受託研究事業収益 11,361 千円の増加、及び使用後解析などの総合的な依頼試験に取り組むと共に、従来実施していなかった試験項目にも対応するなど、試験の高付加価値を図ることで測定・分析の依頼件数が増加したことによる依頼分析事業収益 9,540 千円の増加による。

*2. 費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 34,781 千円増加している。

主な増加要因は平成 23 年度において投資有価証券評価損として 29,057 千円計上したことによる。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		25,591 千円		21,280 千円	40,545 千円
	(委託料/指定管理料)	25,591 千円		21,280 千円	40,545 千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		13 人	13 人	12 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	12 人	12 人	11 人	
	(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		17 人	16 人	16 人	
	常勤	16 人	15 人	15 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	

放電プラズマ焼結装置

(うち県 OB ※)	-人	-人	-人
非常勤	1人	1人	1人
(うち県職員)	-人	-人	-人
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	514,962 千円
(うち国債等)	364,962 千円
(うち仕組債)	150,000 千円
(含み損益)	△43,566 千円

(5) 指摘内容

岡山セラミックス技術振興財団(以下、「同財団」という。)は、県内の耐火物及びその関連産業の技術開発支援を目的として設立された財団であり、高機能性耐火物の開発、木材からの耐火物用炭素原料の合成に関する研究などを行っている。また、国内外の耐火物関連企業やセラミックス関連企業からの依頼を受け、研究開発や特殊試験・分析を行うことを通じて企業への技術支援を行っている。

1. 引当金計上について

平成 23 年度末時点において、次の引当金が計上されていた。

研究開発等引当金(※1)	38,000 千円
機器修繕等引当金(※2)	72,000 千円

(※1) 同財団において自主的に行う研究開発に備えるために引当てられたものである。

(※2) 同財団における機械等の機器の修繕に備えるために引当てられたものである。

ここで、引当金の要件とは企業会計原則注解 18 において次のとおり定められている。

- ① 将来の特定の費用または損失であること
- ② 発生が当期以前の事象に起因すること
- ③ 高い発生可能性があること
- ④ 金額が合理的に見積り可能であること

これを上記引当金に当てはめると、発生が当期以前の事象に起因するものではなく、またその計上金額についても合理的に見積られたものではないなど、引当金の計上要件を満たしていない。

今後は引当金の要件に当てはめて計上の要否について検討する必要がある、研究開発等引当金については積立金として計上すべきであるものとする。

2. 同財団の保有資産の管理台帳への記載について

同財団の固定資産管理規程によると、30 万円以上の資産に関して、固定資産管理簿への記録を行い、固定資産を管理することが定められている。また、30 万円未満は物品管理簿を設けて固定資産に準じた管理を行うことが定められている。

しかし、30 万円未満の資産が固定資産管理台帳へ記載されていたり、30 万円以上の資産である放電プラズマ焼結装置(取得価額:522,711 千円)が固定資産管理台帳に記載されていない等、ばらつきがみられた。

同財団保有の資産に関して、固定資産管理規程に合致した管理を行う必要がある。

(6)意見

1. 投資の状況について

同財団の資産のうち 150,000 千円が金利変動リスク、流動性リスクの高い仕組債で運用されている。このうち、50,000 千円に関しては、時価情報の入手が困難として、毎決算期に時価情報の入手が行われていなかった。

平成 24 年 3 月末における参考時価情報によれば、150,000 千円の投資有価証券に 43,566 千円の含み損が生じており、この金額だけ資産が逸失していることになる。

金利変動リスク等が高い資産に関しては、時価情報の入手を適時に実施し、含み損益の発生を確認するとともに、今後はより安全性の高い資産での運用が求められるものとする。

2. 県有資産の管理について

岡山セラミックスセンターの施設内にある測定等のための機器等は、そのほとんどが県有資産である。精密な測定や試験を行うために利用される機器であるためにその取得価額も高額になるものが多い。

県有資産数	県有資産取得価額
127 件	488,178 千円

現状、これらの資産について定期的な現物実査を実施していなかった。

多額の県有資産が施設内にある以上、同財団保有の資産の把握だけではなく、県有資産の把握についても積極的に取り組むべきである。

同財団においては、早急に定期的な現物実査のルール及び実施マニュアル等を策定し、県所管部局との協力のもと県有資産の実在性及び陳腐化の程度等の把握に努める必要がある。

3. 長期修繕計画の策定について

同財団において、現状建物等の長期修繕計画が策定されていなかった。

岡山セラミックスセンターは県有資産であり、次のような施設概要である。

開所	平成 2 年 10 月
敷地面積	5,770 m ²
建物価額	本館 448,387 千円

	実験棟 139,842 千円
建物構造	(本館)鉄筋コンクリート2階建て
建物面積	(本館)1,753 m ² (実験等)408 m ²


開所時期から20年以上も経過しており、近いうちに大規模修繕が行われることは避けて通れないものとする。

これに対して、同財団は大規模修繕の程度、実施時期及び金額等を見積もっておらず、県所管部局に対して報告していない。同財団においては、修繕計画に対して例えばABC分析等によりその重要性を分類して、修繕の必要性に基づいた年次計画を提示報告する必要があるものとする。

19. 倉敷ファッションセンター株式会社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	
所在地	倉敷市児島駅前 1-46	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,300,000 千円 (300,000 千円、 23.1%)	
設立目的	繊維関連産業及び地域関連産業の高度化を促進する事業を総合的に行うことにより、繊維関連産業等の構造改革を効果的に促進する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉敷市繊維技術センターの管理運営 ○ 倉敷ファッションギャラリーの管理運営 ○ ティーラウンジの管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業連携による繊維産地活性化事業 ○ 「メイド・イン・OKAYAMA」デニム情報発信事業 ○ デニム関連企業グローバルマーケット展開支援業務 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成事業 ○ 新商品開発及び販路開発事業 ○ 産学共同研究事業 ○ テナント、施設賃貸事業 	

倉敷市繊維技術センター外観

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	1,210,850 千円	1,197,400 千円	1,190,198 千円
B 総負債	145,883 千円	125,909 千円	111,638 千円
正味財産 (A-B)	1,064,967 千円	1,071,491 千円	1,078,560 千円
(うち基本財産)	1,300,000 千円	1,300,000 千円	1,300,000 千円
(累積剰余または損失)	△235,033 千円	△228,509 千円	△221,440 千円

C 収益	142,655 千円	173,120 千円	184,138 千円
(うち県支出金)	0 千円	16,783 千円	27,560 千円
(県支出金割合)	-%	9.7%	15.0%
D 費用	139,283 千円	169,028 千円	182,521 千円
当期正味財産増減額(C-D)	3,372 千円	4,092 千円	1,617 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	-千円		16,783 千円	27,560 千円
(委託料/指定管理料)	-千円		16,783 千円	27,560 千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
県貸付金	121,415 千円		101,180 千円	80,945 千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	17 人	16 人	17 人	
常勤	2 人	2 人	2 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	15 人	14 人	15 人	
(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	7 人	6 人	6 人	
常勤	7 人	6 人	6 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

倉敷市繊維技術センター内部

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		544,356 千円
	(うち国債等)	544,356 千円
	(うち仕組債)	-千円
	(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

倉敷ファッションセンター株式会社(以下、「同会社」という。)では、イベントホール、研修室などを有し、また各種検査機器を備え研究開発を支援する倉敷市繊維技術センター、ギャラリー等の管理運営を通じて、ファッション業界をサポートしている。

平成 23 年度には、海外販路開拓事業として、香港やフランスへ出展する等、販路開拓と産地の PR を実施している。また、独自の体系的カリキュラムで繊維関連企業向け人材育成セミナーやアパレル品質向上に繋がる研修会、新たなビジネス展開に向け企業連携に繋がる研修会等を実施している。その他、織布企業との共同研究により地場特産の綿織物に関する物性面での検証に加え、布地の特徴を活かした衣料、小物等の開発、試作等研究を実施し報告書を作成するなど、繊維業界の発展に寄与している。

1. 現金管理について

同会社では、経理記帳担当が、現金実査も行っていた。記帳と資金管理担当は内部牽制の観点から別の担当者とするべきである。

また、実査結果が鉛筆で記入されており、後から書きかえることが可能な状態である。不正防止の観点からボールペン等で記入することが望まれる。さらに、実査結果について上席者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。

(6) 意見

1. 施設の稼働率について

同会社における賃貸施設の稼働率は以下のとおりである。

※全回数とは、一日を 9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～21:00 の 3 区分に分けた合計

施設名	稼働日数 (稼働率)	稼働率		
		使用回数	全回数	稼働率
イベントホール	110	241	1,080	22.3%
	30.6%			
研修室	101	156	1,080	14.4%
	28.0%			


合計	211	397	2,160	18.4%
	29.3%			

上記表に記載している通り、施設の年間稼働率は決して高いとはいえない。同会社所有の建物部分であるが、累積損失を抱えており、少しでも収益を上げるように努力すべきである。賃貸施設の稼働率を上げるべく、学校等に宣伝するなど活動を実施しているが、周辺の宿泊施設と協力して宿泊研修を誘致するなど、さらなる広報活動を実施すべきである。

20. 株式会社オービス

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	
所在地	岡山市北区大内田 675	
資本金等 (内、県出資金比率)	420,000 千円 (158,100 千円、 37.6%)	
設立目的	高度情報化社会に対応した岡山県経済の発展と県民生活の向上に寄与するため、国・県・市町村・産業界の協力の下に、人材面や資金面で立ち遅れている中小企業の情報化を支援するとともに、県民生活全般にわたる情報化の推進を図る。	
事業内容	<p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレポート岡山ビル管理業務 ○通信回線及びコンピューターの利用による情報システムの設計に関する事業 ○情報システムの運用及び情報提供に関する事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報システムの運用に必要な機器及びソフトウェアの研究・開発に関する事業 ○情報システムの運用に必要な機器の利用、情報提供及びニューメディアに関する教育、研修及びコンサルタント事業 ○情報システムの運用に必要な機器の販売、賃貸事業及び付随するソフトウェアの販売事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

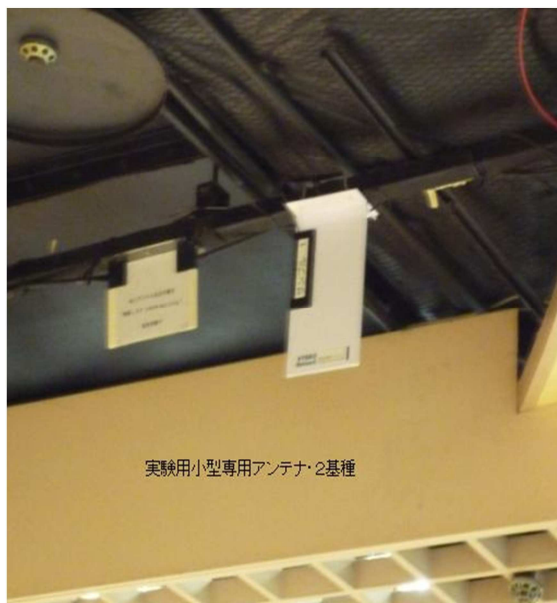
	H21	H22	H23
A 総資産	1,356,049 千円	1,585,239 千円	1,377,563 千円
B 総負債	484,681 千円	674,626 千円	396,856 千円
正味財産(A-B)	871,368 千円	910,613 千円	980,707 千円
(うち基本財産)	420,000 千円	420,000 千円	420,000 千円

	(累積剰余または損失)	451,368 千円	490,613 千円	560,707 千円
C 収益		1,117,533 千円	1,027,926 千円	1,014,015 千円
	(うち県支出金)	231,806 千円	333,244 千円	286,449 千円
	(県支出金割合)	20.7%	32.4%	28.2%
D 費用		1,060,730 千円	988,681 千円	943,921 千円
当期正味財産増減額(C-D)		56,803 千円	39,245 千円	70,094 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	231,806 千円		333,244 千円	286,449 千円
(委託料/指定管理料)	229,024 千円		330,632 千円	285,391 千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
(その他)	2,782 千円		2,612 千円	1,058 千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	13 人	10 人	10 人	
常勤	3 人	3 人	3 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	2 人	2 人	2 人	
非常勤	10 人	7 人	7 人	
(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	39 人	38 人	40 人	
常勤	39 人	38 人	40 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	



実験用小型専用アンテナ・2 基種

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	-千円
(うち国債等)	-千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

株式会社オービス(以下、「同会社」という。)は、各地域、各分野の情報化が発展するなかで、岡山情報ハイウェイの構想段階から参画し、情報ハイウェイへの接続、地域イントラネット設計・構築等の業務支援を行うとともに、ネットワークの運用・保守・監視を24時間体制で行うなど地域ネットワークの構築を総合的に推進している。また、ネットワーク環境の拡張や充実に向けた様々な事業を行うことで、県民生活の向上や地域産業の発展に寄与している。

1. 取締役報酬の決定について

取締役報酬は、従来、株主総会決議による限度額の範囲内で支給されているが、個々の取締役に対する報酬額は株主総会でも、取締役会でも決議されていない。

会社法では、取締役等の報酬について、①報酬等のうち額が確定しているものについてはその額、②報酬等のうち額が確定していないものについてはその具体的な算定方法、③報酬等のうち金銭でないものについてはその具体的な内容について、定款に定めがないときは、株主総会の決議によってそれぞれ定めるとされている(会社法第361条第1項)。

したがって、個々の取締役の報酬については、株主総会で決議するか、あるいは、取締役会で決議する必要がある。なお、監査役会においては常勤監査役の報酬が協議されており、監査役報酬については適正に処理されていた。

2. 譲渡性預金の表示方法について

平成24年3月末時点で譲渡性預金を362,580千円保有しており、計算書類上「譲渡性預金」勘定で表示されている。金融商品に関する会計基準では譲渡性預金は「有価証券」勘定に分類することとされているため、表示科目も有価証券勘定に含めるべきである。

3. 職務分掌規程の更新について

平成24年度現在の組織は、①総務、経理グループ、②営業グループ、③ソリューショングループ、④テクニカルサポートグループ、⑤インテグレーショングループで構成されているが、平成20年8月1日に策定された職務分掌規程における組織体制は、①総務、経理グループ、②営業グループ、③システムグループ、④地域情報グループ、⑤ネットワークグループ、⑥ネットワーク運用グループとなっており、職務分掌規程と実際の組織体制に乖離が生じ

ている。

職務分掌規程は組織体制の基礎となるものであるため、組織体制の見直しが行われた都度、職務分掌規程の見直しも随時行うべきである。

4. 引当金計上について

平成 23 年度末時点において、次の引当金が計上されていた。

システム保証引当金(※1)	73,054 千円
貸倒引当金(※2)	1,779 千円

(※1) 納入済みのシステム等に不具合が発生した場合の障害に備えて引当計上されたものである。

(※2) 将来の貸倒れに備えて引当計上されたものである。

ここで、引当金については一般に公正妥当な企業会計基準に準拠しており、企業会計原則注解 18 において、引当金の要件は次のとおり定めている。

- ② 将来の特定の費用または損失であること
- ③ 発生が当期以前の事象に起因すること
- ① 高い発生可能性があること
- ④ 金額が合理的に見積り可能であること

システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する会計方針が採用されており、システム保証がついている商品の売上高に一定率を乗じて計算されているが、その一定率は過去の保証実績等に基づかない数値が用いられていた。過去のシステム保証実績を同会社に質問した結果、不具合を保証した実績はないとのことである。過去の保証実績に基づいて計上するという同会社の会計方針に従うと、システム保証引当金を計上することはできない。

また、貸倒引当金は、貸倒実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、実際には法人税法に規定されている中小企業等の貸倒引当金の特例における法定繰入率に基づいて計上されており、過去の貸倒実績等に基づかない計上方法になっていた。

今後については、引当金の要件に当てはめて、計上の要否及び計上金額の妥当性について検討する必要がある。

5. 県の委託事業について

県からの委託業務の一つであるテレポート岡山ビル管理業務における管理人業務には、同会社の職員が従事している。県との委託契約の仕様書においては、管理人の「業務時間は原則として平日の午前 8 時から午後 5 時 30 分までとする。」とされているが、同会社の就業規則では定時が午前 9 時から午後 5 時 45 分までと定められている。

管理人は、テナント各社の業務に支障が生じないように就業規則の定時よりも自主的に早く出勤しているとのことであるが、このような就業状況では、同会社の就業規則に照らして定常的に定時外勤務が発生する一方で、仕様書の規定を遵守することが担保されているとは言い難い。

同会社は、管理人としての業務時間を規定上明確に定めるとともに、業務時間に則した給与体系を立案すべきである。

(6)意見

1. 固定資産管理規程の策定について

平成 24 年 3 月 31 日現在、同会社は 54,941 千円の固定資産を有しているが、これに対する現物実査の頻度・方法等を定めた管理方針を明文化していない。また、固定資産の経理方針として、10 万円未満の資産は費用処理し、10 万円以上 20 万円未満の資産は一括償却資産として処理をしているが、この経理方針に関しても実務上の慣行として引き継がれているだけであり、明文化されたものはない。

固定資産に係る経理処理方法を明確化するとともに、固定資産管理を適切に行うためにも固定資産管理規程の策定を検討すべきである。

2. 取締役報酬規程の策定について

現在、取締役報酬規程が作成されていない。個々の取締役に対する報酬を、取締役会で決議することにした場合には、取締役相互間のいわゆるお手盛りの弊害を排除するために、役職別の標準的な報酬や、取締役賞与を支給する際の基準等を明文化しておくのが望ましい。

3. 事業計画及び中長期経営計画の策定について

現在、3 月に開催される取締役会で翌期の事業計画が報告されており、外部環境把握、同会社が対処すべき課題及び重点営業分野といった定性的な項目に加えて、数値目標として売上目標が掲げられているものの、利益目標は策定されていない。費用を管理する意味からも、少なくとも翌年度の利益目標は策定することが望ましい。

また、中期的な経営ビジョンについては、検討しているものの現在は計画書としては書面化されていない。計画書として策定することが望ましい。

4. 県の関与の必要性について

同会社の設立目的は、中小企業の情報化を支援するとともに、県民生活全般にわたる情報化の推進を図ることであるが、前段の「中小企業の情報化を支援する」ことを達成するために手掛けられた直接的な事業である「受発注調整システムの構築」は他社へ譲渡したとのことである。一方、「県民生活全般に亘る情報化の推進」は、岡山情報ハイウェイ基幹回線が整備されたことにより、ある程度達成できたものとする。


また、県の入札案件では他の民間事業体と競合しつつも、契約を獲得し黒字基調となっていることから、営利団体として自立しているとも評価できる。県 OB である社長については、県に対して社長就任後 2 年間は県向けの営業活動を行わない旨の誓約書を提出しているとの説明を受けたが、この状況は、県が関与することでかえって営利団体としての行動を制約されていると見受けられた。

県が主導して同会社を設立した経緯はあるものの、現在の同会社の状況から考えると県が引き続き出資者として関与し続けることが妥当であるか否かについて検討が必要である。

21. 岡山県信用保証協会

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	
所在地	岡山市北区野田 2-12-23	
資本金等 (内、県出資金比率)	5,507,565 千円 (1,242,500 千円、 22.6%)	
設立目的	一般的に担保・金利等の条件面で大企業より不利な中小企業者が金融機関から貸付を受ける場合に、その貸付金の債務を保証することにより、中小企業者に対する金融の円滑化を図る。	
事業内容	<p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者等が金融機関から資金の貸付を受けること等に対する債務の保証 ○ 中小企業者等が発行する社債のうち、金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 ○ その他上記に付随し、設立目的を達するために必要な業務 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	524,947,342 千円	527,146,884 千円	508,622,298 千円	
B 総負債	492,262,168 千円	491,695,686 千円	470,486,573 千円	
正味財産(A-B)	32,685,174 千円	35,451,197 千円	38,135,725 千円	
	(うち基本財産)	5,507,565 千円	5,507,565 千円	5,507,565 千円
	(累積剰余または損失)	27,177,609 千円	29,943,632 千円	32,628,160 千円
C 収益	19,710,018 千円	18,849,113 千円	19,289,667 千円	
	(うち県支出金)	535,024 千円	408,699 千円	402,768 千円
	(県支出金割合)	2.7%	2.2%	2.1%
D 費用	17,591,039 千円	16,117,094 千円	16,385,701 千円	
当期正味財産増減額(C-D)	2,118,979 千円	2,732,019 千円	2,903,966 千円	

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	535,024 千円		408,699 千円	402,768 千円
(委託料/指定管理料)	-千円		-千円	-千円
(補助金 ※1)	159,534 千円		114,518 千円	88,408 千円
(損失補償金 ※2)	375,490 千円		294,181 千円	314,360 千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	23 人	23 人	23 人	
常勤	5 人	5 人	5 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※3)	2 人	2 人	2 人	
非常勤	18 人	18 人	18 人	
(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
(うち県 OB ※3)	-人	-人	-人	
職員	88 人	95 人	97 人	
常勤	88 人	95 人	97 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※3)	-人	-人	-人	
非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※3)	-人	-人	-人	



岡山県信用保証協会入り口

※1 県融資制度の信用保証料引き下げ措置に伴うもので、実質的には中小企業者等への補助金。

※2 県融資制度に係る代位弁済に伴い発生した協会損失の一定割合を補填するもの。

※3 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	42,464,296 千円
(うち国債等)	31,073,886 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	1,944,143 千円

(5) 指摘内容

① 信用保証協会の概要

「信用保証協会」は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づき、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関である。信用保証協会は、各都道府県を単位として47法人、市を単位として5法人(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市)、全国で併せ52の法人が設けられている。岡山県下では、岡山県信用保証協会(以下、「同協会」という。)が単独で設置されている。

下表は県信用保証協会の信用保証状況の全国比較である。同協会は、保証承諾、保証債務残高及び平均保証債務残高の各残高は全国の信用保証協会の中位に位置しており、経済規模に応じた保証規模となっている。代位弁済については代位弁済額が全国平均を上回るものの、代位弁済率では全国平均を下回っており保証の状況について全国的に見れば比較的健全であるといえることができる。

平成23年度 主要項目全国数値(速報値)

(単位: 百万円、%)

保証承諾			保証債務残高			平均保証債務残高		
1	東京	1,703,082	1	東京	5,268,183	1	東京	5,406,772
2	大阪府	727,616	2	大阪府	2,689,000	2	大阪府	2,723,906
3	愛知県	617,261	3	静岡県	1,857,802	3	静岡県	1,871,723
4	千葉県	577,218	4	愛知県	1,794,033	4	愛知県	1,864,215
5	静岡県	550,512	5	埼玉県	1,389,252	5	埼玉県	1,424,561
	⋮			⋮			⋮	
27	岡山県	121,663	27	岡山県	413,631	25	岡山県	424,552
	⋮			⋮			⋮	
48	徳島県	55,086	48	香川県	157,464	48	香川県	158,495
49	鳥取県	44,522	49	鳥取県	156,412	49	鳥取県	157,328
50	宮崎県	40,885	50	佐賀県	126,855	50	宮崎県	130,961
51	佐賀県	40,626	51	宮崎県	125,199	51	佐賀県	130,573
52	岐阜市	39,034	52	岐阜市	103,643	52	岐阜市	101,702

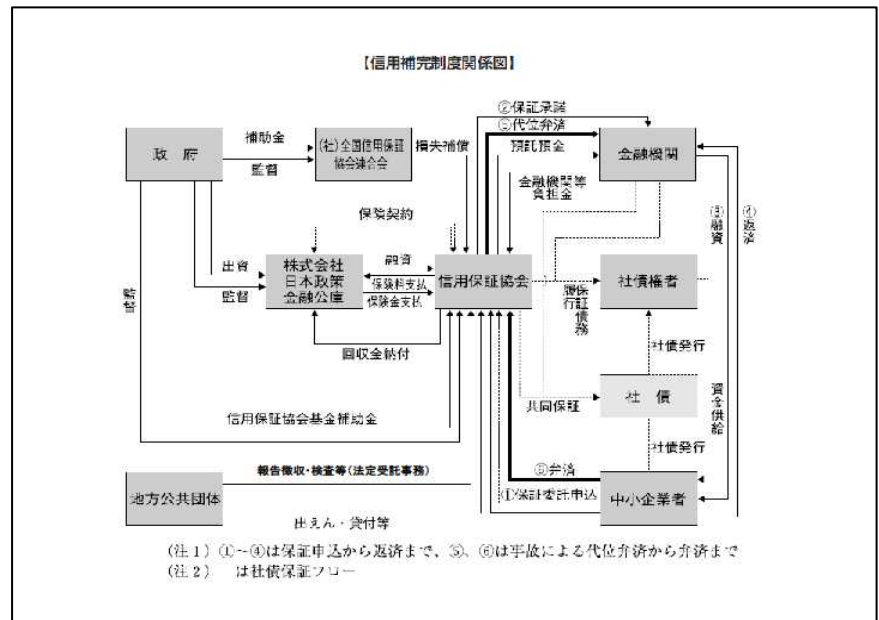
代位弁済額(元利)			代位弁済率		回収額(元損)			
1	東京	137,722	1	山形県	0.91	1	東京	21,789
2	大阪府	89,358	2	福島県	1.04	2	大阪府	16,546
3	兵庫県	44,953	3	岩手県	1.12	3	愛知県	10,079
4	埼玉県	40,527	4	大分県	1.42	4	兵庫県	9,252
5	静岡県	37,717	5	秋田県	1.47	5	静岡県	8,140
	⋮			⋮			⋮	
23	岡山県	9,626	33	岡山県	2.27	32	岡山県	1,517
	⋮			⋮			⋮	
48	香川県	2,990	48	兵庫県	3.21	48	鹿児島県	954

49	大分県	2,950	49	大阪府	3.28	49	香川県	903
50	鳥取県	2,634	50	茨城県	3.83	50	高知県	752
51	宮崎県	2,160	51	沖縄県	4.49	51	大分県	676
52	岐阜市	2,022	52	大阪市	4.94	52	岐阜市	564

② 信用保証協会に関連する団体等とその役割

(i)全国信用保証協会連合会：全国信用保証協会連合会とは、全国の信用保証協会を会員とする民法第34条に基づき認可を得た社団法人であり、信用保証協会に対し、財政基盤強化のための貸付及び出捐を行うとともに、その適切な管理を行うこと等を通じて、信用保証協会の健全な発達を図ることを目的としている。

(ii)株式会社日本政策金融公庫：株式会社日本政策金融公庫は、政府100%出資の政府系金融機関であり保証協会の保証を再保険する働きを担う。信用保証協会が保証承諾の対価として中小企業者等から得る「信用保証料」のうち、保証料区分に応じて「信用保険料」を株式会社日本政策金融公庫に支払う。信用保証協会が代位弁済をした際、株式会社日本政策金融公庫はその一部（元本金額の70～80%相当分）を「保険金」として信用保証協会に対し支払う。信用保証協会が中小企業者等から回収した金額のうち、保険金受領割合（70～80%）に応じて、株式会社日本政策金融公庫に「回収納付金」として返納する。



として信用保証協会に対し支払う。信用保証協会が中小企業者等から回収した金額のうち、保険金受領割合（70～80%）に応じて、株式会社日本政策金融公庫に「回収納付金」として返納する。

(iii)信用保証協会の会計：地方自治体本体や地方公営企業をはじめとして、公共団体に対し企業会計における貸倒引当金や減損会計など時価の概念を取り入れた会計を導入し、早期警鐘システムとしてのガバナンスを利かせる道具として会計を活用しようというのが昨今の潮流といえ、このような改革が必要ではないかと考えられる。

信用保証協会の財政状態を把握するために最も重要と考えるのは、保証債務残高に対し将来において代位弁済が発生する可能性の金額的影響、および代位弁済による求償権の将来において貸倒損失の発生する可能性の金額的影響であるといえる。企業会計では、前者は、保証債務残高から担保処分時価など処分可能見込額を控除した額を債務保証損失引当金として計上し、後者は、債権を正常債権・破綻懸念債権・破

綻債権に分類したうえで、それぞれの債権ごとに回収可能額を見積もり、債権額との差額を貸倒引当金として計上する。ところが、信用保証協会の会計において、企業会計における債務保証損失引当金・貸倒引当金に相当する勘定科目は、それぞれ責任準備金勘定・求償権償却準備金勘定であるが、いずれも下表のように残高に一定率を乗じた額とされている。このため、財政状況の実態が適切に把握できないという課題が残されたままとなっている。

<岡山県信用保証協会 業務方法書>

第4 求償権の償却に関する事項

- 1 年度末において、求償権(求償権補填金の額及び求償権補填金の受領予定額を控除したもの)のうち当該年度に代位弁済したものに對してはその100分の33に相当する額、前年度に代位弁済したものに對しては、その100分の67に相当する額、前々年度以前に代位弁済したものに對しては、その100分の100に相当する額を求償権償却準備金勘定に繰り入れる。
- 2 求償権のうち回収不能のものは、求償権償却準備金を取り崩し償却する。

第8 業務の執行及び会計に関する事項

- 4 事業年度末において、保証債務の額の1000分の6に相当する額に、保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日(以下「所定期限」という。)を経過している保証債務の額の10分の1に相当する額を加えた額を責任準備金勘定に繰り入れる。

但し、上記保証債務の額の中に株式会社日本政策金融公庫の保険に付されていない保証債務がある場合には、本文の規定にかかわらずその保証債務の額の100分の1に相当する額に所定期限を経過している株式会社日本政策金融公庫の保険に付されていない保証債務の額の100分の33を加えた額を責任準備金勘定に繰り入れる。

1. 現金回収時に発行する領収証の管理について

求償権の回収業務に使用する手書き領収証について、領収証管理簿を作成し領収証の持出者が明確にされている。しかしながら、領収証管理簿に記入する日付は持出日のみの記載で持帰り日の記載がない。持出日当日に領収証を持ち帰っているためとのことだが、領収証が適切に使用されたか確認する手続としては十分ではない。また、個々の領収証管理については、領収証綴りの束ごとの管理番号を記載するにとどまっており、一目で確認できるよう個別の領収証の管理番号についても管理簿に記載すべきである。

2. 固定資産の会計計上時期について

固定資産の取得に際し、会計システムや固定資産システムへの登録は、資産の検収時とすべきところ、固定資産対価の支払時となっている。

会計システムと固定資産システムに資産登録をする時期が支払時点の場合、代金を支払っていないが検収済である資産が簿外となったり、固定資産の現物実査の際にも不整合が生じる。適時適切な資産の把握のために、検収時点で固定資産システムへの登録を行う手続が必要である。

(6)意見

1. 条件緩和保証債務残高のリスク管理の徹底について

平成 21 年 12 月に時限立法で成立した中小企業金融円滑化法(以下、「円滑化法」という。)は、平成 25 年 3 月末に最終延長期限を迎えることになるが、円滑化法の期限終了は、中小企業者に対する金融の円滑化を担う信用保証協会にとって大きな影響がでることが懸念される。

実際に同協会の円滑化法の施行前の条件緩和債務の保証債務残高全体に占める割合は、施行前の平成 21 年 3 月期と比較して大幅に上昇し、平成 24 年度では 20%近い状況となっている。

円滑化法期限終了後の政府による出口戦略政策の成否の影響を大きく受けると予想されるのが、全国の信用保証協会やその保険先である株式会社日本政策金融公庫であるものとする。

一方で、信用保証協会が適用する会計基準によれば(5)②信用保証協会に関連する団体等とその役割の(iii)で述べたように、信用保証協会においては、企業会計における債務保証損失引当金・貸倒引当金に相当する勘定科目は、それぞれ責任準備金勘定・求償権償却準備金勘定であるが、いずれも残高に一定率を乗じた額にすぎず財政状況の実態が適切に把握できるものではない。

円滑化法によって元金の全部または一部の期間延長などの条件緩和を受けた債権に対する保証債務は、円滑化終了直後において代位弁済による損失が発現するリスクの程度は、他の一般条件緩和債権に対する保証債務とは当然異なるはずであるが、同協会においてこのような保証債務の区分管理ができていない。分離把握して債権リスク管理を十分に行うべきであるものとする。

有担保保証債務についての担保価値の算定については、保証承諾時あるいは保証期間延長申請時に時価把握をしているのみで、固定資産税評価額等による時価の定期的把握が行われていない。信用保証協会の財政状態を把握するうえで最も重要であるのは、保証債務残高に対し将来において代位弁済が発生する可能性の金額の影響及び代位弁済による求償権の将来において貸倒損失の発生する可能性の金額的影響であるといえる。

このため、少なくとも年に 1 度は定期的に担保価値の評価を行うことが必要であるものとする。

22. 公益財団法人岡山県産業振興財団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	
所在地	岡山市北区芳賀 5301	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,040,880 千円 (6,000 千円、 0.58%)	
設立目的	商工業の高度化及び情報化の推進、産業技術の振興等に関する諸事業を総括的かつ効果的に推進することにより、岡山県の企業の活力あふれる振興及び発展を図り、もって地域産業の発展に寄与する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県テクノサポート岡山の管理運営 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の体質改善及び経営基盤の強化等に関する事業 ○中小企業の経営資源の充実を図るため必要な事業 ○産業技術の振興に関する事業 ○新事業の創出に関する事業 	

テクノサポート岡山の外観

(2) 財産の状況と経営実績

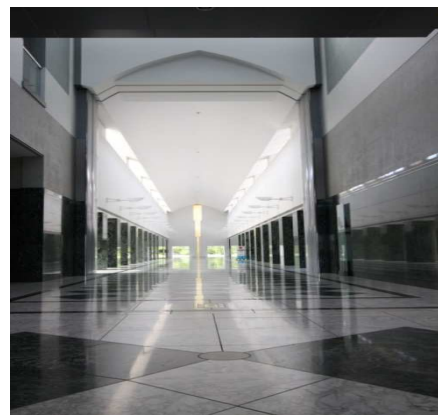
	H21	H22	H23	
A 総資産	17,976,239 千円	16,260,866 千円	15,075,244 千円	
B 総負債	15,868,754 千円	14,248,275 千円	12,649,991 千円	
正味財産(A-B)	2,107,485 千円	2,012,591 千円	2,425,253 千円	
	(うち基本財産)	1,842,540 千円	1,737,766 千円	1,040,880 千円
	(累積剰余または損失)	264,945 千円	274,825 千円	1,384,373 千円
C 収益	3,751,557 千円	3,617,281 千円	4,389,529 千円	
	(うち県支出金)	403,387 千円	461,092 千円	723,881 千円
	(県支出金割合)	10.8%	12.7%	16.5%
D 費用	3,764,328 千円	3,712,175 千円	3,976,867 千円	

当期正味財産増減額(C-D)	△12,771 千円	△94,894 千円	412,662 千円
----------------	------------	------------	------------

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22		H23	
県支出金	403,387 千円		461,092 千円		723,881 千円	
(委託料/指定管理料)	299,026 千円		346,455 千円		617,104 千円	
(補助金)	104,361 千円		114,637 千円		106,777 千円	
(負担金)	-千円		-千円		-千円	
その他	1,562,500 千円		1,437,500 千円		1,333,334 千円	
短期貸付金	1,562,500 千円		1,437,500 千円		1,333,334 千円	
長期貸付金	9,337,434 千円		8,757,410 千円		8,142,551 千円	
損失補償限度額	10,747,500 千円		11,170,000 千円		11,424,000 千円	
損失補償契約に係る債務残高	4,234,177 千円		3,702,551 千円		3,073,131 千円	
債務保証限度額	-千円		-千円		-千円	
債務保証契約に係る債務残高	-千円		-千円		-千円	
役職員の状況	H21	H22	H23			
役員	16 人	16 人	16 人			
常勤	2 人	2 人	2 人			
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)	2 人	2 人	2 人			
非常勤	14 人	14 人	14 人			
(うち県職員)	1 人	1 人	1 人			
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人			
職員	80 人	74 人	77 人			
常勤	70 人	65 人	73 人			
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)	3 人	2 人	2 人			
非常勤	10 人	9 人	4 人			
(うち県職員)	-人	-人	-人			
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人			



産業振興事業団が管理するテクノサポート岡山

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	8,173,092 千円
(うち国債等)	8,162,092 千円
(含み損益)	356,986 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円
(うち株式)	11,000 千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

公益財団法人岡山県産業振興財団(以下、「同財団」という。)は昭和43年8月に前身である(財)岡山県中小企業振興協会が設立され、平成13年4月1日に(財)岡山県中小企業研修情報センター及び岡山県新技術振興財団を解散し統合した。平成15年8月には、岡山市内に分散していた事務所を岡山リサーチパーク内の「テクノサポート岡山」へ統合し、経営・資金・技術等の支援をワンストップにより行う体制を整えた。平成24年4月に公益財団法人へ移行している。

平成23年度の主な実績は中小企業の育成にかかる活動として相談件数1,870件、専門家派遣件数122件、金融機関との資金調達支援マッチング27件、取引のあっせん2,442件(うち成立件数131件)、広域商談会における岡山県企業の商談件数延べ754件、個別商談会における商談件数119件等である。

1. 中長期経営計画の財務数値化について

同財団において、現状では、中長期経営計画が策定されていない。同財団においても、維持存続、発展するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。今後は長期の行動計画を策定すると同時にそれを財務数値に置き換えて、それらを両輪として事業運営に資する計画を策定する必要がある。

2. アンケートの集計結果について

同財団では、アンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。

県が取り組んでいる「外郭団体改革プラン」において、外郭団体を検証するポイントの1つに透明性がある。これは、経営状況や、活動内容等に関する情報公開の取組は進められているか検証することであり、現状では、この点について情報公開ができていない。

同財団は、県が一部出資している外郭団体であり、県からの委託等県支出金により事業を行っている以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果について、ホームページ等を通じて県民に公表し、情報公開に積極的に努める必要があるものとする。

3. きらめきファンド事業費補助金の実績集計誤りについて

同財団は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンド融資事業の資金を県が受け創設した「きらめき岡山創成ファンド」を管理しており、当該資金を運用することにより中小企業へ助成を行っている。県は、同財団に対し、助成事業の事務費について一部補助金を拠出している。

事務費のうち人件費に対するものについては、従事した者の年間給与から算出した単価に、実際かかった作業日数を乗じて算出し、報告しているが、実際作業時間と集計時間に差異が生じていた。事業ごとの作業時間を管理する日誌については上長による承認印が必要であるが、承認とともに、作業内容の確認と集計について再実施を行い、適切な実績報告をする必要がある。

4. 業務システムと会計システムの債権残高の不整合について

現在、会計システム上の債権残高と、債権管理システム上の債権残高に差異が生じており、会計監査においてもその旨が指摘されている。差異額は5,670千円であり、早急に原因の調査と修正をする必要がある。

5. 附属明細書の誤りについて

平成23年度決算報告書の附属明細書において、引当金の明細の内容に誤りが生じていた。今後、正確な情報を開示する必要がある。

現在の附属明細書(引当金の明細)

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	565,889,051			565,889,051
賞与引当金		11,966,363		11,966,363
退職給付引当金	182,041,610	27,762,487	16,730,352	193,073,745
共済年金引当金	9,090,200	847,100	723,000	9,214,300
求償権償却引当金	34,106,927		158,472	33,948,455
円滑化引当金	87,659,361		13,541,019	74,118,342
合計	312,898,098	40,575,950	31,152,843	322,321,205

あるべき附属明細書(引当金の明細)

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	565,889,051	664,783,004	565,889,051	664,783,004
賞与引当金		23,831,766	11,865,412	11,966,354
退職給付引当金	182,041,610	27,989,167	16,730,352	193,300,425
共済年金引当金	9,090,200	847,100	723,000	9,214,300

求償権償却引当金	34,106,927		158,472	33,948,455
円滑化引当金	87,659,361		13,541,019	74,118,342
合計	878,787,149	717,451,037	608,907,306	987,330,880

(6)意見

1. 委託業務にかかる実績報告の資料の作成について

委託業務において、年間の各費用項目の実績が委託前に同財団が作成した見積書における見積額と同額で所管課へ報告されていた。これは、実際には支出が見積より多く発生しているものの、費用超過分を同財団負担とし、所管課への報告は見積と一致させるように報告していたためである。

これは当初の見積金額を超える金額で実績報告すべきではないとの認識があったためであるが、実績の過少報告であり適切でない。実績報告は、実際の支出発生額で記載したうえで当初の見積額との差額を示し、委託料によりどの程度賄われたのか、及び同財団がいくら負担することとなったかを明示すべきと考える。

2. テクノサポート岡山内ライブラリーの運営の見直しについて

現在同財団は、テクノサポート岡山内にあるライブラリー（図書館）について「岡山県テクノサポート岡山の情報提供等に係る受託事業」の一部として岡山県から業務委託を受けている。主な業務内容はライブラリー及び蔵書の管理、図書、ビデオ等の貸出し、図書管理システムの管理である。

右図は平成 23 年度のライブラリーの利用状況であり、平成 18 年度の総利用者数 1,561 人と比較すると徐々に利用

ライブラリーの利用状況(平成 23 年度)

総利用数(年間)	1,850 人
うち工業技術センター職員	750 人
うち産業振興財団職員	507 人
差引一般利用者数	593 人
1日あたり一般利用者数	2.4 人/日

*1日あたり利用者数は平成 23 年度稼働日数 247 日で算出

数が増えている状況ではあるが、それでもなお1日一般利用者数では 2.4 人と利用率は極めて低い。

同財団は技術情報ライブラリー運営費として 4.5 百万円を計上しているが、そのほとんどを図書整備等消耗品に拠出している。そのなかでも新聞 9 紙、週刊誌の定期購読に約 1 百万円を支出しており、1 日あたりの一般利用者を見ると有効な図書整備に活用しているとは言い難いものとする。

図書及びビデオの貸し出し業務についても、利用案内によれば、貸出対象を同財団の賛助会員またはインターネット利用研究会会員としており、技術情報の提供を受けようとする者のニーズに十分に対応できていない。

今後は、ライブラリーの利用状況の改善、図書整備、利用対象の見直しを含め、ライブラリーのあり方について再検討する必要があるものとする。

3. 資産の運用規程について

同財団では財産の運用規程及び内規により、運用財産は安全性、確実性を勘案した方法で運用すると定められており、預金の他、国債、公債、普通社債で運用できる状況にある。債券については格付機関の格付が1社以上

A格以上のものを対象とされているが、運用開始後に当該格付が下落した場合についての運用方法及び方針が定められていない。本財団からは、格付けが下落した場合においても原則として償還日まで保有することであるが、昨今の金融市場では普通社債においても大幅な時価下落が見られる事例もあり、時価が下落した場合には今後の処理についての判断を必要とする。

そのため、運用開始後の方針と、時価の著しい下落が見られる場合の意思決定方法について新たに定めるよう検討されたい。

財団法人岡山県産業振興財団財産運用規程

(運用財産の運用方針)

第5条 運用財産は、元本の回収のため、安全性、確実性を勘案しつつ、なるべく高い運用益の得られる方法で運用を行うものとする。

ただし、運用に当たり、岡山県知事の承認が必要な高度化資金及びきらめき岡山創成ファンド資金については、知事の承認を受けた後、運用を行うものとする。

(運用対象)

第6条 財産の運用対象は、次のとおりとする。ただし、債券については、格付機関の格付けが1社以上A格以上であるものとする。

- ア 普通預金
- イ 定期(性)預金
- ウ 日本国国債
- エ 地方債
- オ 政府関係機関債
- カ 普通社債(国内企業に限る。)

(以下略)

4. リース設備台帳の整備について

同財団では、小規模企業に対し設備のリースを行っており、リース対象資産についてはリース設備台帳を作成している。しかしながら当該台帳上でのリース原価の金額は「リース取引に関する会計基準」に則したものではなく、実際の会計上のリース原価については「支払明細書」を参照して計上しており、簿価については別途電子ファイルにて作成管理している。本来台帳により一元管理すべき情報が管理されておらず、誤謬に繋がる可能性もあり、台帳を正しい金額に修正し、管理すべきである。

23. 社団法人岡山県観光連盟

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	産業労働部	
所在地	岡山市北区田町 1-3-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	-千円 (-千円、 -%)	
設立目的	岡山県内における観光事業の振興並びに地域活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及促進と国際観光の振興を促し、もって県内の産業及び文化の発展と県民福祉の向上に資するとともに国際親善に寄与する。	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光情報収集提供事業 ○戦略的情報発信事業(一部県からの受託) ○九州新幹線全線開通を契機とした県外誘客促進事業 ○地域発観光プログラムPR事業 ○旅行商品化促進事業 ○ご当地グルメの魅力発信事業(一部県からの受託) <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光情報システムの運営事業 ○おokayama観光特使運営事業 ○観光コルトン提出事業 ○着地型観光の推進事業 ○『旅とく岡山』実施事業 ○教育旅行誘致事業 ○おokayama観光フレンズ運営事業 ○観光イベント出展等宣伝活動事業 ○広域観光等共同宣伝事業 ○おokayama観光アカデミー事業 	

岡山県観光パンフレット

	<ul style="list-style-type: none"> ○観光事業功労者表彰事業 ○観光ボランティアガイドによる魅力向上事業 ○I LOVE おかやま募集事業 ○市町村・観光協会等との連携 ○協賛事業及び収益事業の推進 ○組織運営
--	--

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		52,355 千円	55,637 千円	52,647 千円
B 総負債		44,502 千円	47,264 千円	43,753 千円
正味財産(A-B)		7,853 千円	8,373 千円	8,894 千円
	(うち基本財産)	-千円	-千円	-千円
	(累積剰余または損失)	-千円	-千円	-千円
C 収益 *1		142,287 千円	149,685 千円	229,969 千円
	(うち県支出金)	84,761 千円	93,468 千円	177,468 千円
	(県支出金割合)	59.6%	62.4%	77.2%
D 費用 *2		141,867 千円	149,165 千円	229,449 千円
当期正味財産増減額(C-D)		420 千円	520 千円	520 千円

(主な増減の内容について)

*1. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合、80,284 千円増加している。

主な増加要因は、緊急雇用対策による誘客事業受託収益の増加 61,170 千円である。

*2. 費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合、80,284 千円増加している。

主な増加要因は、緊急雇用対策による誘致促進事業費の増加 74,111 千円である。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		84,761 千円		93,468 千円	177,468 千円
	(委託料/指定管理料)	12,570 千円		46,210 千円	133,089 千円
	(補助金)	12,375 千円		8,133 千円	4,987 千円
	(負担金)	59,816 千円		39,125 千円	39,392 千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		40 人	40 人	41 人	

	常勤	1人	1人	1人
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人
	(うち県OB ※)	1人	1人	1人
	非常勤	39人	39人	40人
	(うち県職員)	3人	3人	3人
	(うち県OB ※)	-人	-人	-人
職員		8人	13人	17人
	常勤	8人	13人	17人
	(うち県派遣職員)	1人	1人	1人
	(うち県OB ※)	-人	-人	-人
	非常勤	-人	-人	-人
	(うち県職員)	-人	-人	-人
	(うち県OB ※)	-人	-人	-人



観光誘致に使用するのぼり

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		-千円
	(うち国債等)	-千円
	(うち仕組債)	-千円
	(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

1. 会員退会届受領前の期間における年会費の徴収について

社団法人岡山県観光連盟(以下、「同法人」いう。)は、県の産業労働部観光課と協力して県内の観光事業の振興と地域活性化を図る役割を担う外郭団体である。県の観光総合サイト‘晴れらんまんおかやま旅ネット’や観光情報誌を通じて情報発信等を行っている。

同法人の主な収入財源は、主として県からの受取負担金及び同負担金の2分の1と定められた市町村からの受取年会費、そして宿泊施設、運輸・旅行業、観光・文化施設関係などの民間事業者からの出資口数に応じた受取年会費である。

県の行財政構造改革により平成21年度より平成24年度までの間に県の負担金を半減させることとなり、これに伴い2分の1と定められた市町村からの受取年会費も減額されることになる。

正味財産増減計算書の一部（収益）

（一般会計）

（単位：円）

科 目	平成23年度	平成22年度	平成21年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[31,875,000]	[36,740,000]	[42,031,000]
・市町村会費	15,625,000	18,750,000	21,875,000
・民間会費	16,250,000	17,990,000	20,156,000
② 事業収益	[4,293,500]	[4,400,000]	[5,690,000]
・事業協賛金収益	4,293,500	4,400,000	5,690,000
③ 受取補助金等	[138,445,263]	[54,732,453]	[25,013,347]
・受取地方公共団体補助金	0	2,965,508	7,982,348
・日本観光振興協会助成金	70,000	90,000	70,000
・観光情報センター運営事業補助金	3,367,000	3,367,000	2,391,840
・ボランティアガイド連絡会運営補助金	300,000	300,000	0
・広域観光等共同宣伝事業交付金	1,620,000	1,800,000	2,000,000
・観光情報発信事業受託収益	8,638,298	5,814,654	5,157,016
・おかやま観光PR推進業務受託収益	33,413,500	17,361,323	3,828,249
・おかやまご当地グルメPR事業受託収益	6,240,275	5,824,387	0
・アクセスユーザー所在地別コンテンツ提供事業受託収益	7,936,741	0	0
・スマートフォン観光総合サイト構築事業受託収益	6,362,862	0	0
・九州新幹線全線開通契機			
の誘客事業受託収益	61,170,831	0	0
・岡山コンベンションナビ改訂事業受託収益	3,227,856	0	0
・地域発観光プログラムPR事業受託収益	2,055,900	0	0
・旅行会社と連携した地域発観光誘客宣伝活動事業受託収益	4,042,000	0	0
・観光マーケティング戦略資料作成事業受託収益	0	5,346,189	0
・地域発観光デジタルコンテンツ整備事業受託収益	0	5,726,289	0
・携帯サイト機能アップ事業受託収益	0	5,277,103	0
・フィルムコミッションWEBサイト改訂管理事業受託収益	0	860,000	0
・おかやま歴史の旅百選観光ルート等時点修正事業収益	0	0	3,583,894
④ 受取負担金	[40,692,067]	[41,733,000]	[62,208,810]
・岡山県負担金	31,250,000	38,781,000	43,750,000
・岡山県事業負担金	7,651,567	0	18,458,810
・事業負担金	1,790,500	2,952,000	0
⑤ 受取寄付金	[2,535,932]	[2,446,720]	[2,082,064]
・受取寄付金	2,535,932	2,446,720	2,082,064
⑥ 雑収益	[1,370,678]	[119,616]	[145,377]
・受取利息	11,762	18,416	68,160
・雑収益	1,358,916	101,200	77,217
⑦ 他会計からの繰入額	[3,300,000]	[3,150,000]	[3,000,000]
・収益事業会計からの繰入額	3,300,000	3,150,000	3,000,000
経常収益計	222,512,440	143,321,789	140,170,598

年度別会員数の状況

	正会員			特別会員			合 計
	市町村	民間会員	計	観光協会	学識経験	計	
平成18年度	27	190	217	55	19	74	291
平成19年度	27	206	233	50	16	66	299
平成20年度	27	240	267	50	16	66	333
平成21年度	27	315	342	50	16	66	408
平成22年度	27	345	372	50	16	66	438
平成23年度	27	355	382	50	16	66	448
平成24年度	27	355	382	50	15	65	447

年会費は、会員としての地位の対価というよりはむしろ同法人の事業への協賛金に近い性質といえるが、収入財源の確保を民間会員の出資口数を伸ばすことで賄うことの困難性がある。上表のように民間会員数は頭打ちになる一方で、コスト削減要請から退会や口数の削減を申し出る民間会員もみられる状況となっている。そして、退会した民間事業者に対する退会届が提出される前の期間における年会費について、当該民間事業者の支払能力は十分にありと思われるにもかかわらず、平成 23 年度に回収不能額として処理されているものが下記のとおり散見された。

発生年度	事業者	退会届提出日	回収不能額
平成 21 年度	株式会社 K	平成 23 年 3 月 31 日	50,000 円
平成 21 年度	O 組合	平成 23 年 3 月 31 日	50,000 円
平成 21 年度	株式会社 B	平成 23 年 3 月 31 日	50,000 円

退会届けを提出する前の期間にかかる年会費については、会員としての特典を享受する権利があった以上、当然徴収すべきであったが、督促等の回収についての記録が残されておらず、十分な回収努力がなされたかどうか確認できなかった。今後は、十分な回収努力を実施し、回収不能額をできるだけ少なくすると共に、いつ、誰に連絡をして、どの様な回答であった等の記録を残しておく必要がある。

2. 現金管理について

現金管理について、経理記帳担当が、現金実査も行っていった。記帳と資金管理担当は内部牽制の観点から別の担当者とするべきである。

また、現金有高表など現金実査記録が作成されておらず、上席者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。

3. 領収証管理について

民間会員が年会費を現金で窓口納付する場合がある。この現金受領した際の領収証の管理について、経理記帳担当が市販の領収証に社団印を押印し領収証を作成しており、領収証には連番管理もなされていなかった。この手続では、架空の領収証が発行されていないこと及び窓口納付された会費がすべて回収されているかどうかについて十分に確認することはできない。よって、これらの内部牽制手続を構築すべきである。

4. 賞与引当金の設定について

同法人では、6月と12月に期末手当を支給している。6月支給の期末手当の計算期間は12月から5月であることから、年度末においては、公益法人会計基準に基づき12月から3月の4ヶ月分に相当する金額について、支給前年度に賞与引当金として費用及び負債計上すべきである。

5. 貸倒引当金の設定について

同法人では一部収益事業を実施している。主な収益事業は、インターネットのバナー広告等の広告掲載である。平成23年度には未収金のうち1件が貸倒れしているが、今まで貸倒引当金は設定されていない。まずは債権区分を設け、区分ごとの貸倒引当金計上の要否を判定する必要があるものとする。今後は、債権区分及び貸倒引当金計上ルールを策定し、ルールに基づいて適切に処理すべきである。

6. 退職給付引当金の計上について

同法人では、期末の自己都合要支給額に基づいて退職給付引当金を設定している。しかし、平成22年度からは、予算の都合上、期末自己都合要支給額の引当てができていなかった。今後は、期末自己都合要支給額を退職給付引当金として設定する必要がある。

(6)意見

1. 収入財源の確保について

前述の1. 会員退会前の年会費の徴収で述べたように、県や市町村からの負担金等が削減するなかで収入財源の確保を民間会員の出資口数を伸ばすことで賄うことの困難性がみられる。このような状況下であればこそ、同法人は公益法人制度の本来の姿である不特定多数の者からの事業協賛金や寄付金等による収入確保を目指さなければならない。事業協賛金を受けた実績は、大手民間事業者による1件にとどまり、今後不特定多数の者からの寄付や事業協賛金を伸ばすようにPR活動をより積極的に行うべきものとする。

2. 産業貿易振興協会との協力体制について

同法人は観光名所やご当地グルメの紹介等を実施しているが、土産物(物産)については、産業貿易振興協会が紹介するものとして、積極的な紹介を実施していない。一部ホームページに産業貿易振興協会のホームページのリンクを貼る、独自で製作している冊子に物産を紹介することを検討してはいるものの、岡山県への県外からの誘客という目的に鑑みれば、旅行客の情報収集の利便性を上げる努力をすべきであるものとする。よって、今後は産業貿易振興協会との協力をさらに密にし、情報の集約化に注力していく必要があるものとする。

24. 岡山県農林漁業担い手育成財団

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	農林水産部	
所在地	岡山市北区内山下 2-4-6	
資本金等 (内、県出資金比率)	500,000 千円 (375,000 千円、 75.0%)	
設立目的	岡山県の農林漁業の中核となり、農林漁村社会の支えとなる自立自営の気概と実践力に富む若い担い手を計画的・永続的に確保・育成するとともに、農地保有合理化事業を行い、もって活力ある本県農林漁業の確立に寄与する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○三徳園管理事業 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山の農業・農村人材育成事業 ○担い手育成推進事業 ○農業体験教育推進事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○体験学習農園管理事業 ○担い手確保支援事業 ○就農支援資金貸付事業 ○就業奨学金事業 ○農地保有合理化事業 	

財団が管理する三徳園

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		829,965 千円	815,210 千円	942,362 千円
B 総負債 *1		121,518 千円	110,136 千円	135,314 千円
正味財産 (A-B)		708,447 千円	705,074 千円	807,048 千円
	(うち基本財産)	496,453 千円	500,000 千円	500,000 千円
	(累積剰余または損失)	211,994 千円	205,074 千円	307,048 千円
C 収益 *2		106,064 千円	89,597 千円	331,678 千円
	(うち県支出金)	66,419 千円	44,141 千円	218,200 千円
	(県支出金割合)	62.6%	49.3%	65.8%
D 費用 *2		118,167 千円	92,969 千円	229,705 千円
当期正味財産増減額 (C-D)		△12,103 千円	△3,372 千円	101,973 千円

(主な増減の内容について)

*1. 総負債の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 25,178 千円増加している。

主な増加要因は平成 23 年度より農地保有合理化事業を継承したためである。農地保有合理化事業の負債は 31,523 千円である。

*2. 収益及び費用は、平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合、それぞれ 242,081 千円、136,736 千円増加している。

主な増加要因は平成 23 年度より農地保有合理化事業を継承したことによる。農地保有合理化事業の経常収益及び経常費用はそれぞれ 115,870 千円、116,932 千円である。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		66,419 千円		44,141 千円	218,200 千円
	(委託料/指定管理料)	50,857 千円		30,345 千円	28,962 千円
	(補助金)	15,562 千円		13,796 千円	189,238 千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		16 人	16 人	16 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	

	非常勤	15人	15人	15人	
	(うち県職員)	2人	2人	1人	
	(うち県OB ※)	1人	1人	1人	
職員		32人	23人	23人	
	常勤	12人	8人	9人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県OB ※)	8人	7人	4人	
	非常勤	20人	15人	14人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県OB ※)	1人	1人	1人	

財団のパンフレットより

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	741,101 千円
(うち国債等)	522,874 千円
(含み損益)	24,642 千円
(うち外国債)	49,664 千円
(含み損益)	5,414 千円
(うち投資信託)	108,562 千円
(含み損益)	- 千円
(うち仕組債)	60,000 千円
(含み損益)	△41,892 千円

(5) 指摘内容

岡山県農林漁業担い手育成財団(以下、「同財団」という。)では、岡山県及び岡山県担い手対策推進本部等と連携して新規就農相談の受付など、新規就農対策を実施している。また、農業の啓発活動として、体験学習農園を運営し、平成23年度は845人が農業体験をしている。さらに、平成23年度からは農地保有合理化事業を開始しており、平成23年度の実績は、農地売買18件、賃借43件、農業機械・施設リース7件である。その他、自主事業として就業奨学金を出すなど、新規就農者が「農業で生活する」ことが出来るように様々な支援を実施している。

1. 固定資産実査について

同財団において、固定資産台帳上は記載されているが、現物が確認できていない資産が散見された。資産現物に管理シール等を添付することによって現物管理し、定期的に固定資産の実査も行うべきである。

2. 三徳園・体験学習農園における生産物の個数管理の必要性について

三徳園では、農林業に親んでもらうために、ふるさと作物展示圃場に年間 30 種類の作物を生産・展示しており、販売可能な収穫物は園内やイベント即売会で販売している。また体験学習農園では農業体験用に作物を育成しており、生産物は農協等への委託、青空市場等で販売している。

同財団では、これらの作物の最終的な販売数については把握しているが、生産数、販売委託先への払出数や破棄数が把握されておらず、数量管理が不十分である。まず、三徳園で、日々の生産数が把握されていない。園内販売において代金収受した職員が、日々実績を記録し、現金と併せ事務局に申告しているのみである。生産数と販売数との差数が、在庫として残っているのか、廃棄されたのか、顛末を確認することができない。

また、体験学習農園でも、三徳園と同様に生産数が把握されていない。更に、農協等への販売委託の際に、生産物をいくつ委託先に引渡したかの払出数も記録されていない。このため、生産数と委託販売先への払出数との差数や、委託販売先への払出数と委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数が、在庫として残っているのか廃棄されたのか、顛末を確認することができない。

このような管理体制では、仮に生産物や代金の横領が行われていても発見できず、生産物や販売代金の横領のリスクを防止するための管理体制が十分ではない。作物の販売収入は自主財源として重要であり、作物作付計画を立案するにも実績を把握することが肝要である。特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。

3. 貸付金の回収について

平成 23 年度末で 13 件、12,327 千円が回収期限基準で滞納債権となっている。中には 8 年間滞納分(1,120 千円)も存在する。実質的に回収可能性がないものについては損失処理するルールが必要である。債権回収要綱を県と相談しながら作成しているとの説明を受けたが、債権回収要綱をもとに回収努力をし、実質的に回収不能な債権については、損失処理するための自主ルールの作成が必要となる。

4. 貸倒引当金の設定について

上記のように、滞納債権が多く、実質的に回収不能な債権を抱えているにも関わらず、貸倒引当金が設定されていない。平成 18 年に、貸倒引当資産を 585,823 円計上しているが、この時も費用計上及び負債計上はされていない。

まずは債権を分類し、債権の分類に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。

5. 有価証券運用規程等の策定について

平成 24 年 3 月 31 日現在で保有している有価証券のうち、仕組債 1 銘柄(取得価額 60,000 千円)に含み損失が 41,892 千円発生している。低金利環境で資金運用条件が悪化しているとはいえ、確たる資金運用方針をもたず、当面の高金利を受け取ることが可能な仕組債を購入したことは問題である。

既に購入したものについては止むを得ないものの、今後、このような投機性の高い金融商品を購入することがないよう、資金の運用形態を安全性の高い銘柄に限定する旨を定めた有価証券運用規程等の明確な方針を策定す

べきである。

6. 矢野館の使用料について

三徳園内にある矢野館が同窓会で使用される場合、使用料が収受されていない。

県からの指定管理業務である「岡山県青少年農林文化センター三徳園指定管理業務仕様書」の第 6 条 3 項においては、「利用料金を減免しようとする場合は、知事の承認を受けて減免基準を定めること」とされているが、同窓会が使用する場合に使用料を免除している点については、知事の承認を受けていない。

減免するのであれば、承認を受けるべきである。

(6)意見

1. 同財団の自主財源確保について

同財団では、現状において収益のほとんどが県からの支出金で賄われており、同財団独自の自主財源はほとんどない。県の行政改革において今後も相当の支出削減が予想されることを考えると、同財団がこのまま県の依存度の高いまま事業運営していくことは困難なものと予測される。このため、同財団として維持存続、発展していくためには自主財源の確保に早急に努めていく必要がある。体験学習農園は現在無料となっているが、県外からの来客者からは入場料を徴収する等の方法も検討していく必要があるものとする。

2. 宿泊施設のアピール方法について

三徳園及び体験学習農園には宿泊施設があるが、利用を増加させる余地がある。現状農林業関係の団体に対して誘致を実施したりしているが、インターネット上のホームページでの訴求や大学の課外活動団体の合宿での利用などまだまだ広告宣伝の方法を工夫すれば宿泊客が増加する可能性があるものとする。宿泊代金は同財団にとって貴重な自主財源であり、増加するための方策を講じる必要があるものとする。

3. 農地保有合理化事業における賃貸料について

農地保有合理化事業において、同財団は、小規模農地を集約して大規模化を図ることを目的として、農地の取得・売却と転貸借(同財団がある農家から農地を賃借し、その農地を他の農家に賃貸すること)を行っている。農地を取得・売却する場合は、売主・買主の双方から手数料を収受しているが、転貸借の場合は、賃借料と賃貸料が同額である。

賃貸借の場合であっても取得・売却の時と同様に同財団の事務費用をかけて農家に役務を提供しているので、取得・売却との均衡上、及び同財団の自主財源を確保する観点から、借地料に一定の手数料を加算した額で賃貸することを検討するのが望ましい。

4. 建物等の修繕計画の策定について

体験学習農園には、農村の伝統や生活文化を保存展示するため、県内各地の代表的な民家を移築もしくは再現しており、4 棟のかやぶき屋根の建物が存在する。これらはいずれも昭和 57～58 年にかけて移築もしくは新築され


たものであり、移築・新築から既に約 30 年が経過している。いずれは老朽化に抜本的に対応する大規模修繕が必要になるものと思われるが、かやぶき屋根の葺き替え等の大規模修繕に関する計画が策定されておらず、必要な資金の手当ても着手されていない。

かやぶき屋根を葺き替える場合には多額の資金が必要になると推測されることから、それぞれの建物について実施予定時期の年次計画、必要な費用の見積り及び必要資金の調達方法を網羅した修繕計画の立案を検討するのが望ましい。

25. 財団法人中国四国酪農大学校

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)


所轄部署	農林水産部	 <p>中国四国酪農大学校校舎の外観</p>
所在地	真庭市蒜山西茅部 632	
資本金等 (内、県出資金比率)	60,607 千円 (51,607 千円、 85.2%) ※ただし、県出資比率については(5)指摘 内容1. 参照	
設立目的	中国四国における酪農業の健全な発展を図るため、企業的酪農経営に関する知識を身に付けた酪農後継者の養成を行う。	
事業内容	<p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業的酪農後継者等の養成 ○企業的酪農後継者等の養成のための農場の経営及び調査研究 ○その他設立目的を達成するために必要な事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	172,400 千円	209,900 千円	243,351 千円	
B 総負債	15,020 千円	21,827 千円	22,368 千円	
正味財産(A-B)	157,380 千円	188,073 千円	220,983 千円	
	(うち基本財産)	15,352 千円	15,352 千円	15,352 千円
	(累積剰余または損失)	142,028 千円	172,721 千円	205,631 千円
C 収益	204,423 千円	207,993 千円	202,817 千円	
	(うち県支出金)	84,541 千円	71,408 千円	47,940 千円
	(県支出金割合)	41.4%	34.3%	23.6%
D 費用	184,195 千円	177,299 千円	169,908 千円	
当期正味財産増減額(C-D)	20,228 千円	30,694 千円	32,909 千円	

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県出資金	84,541 千円		71,408 千円	47,940 千円
(委託料/指定管理料)	303 千円		6,193 千円	323 千円
(補助金)	84,238 千円		65,215 千円	47,617 千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	13 人	13 人	13 人	 <p style="text-align: center;">第二牧場牛舎</p>
常勤	1 人	1 人	1 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
非常勤	12 人	12 人	12 人	
(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	15 人	13 人	13 人	
常勤	15 人	13 人	13 人	
(うち県派遣職員)	5 人	4 人	3 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	-千円
(うち国債等)	-千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

1. 岡山県の出捐比率の誤りについて

財団法人中国四国酪農大学校(以下、「同法人」という。)は、昭和 36 年 12 月に開校された岡山県立酪農大学校をはじめとする。昭和 40 年 11 月に財団法人中国四国酪農大学校として中国四国及び兵庫県を加えた広域行

政圏の酪農自立経営者の専門技術養成学校として改組され今日に至る。平成 23 年度からは専修学校として県の認可を受けている。また、平成 25 年 4 月から「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定める公益財団法人へ移行する予定である。

同法人が作成している出捐状況の一覧は下表のとおりである。昭和 40 年 11 月に前身である財団法人中国四国酪農大学校を設立した際、岡山県以外の他県の出捐は金銭出資であったが、岡山県は昭和 36 年 12 月に設立した岡山県立酪農大学校を設立母体としたため、現物資産による出捐を行っている。設立当初からの出捐台帳や開示資料等を確認したところ不整合がみられ、岡山県の出捐比率が 85.2%であるのか 41.4%であるのか不明確になっている。

財団法人中国四国酪農大学校出捐状況 (単位：円)

県名	出捐金	出捐(有形固定資産)	出捐年度
岡山県		(51,607,356) (85.2%) 6,351,898 (14.4%) 内訳 ・建物等 本館、学生寮 体育館、公舎 牛舎、作業機械等 ・家畜	S 4 0 年度
兵庫県	1,000,000 (6.51%)		41・47年度 100→1,000千円
鳥取県	1,000,000 (6.51%)		40・48年度 100→1,000千円
島根県	1,000,000 (6.51%)		41・47年度 100→1,000千円
広島県	1,000,000 (6.51%)		40・46年度 100→1,000千円
山口県	1,000,000 (6.51%)		40・46年度 100→1,000千円
香川県	1,000,000 (6.51%)		40・44・47年度 100→1,000千円
徳島県	1,000,000 (6.51%)		40・49年度 100→1,000千円
愛媛県	1,000,000 (6.51%)		40・51年度 100→1,000千円
高知県	1,000,000 (6.51%)		40・48年度 100→1,000千円
	計 9,000,000 (14.8%) (58.6%)	計 6,351,898 (41.4%) (51,607,356) (85.2%)	計 15,351,898 (100%) (60,607,356)

昭和 40 年設立当初の出捐台帳に記載の岡山県の出捐は、下記のとおりである。

- ① 旧校舎本館(平成 8 年に新校舎に立替) 評価額 6,351 千円
 - ② その他 学生寮、体育館、公舎、牛舎、作業機械、家畜等 45,256 千円
- 51,607 千円

設立登記簿謄本(昭和 40 年 11 月 18 日登記)によれば、その他の登記事項として資産の総額(52,507,356 円)と記載されているのみであり、これが現物出捐に岡山県を除く構成県からの金銭出捐を加えたもの(900 千円:@

100 千円/県×9 県)と類推されるものの明確に表示されていない。ただし、当時の理事会議案書によれば、当該資産総額を現物出捐とし、そのうち基本財産が 6,351 千円、残余を運用財産と認識していると考え。これを前提とすれば、県の出捐割合は、現物出捐 51,607 千円に基づき 85.2%と推定される。資料間の不整合を解消すべきものと考え。

なお、上記①の旧校舎本館は平成 7 年に廃棄されており、②その他の設立当初の運用財産も現物資産自体は既に使用が終了している。基本財産とされた①については、財団法人の基礎をなす財産であることから減少部分を運用財産から補てんし、預金として財産保持している。

2. 固定資産の計上区分誤りについて

現在同法人では固定資産の勘定科目について建物、工作物、備品のみ計上されているが、固定資産台帳を調査したところ、他の勘定科目で計上すべきものが検出された。

現在の勘定科目	資産内容	修正すべき勘定科目
備品	トラクター	機械装置
備品	軽4輪トラック	車両運搬具
備品	フォークリフト	車両運搬具
工作物	攪拌機	機械装置
工作物	搾乳機械	機械装置

固定資産の勘定科目を改め適切な原価計算を行うことで、経営管理に資するところから適切に処理されたい。

(6)意見

1. 受益と負担の関係からみた不均衡の是正について

同法人は、中国・四国圏の企業的酪農経営に関する知識を身に付けた酪農後継者の養成を行うことにより、酪農業の健全な発展を図ることを目的としており、前述のとおり岡山県その他、中国・四国各県及び兵庫県の出捐を受けている。しかしながら、毎年補助金を支出しているのは、岡山県のみで他県からの補助金支出はない。この県補助金も大幅削減の対象となっているのが現状である。

補助金支出の状況

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23
岡山県補助金	84,541	91,778	84,541	71,408	47,940

同法人の卒業者数の状況は下表のとおりであるが、年間 20 名程度と補助金額との対比では高コストといえる。

卒業生及び在校生の状況

区分	卒業生の状況 ()は女子数										在校生		
	S40~H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計	47期	48期	計	
岡山県	415 (64)	3 (0)	10 (4)	10 (2)	10 (5)	6 (4)	3 (0)	10 (5)	467 (84)	5 (2)	5 (2)	10 (4)	
構成県	475 (77)	11 (3)	11 (2)	8 (4)	7 (2)	5 (3)	5 (0)	12 (5)	534 (96)	9 (4)	14 (5)	23 (9)	
その他	101 (27)	8 (2)	5 (2)	6 (2)	6 (3)	5 (1)	5 (2)	4 (2)	140 (41)	6 (3)	3 (2)	9 (5)	
計	991 (168)	22 (5)	26 (8)	24 (8)	23 (10)	16 (8)	13 (2)	26 (12)	1,141 (221)	20 (9)	22 (9)	42 (18)	

ただし、県下の酪農業従事者のうち卒業生の占める割合は下表のとおり大きく、県下の酪農業の維持に寄与していると考えられる。また、同法人の事業とは直接関係しないが、同法人が保有する広大な第二牧場は、観光地蒜山の重要な風景を構成しており地域観光への寄与は極めて大きい。

岡山県の酪農従事者における同法人の卒業生の占める割合 (平成 23 年度)

卒業生の岡山県酪農業の従事状況

戸数 162 戸/369 戸 (43.9%)

一方で県外への効果をみると、上表のように、出捐者である構成他県へ従事した卒業生は約半数を占める。これにもかかわらず、出捐者である他県からの補助金支出が全くないのは、受益と負担の関係からみて明らかに不均衡である。県及び同法人は他の構成県に対し、負担を積極的に求めるべきではないかと考える。また、全国で類似した農業学校として日本農業実践学園(茨城県)、八ヶ岳中央農業実践大学校(長野県)があるが、一部国からの補助金を受けているとのことである。国からの支援についても他の構成県とともに積極的に働きかけるべきではないかと考える。

2. 固定資産実査の実施について

同法人では固定資産を管理する手段として固定資産台帳を作成しているが、現物の確認(以下「実査」という。)が行われていない。今後は、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。なお、その際には、実査した資料に実査証跡が判るようにしておき、担当者印及び上長等の責任者印を押印しておくことにより責任の所在を明確にしておく必要がある。

また実査によって現物の老朽状況を確認することにより、修繕計画の策定にも役立つ。また、同時に遊休資産の有無を確認し、資産の有効活用、除売却の必要性を検討する判断材料ともなることから積極的に取り組まれない。

3. 県有資産の管理について

同法人では、一部県有の固定資産を使用しているが、日常業務における担当者レベルでの点検等に留まり組織的な資産管理がなされていない。本来、県有財産は県に管理責任があり、固定資産の現物確認、管理は県が行うべきであるが、長期にわたり貸与されている同法人においても現状を報告する義務があるものとする。すなわち、県は一次責任を負い、同法人に管理、報告させる必要があるが、またそれを検証すべきである。同法人は二次責任を

負い、使用者としての管理責任と報告を行う必要がある。

そのために同法人は、県有財産についても管理規程を定め、台帳管理を行い、定期的な実査により資産の現状を把握することが望ましい。

4. 修繕計画の策定について

同法人では、旧県営時に保有していた固定資産について引き継いで使用しているが、耐用年数を超えて使用しているものもあり、今後現有資産の使用について中長期的な視点に立った修繕計画、投資計画が必要となる。


両計画とも、同法人の維持存続のためには必要であり、また資金的手当てを見積もるためにも必要不可欠のものである。

加えて、修繕計画を策定する中で会計上の引当金の要件が揃う状況が生じるならば、修繕引当金等の科目により引当計上をする必要がある点に留意が必要である。

26. 株式会社岡山県食肉センター

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)


所轄部署	農林水産部	 <p style="text-align: center;">岡山県食肉センター外観</p>
所在地	岡山市中区桜橋 1-2-43	
資本金等 (内、県出資金比率)	42,000 千円 (14,000 千円、 33.3%)	
設立目的	食肉の近代的、合理的流通を図り、もって消費の拡大及び県産食肉の安定供給に資する。	
事業内容	<p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○牛・豚枝肉の買取り、処理販売 ○牛・豚枝肉の委託処理 ○牛・豚枝肉の冷凍・冷蔵保管 ○その他付帯業務 	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		270,816 千円	288,945 千円	267,231 千円
B 総負債		238,710 千円	263,937 千円	237,312 千円
正味財産(A-B)		32,106 千円	25,008 千円	29,919 千円
	(うち基本財産)	42,000 千円	42,000 千円	42,000 千円
	(累積剰余または損失)	△9,894 千円	△16,992 千円	△12,081 千円
C 収益		1,433,668 千円	1,560,217 千円	1,493,976 千円
	(うち県支出金)	-千円	-千円	-千円
	(県支出金割合)	-%	-%	-%
D 費用		1,454,235 千円	1,567,316 千円	1,489,064 千円
当期正味財産増減額(C-D)		△20,567 千円	△7,099 千円	4,912 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金		-千円	-千円	-千円
(委託料/指定管理料)		-千円	-千円	-千円
(補助金)		-千円	-千円	-千円
(負担金)		-千円	-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	13人	10人	10人	
常勤	2人	2人	2人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	1人	1人	1人	
非常勤	11人	8人	8人	
(うち県職員)	2人	2人	2人	
(うち県OB ※)	-人	-人	-人	
職員	51人	51人	50人	
常勤	51人	51人	50人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	-人	-人	-人	

食肉処理機器

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	31,839千円
(うち国債等)	-千円
(含み損益)	-千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円
(うち株式)	31,839千円
(含み損益)	9,946千円

(5) 指摘内容

1. 投資有価証券の評価益の計上について

株式会社 岡山県食肉センター(以下、「同会社」という。)は、事業所が県の直営する食肉地方卸売市場に隣接し、市場内の買参人が購入した枝肉の部分肉処理の受託あるいは自社による仕入処理販売等、県産食肉の販売拡大と県営食肉地方卸売市場の機能強化など食肉流通の近代化・合理化を図り、県民に新鮮な県産食肉を安定供給することを目的として設立されている。同会社における食肉加工工程のフローチャート(牛・カットライン)及び平成 23 年度における食肉加工実績は下記のとおりとなっている。



○ 食肉加工実績 (平成 23 年度、単位：頭)

区分	受託処理	仕入処理	合計
牛肉	2,211	800	3,011
豚肉	30,939	17,906	48,845
	<u>33,150</u>	<u>18,706</u>	<u>51,856</u>

次に同会社の財政状態であるが、平成 20 年秋のリーマンショック時において資金繰りが困難となり、現在もその影響が残っている。同会社への出資者である岡山県食肉荷受株式会社(出資割合 14.2%)に対する平成 23 年度末買掛金残高 86,344 千円のうち下記の金額について支払遅延が生じていた。

1 月分 7,632 千円 支払4月27日
 2 月分 13,232 千円 支払6月 1日

3月分 14,340千円 支払6月29日

金融機関からの借入が困難となり、実質の株主により無利息融資を受けている。枝肉の処理頭数の実績(平成23年度)は以下のとおりである。

次に同会社決算について、下記の株式について平成17年度において9,946千円の評価益が計上されていた。売却等により実現していない利益の計上は会計上認められておらず是正すべきである。

<u>銘柄</u>	<u>所有株式数</u>	<u>取得価額</u>	<u>平成23年度末残高</u>	<u>評価益計上額</u>
N株式会社	9,536.578株	21,893千円	31,839千円	9,946千円

2. 保険積立金の過大計上について

同会社が受取人となっている従業員生命保険について、各月の保険料支払額が全額資産計上されていたが、受取人が会社である従業員生命保険は、資産計上すべき額と費用処理すべき額に適正に分けて計上する必要がある。一部費用計上すべき額が資産計上されていたため、資産が過大計上となっており、是正すべきものと考えらる。

① 保険積立金残高(平成23年度末)	6,000千円
② あるべき残高	<u>5,052千円</u>
資産過大計上額	<u>948千円</u>

3. 貸借対照表の表示について

下記の会社は、平成14年度中に民事再生法適用を申し立て、以降民事再生計画どおり同会社の保有する滞留債権は順次回収されている。しかしながら下記の金額は回収までに5年超を要するが、流動資産の売掛金として表示されたまま貸倒引当金も計上されていない。貸借対照表の表示上、破産更生等債権として表示し、同額貸倒引当金の計上が必要であるものと考えらる。

<u>会社名</u>	<u>平成24年3月末残高</u>
株K社	1,746千円

4. 長期滞留債権について

同会社には長期滞留している債権があり、貸倒引当金を50%引き当てている。

内容は以下の通りである。

A社:売掛金残高 7,641千円、資金化未決済小切手 2,100千円、不渡り小切手 1,200千円

A社は平成14年度から支払いが遅延し始め、平成17年6月には取引を停止している。平成18年度まで交渉を続けてきたが、平成18年12月に郵送した請求書は宛先不明で返送されており、現在は連絡手段がない状態である。また民間の調査機関の報告では銀行取引が停止していることが確認されている。

B社:売掛金残高 3,065 千円、受取手形 914 千円、特別会員出資金 100 千円

同会社では平成 20 年 5 月 7 日に、B社の自己破産に関する資料を岡山地方裁判所より入手しており、平成 20 年 4 月 15 日付で破産確定していることを確認している。上記 2 社に対する債権については、実質的に回収不能の状態であり、債権の資産性が認められないことから、損失処理すべきである。

5. 退職給付引当金について

同会社には従業員が 51 名在籍しているが、退職給付引当金を計上していない。今後は毎期末に期末要支給額に基づいて退職給付引当金を計上すべきである。

6. 減価償却費の計上について

有形固定資産の減価償却は、取得価額の 5%まで償却した時点で償却を終了しているが、法人税法上、残存簿価(9,310 千円)を 5 年で均等償却することが認められている。一般に公正妥当と認められる会計処理としても残存簿価を法人税法の規定に基づき 5 年で均等償却すべきと解されている。よって前年度までの 5 年間各年度で 1.8 百万円程度費用が過少になっている。

7. 取締役会の開催について

会社法第 363 条第 2 項において、「取締役は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない」と規定されている。つまり取締役会は 3 箇月に 1 回以上開催される必要がある。同会社では定期取締役会は 5 月、6 月、10 月と年 3 回開催されており、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。今後は適時の情報共有のためにも、3 箇月に 1 回以上取締役会を開催する必要がある。

8. 各種規程について

同会社では、経理規程・固定資産管理規程・職務分掌規程が定められていない。これらの規程は会社運営に当たり重要であることから早急に制定すべきである。さらに、現在存在するその他の規程についても、定期的な見直しを実施されておらず、現状と整合しない規程も存在することから、全体的に規程の見直しを図るべきである。

9. 現金実査について

同会社では 1 階の金庫及び 2 階の金庫で現金を管理している。1 階の金庫と 2 階の金庫のそれぞれを別の担当者が毎日実査しているものの、その結果は鉛筆で記入されており、書きかえることが可能な状態である。さらに、担当者の押印がなく責任の所在が不明確であると共に、他の担当者による二重検証も実施されていない。今後は、実査の結果はボールペン等書き換え不能なもので記入し、担当者がわかるように押印をすると共に、定期的に他者(可能であれば上司が望ましい)による二重検証を実施すべきである。

(6) 意見

1. 金融機関からの借入金に対する代表取締役個人からの債務保証受入について

同会社の金融機関借入金(平成24年3月末残高118,760千円)に対して、民間出身の同会社代表取締役個人から債務保証を受け入れている。(極度額200百万円)リーマンショック以降信用状態が悪化した同会社に対し、県は補助金や負担金等の資金援助はせず、自立再建を促したことは評価できる。

同会社は、枝肉処理時の歩留率の改善などの経営の合理化により、自助努力により収支改善途上にある。


しかしながら、県をはじめ全農連など同会社への債務保証行為ができない団体で株主が構成されているとはいえ、同会社は地元畜産農家の保護と県産食肉の安定供給を行う目的で、目先の採算に囚われず食肉地方卸売市場で食肉の買い手としても参加しているなど、公的な性格の強い団体である。

同会社が陥った信用不安を民間出身の代表取締役社長の個人保証により補完させることは、県の姿勢として適切とはいえないと考える。県として同会社の信用補完の方策を検討すべきものとする。

27. 岡山県漁業信用基金協会

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	農林水産部	
所在地	岡山市北区内山下 2-11-18	
資本金等 (内、県出資金比率)	129,600 千円 (62,800 千円、 48.5%)	
設立目的	金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証することにより、資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。	
事業内容	<p>岡山県漁業信用基金協会は、会員たる中小漁業者等が次の資金を借り入れることにより発生する金融機関に対して負担する債務の保証を行っている。</p> <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業近代化資金 ○ 上記の他、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産 *1	520,597 千円	456,470 千円	412,526 千円	
B 総負債 *1	332,310 千円	269,808 千円	224,508 千円	
正味財産 (A-B)	188,287 千円	186,662 千円	188,018 千円	
	(うち基本財産)	129,800 千円	129,600 千円	129,600 千円
	(累積剰余または損失)	58,487 千円	57,062 千円	58,418 千円
C 収益 *2	9,267 千円	12,921 千円	8,022 千円	
	(うち県支出金)	-千円	-千円	-千円
	(県支出金割合)	-%	-%	-%
D 費用	14,245 千円	14,347 千円	6,666 千円	
当期正味財産増減額 (C-D)	△4,978 千円	△1,426 千円	1,356 千円	

(主な増減の内容について)

*1. 資産の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 43,944 千円減少している。また、負債の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 45,300 千円減少している。

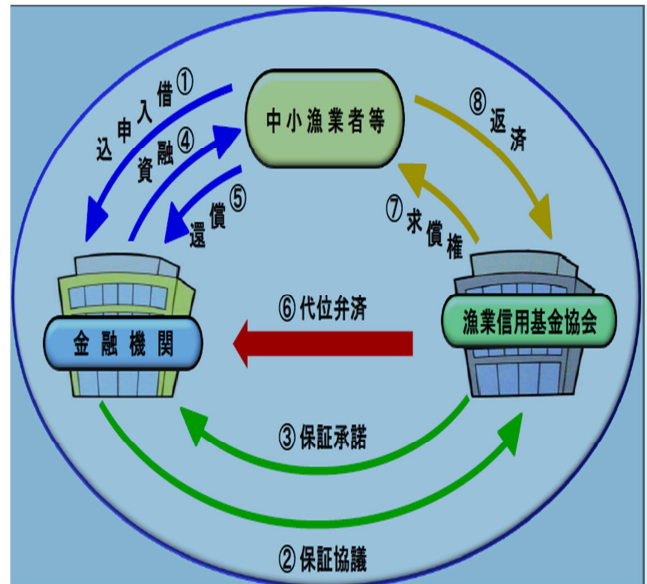
これらの主な減少要因は保証残高が 39,294 千円減少したことによる。

*2. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 4,899 千円減少している。

これらの主な減少要因は、求償権の発生による受取保険金が 3,103 千円減少したことによる。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金			-千円	-千円	-千円
	(委託料/指定管理料)		-千円	-千円	-千円
	(補助金)		-千円	-千円	-千円
	(負担金)		-千円	-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		13 人	13 人	12 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	1 人	
	非常勤	12 人	12 人	11 人	
	(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		1 人	1 人	1 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	-人	-人	-人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	



岡山県漁業信用基金協会の保証のしくみ

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		312,001 千円
	(うち国債等)	312,001 千円
	(うち仕組債)	-千円
	(含み損益)	-千円

(5) 意見

岡山県漁業信用基金協会(以下、「同協会」という。)は「中小漁業融資保証法(昭和 27 年 12 月 27 日)」に基づく公共的な法人で、現在は 41 都道府県(群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜、奈良を除く)1業種別(全国遠洋沖合)の合計 42 の漁業信用基金協会が設立されている。

また、同法に基づき創設された中小漁業融資保証制度は、国における中小企業金融対策の一環として位置付けられたもので、中小漁業者等の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることにより、中小漁業の振興を図ることを目的としている。

現在、全国で 42 の漁業信用基金協会(うち業種別漁業信用基金協会 1 つ)が活動しており、平成 22 年度において保証累計額 6 兆 5,464 億円、保証残高 2,276 億円となっている。ちなみに、県における保証残高は平成 23 年度末 86,816 千円である。

1. 団体としての存続意義について

同協会は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証することにより、資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを設立目的としているが、近年県の漁業人口は減少しており、当該事業を行うためだけに外郭団体を設ける必要性があるか疑問の余地がある。

ここで、『平成 23 年度水産行政の概要』より、県における平成 8 年度から平成 20 年度の漁業を実際に事業として営んでいる実経営体数及び海上作業 30 日以上の上業者数を集計した漁業就業者総数の状況は次のとおりである。

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実経営体数	1,715	1,729	1,698	1,598	1,554	1,566	1,523	1,674	1,526	1,440	1,411	—	1,547
漁業就業者総数(人)	2,460	2,440	2,551	2,390	2,320	2,320	2,310	2,375	—	—	—	—	2,221

ちなみに、平成 20 年度の漁業就業者総数の内、半数近くの 1,070 人は 60 歳以上であり、市場の縮小と後継者不足がここからみてとることができる。

平成 23 年度の保証の状況及び平成 24 年度保証計画は次のとおりである。

平成 23 年 度実績	期首保証残高		新規保証		償還額		期末保証残高	
	件数	金額(千 円)	件数	金額(千円)	完済件数	金額(千円)	件数	金額(千 円)
漁業近代化 資金	29	122,420	2	6,426	6	44,530	25	84,316
金融公庫資 金	2	3,690	—	—	—	1,190	2	2,500
合 計	31	126,110	2	6,426	6	45,720	27	86,816

平成 24 年 度計画	期首保証残高		新規保証見込額		償還見込額		期末保証残高	
	件数	金額(千 円)	件数	金額(千円)	完済件数	金額(千円)	件数	金額(千 円)
漁業近代化 資金	25	84,316	8	75,000	8	38,701	25	120,615
金融公庫資 金	2	2,500	5	25,000	—	1,190	7	26,310
合 計	27	86,816	13	100,000	8	39,891	32	146,925

平成 24 年度新規保証が増えるとの見込みを立てているものの、依然としてその取扱増加件数は少ないままである。

平成 23 年度からもわかるように、このような保証状況のため自主財源を求めて活動するような状況にはなっていない。平成 23 年度の収益の内訳の主なもの、事業収入としての保証料収入 781 千円、財務収益としての有価証券利息 6,905 千円、その他 334 千円である。自主財源としての事業収入である保証料収入も、平成 23 年度において 2 件しか新規保証の発生がなかったために低水準になっている。現状では、財務収益により同協会の運営が賄われており、本業としての事業収入が陰に隠れている状況である。自主財源を確保するために事業収入を増やす必要はあるものの、上記のような漁業市場の縮小や後継者不足による漁業人口の減少及び昨今の低金利時代や貸付制度の多様化で、新規保証貸付ができていない。このことを考えれば、信用保証を行っていくためだけに同協会が存続する必要性について疑義を持たざるを得ない。漁業の振興のために、保証業務の存続意義はあるとしても、同協会が借入をしてまで事業を行うほどの規模や効果は得られていないと考える。

設立当初の経済環境から大きく変化した現在においては、近隣他県にある同様の協会との統合も視野に入れるなど業務の効率化を図った上で事業運営を行うべきと考える。この点、同協会を指導する立場にある漁業信用基金中央会主導のもと、全国にある都道府県別漁業信用基金協会を地域ブロックに集約するために広域合併に向けて勉強会や会議等を実施しているが、東北地区や東海地区ではまだ議論が進んではいるものの、他の地区においては現状想定するような進捗状況で進んでいない。

県としては、漁業信用基金中央会の広域合併の議論を進めながらも、一方で県内の漁業振興を図る必要性があることから、独自に対応する必要がある。

融資という観点から考えた場合、県内の他の信用保証している外郭団体との業務統合も一案として挙げられよう。債務保証というサービスには違いなく、サービスを統合する方が保証に対するノウハウも蓄積されより充実した検証体制が構築できるものと考ええる。

2. 情報公開について

同協会は、上記のような事業内容に努めているが、その事業活動についての情報公開がなされていない。

県の外郭団体であり、団体として存続する以上、県民への説明責任があり、情報公開に努める必要がある。

3. 中長期経営計画の策定について

中長期経営計画の計算書は作成されてはいるものの、行動計画等に基づかない計算書であるために計画が形骸化しており、管理上意味をなさないものになっている。

同協会を存続させていくためには、中長期ビジョンを立ててそれに基づく計画を策定し、実績との比較を行っていくことにより事業運営を管理していく必要がある。

4. 債務保証の審査について

債務保証の審査にあたっては、岡山県漁業信用基金協会業務方法書(以下、「方法書」という。)に定めるもののほか、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査基準(以下、「審査基準」という。)により、その適否を定めるものとしている。また、その際には債務保証審査委員会規程の定めに従い、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査委員会(以下、「同委員会」という。)による合議体において調査審議しその結果を導いている。

同委員会の議事録を査閲したところ、審査をした事実は何うことはできるものの、具体的にどのように審査したのか客観的に不明であった。方法書や審査基準に準拠して審査手続が実施されていることを客観的に把握するためにも、審査手続のチェックリストを作成し保管しておくべきである。

28. 財団法人岡山県水産振興協会

(1) 団体の概要

所轄部署	農林水産部	
所在地	岡山市南区浦安南町 494-8	
資本金等 (内、県出資金比率)	693,000 千円 (509,517 千円、 73.5%)	
設立目的	岡山県の漁業操業の安全対策、水産資源の保護培養に関する事業を行うことにより、水産業の振興に寄与する。	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○放流用種苗の中間育成並びに育成施設の保守及び管理業務 <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁業操業の安全に関する事業 ○水産資源の保護培養に関する事業 ○水産普及、漁場保全、水産公害救済に関する事業 	

財団の事務所が所在する建物

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	728,259 千円	728,274 千円	734,549 千円	
B 総負債	8,139 千円	4,939 千円	5,589 千円	
正味財産(A-B)	720,120 千円	723,335 千円	728,960 千円	
	(うち基本財産)	693,000 千円	693,000 千円	693,000 千円
	(累積剰余または損失)	27,120 千円	30,335 千円	35,960 千円
C 収益	40,497 千円	43,046 千円	43,932 千円	
	(うち県支出金)	21,048 千円	20,623 千円	20,623 千円
	(県支出金割合)	52.0%	47.9%	46.9%
D 費用	40,565 千円	39,831 千円	38,307 千円	
当期正味財産増減額(C-D)	△68 千円	3,215 千円	5,625 千円	

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	21,048 千円		20,623 千円	20,623 千円
(委託料/指定管理料)	21,048 千円		20,623 千円	20,623 千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	19 人	19 人	19 人	 
常勤	1 人	1 人	1 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1人	1人	1人	
非常勤	18 人	18 人	18 人	
(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	2 人	2 人	2 人	
常勤	2 人	2 人	2 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	-人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

大島増殖場(写真上)と尻海増殖場(写真下)

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	703,000 千円
(うち国債等)	703,000 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

財団法人岡山県水産振興協会(以下、「同協会」という。)は、漁業操業の安全に関する事業及び水産資源の保

護培養に関する事業を主たる実施事業とする。

平成 23 年度における漁業操業の安全に関する事業では、さわら流し網操業図の印刷、配布及び漁業操業の安全情報を発信するためのホームページの維持管理、県女性連の海難事故防止啓発活動への助成、岡山県漁業秩序維持対策委員会が作成する「海の手帳」の作成にかかる費用の一部助成、養殖施設等の標識灯用機材、救命具及び漁船の転落防止用手すりの購入あるいは設置にかかる費用の一部を助成した。また、水産資源の保護培養に関する事業では、県からの受託事業として、ガザミ、クルマエビ、ヨシエビ、オニオコゼの中間育成を行った。

1. 海難予防対策事業にかかる助成金給付申請書について

海難予防対策事業は、海難予防設備の購入にかかる費用の一部を助成する事業であり、岡山県下にある 20 の漁業協同組合から毎年申請書が提出され、これに基づき助成金が交付される。申請書類は、助成金の給付申請書(様式-1)と岡山県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」という。)からの救命具等購入の記録(様式-2)、県漁連からのバッテリー等購入の記録(様式-3)から構成される。申請書の提出を受けた協会は、県漁連に対して各漁業協同組合への販売実績の問い合わせを実施し、海難予防設備の購入実績を確認している。

平成 23 年度の各漁業協同組合からの申請のうち、2 漁業協同組合からの申請書について、様式-1 と様式-2 との間に不整合が見られた。当該不整合の原因は、県漁連への販売実績の問い合わせを実施した結果、申請書類に記載誤りがあったことが判明したため、申請書類の修正が行われたが、この際、様式-1 のみを修正しただけで、その内訳を示す様式-2 及び様式-3 の修正を実施しなかったことによるものである。

助成金の交付は、実際の購入実績に基づき実施されているため交付金額そのものに問題はないが、申請書類は、助成金交付決定をする上で重要な書類となるため、各書類の整合性を確認し、交付決定を実施すべきである。

2. 賞与引当金の計上について

同協会の職員給与規程によれば、賞与は夏季 6 月、冬季 12 月、そして年度末である 3 月に支給される。夏季賞与の計算期間は 12 月 1 日から 5 月 31 日となっている。適切な期間損益を把握するため、年度末において夏季賞与支給見込額の 4 カ月分(12 月から 3 月分)を賞与引当金として計上する必要であるが計上されていない。

3. 家族(扶養)手当について

同協会の職員給与規程では家族手当について「家族手当は県に準ずる」と規定している。しかし、同協会の家族手当と県の扶養手当を比較すると下記のように乖離が生じている。職員給与規程に「県に準ずる」と記載がある以上は、職員給与規程の見直しを行い、乖離を解消すべきである。

<協会>

・配偶者	月額	16,000円
・満60歳以上及び満22歳未満の親族と不具廃疾者	月額 2人までは	5,500円
	月額 3人からは	2,000円

<県>

・配偶者	月額	13,000円	(※)
・満22歳未満の子、孫及び弟妹	月額	6,500円	
・満60歳以上の父母及び祖父母	月額	6,500円	

(※) 職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円
扶養親族である子のうち15歳以上22歳未満の子がいる場合、5,000円加算

(6) 意見

1. 漁業操業安全対策事業にかかる助成金額について

漁業操業安全対策事業にかかる助成金は「漁業操業安全対策事業等実施要領」の中で、海難事故防止に必要な資器材等の装備又は設置をした場合はこれについて助成する旨が記載されているが、経費及び助成金等の額については「毎事業年度の事業計画に基づき予算の範囲内で実施」とされている。

助成の対象品	単位当りの助成額
ソーラーパネル	5,000円
バッテリー	1,500円
標識灯(頭部)	40,000円
簡易型灯浮標セット品(AQ-2,AQ-3,AQ-4,AQ-5)	40,000円
簡易型灯浮標部品(LEDヘッド、上部ポール1mと2m)	20,000円
小型船舶用救命具基準に適合した救命具	5,000円
膨張式救命具替ボンベ	1,000円

実際の助成金は上記のように、各対象品について詳細に決定されている。これは、4万円を上限として実費の4割相当額を助成するという考え方にに基づき決定されているのであるが、当該決定の具体的な方針及びその金額について明文化されたものは存在しなかった。

助成金額は同協会独自で決定できるものであるが、その決定にあたり恣意性の介入を防ぐためにも助成金額算出の具体的な方針及び金額算定基準を明文化するほうが望ましい。

2. 中間育成事業応札にかかる決裁方法について

同協会は岡山県から尻海、大島、寄島の3箇所の中間育成場における放流用種苗の中間育成、配布及び各中間育成場並びに付帯施設の保守・管理業務を受託している。

中間育成事業にかかる一般競争入札への参加に先立ち、同協会は入札参加の可否及びその金額について内部決裁を取っている。しかし、決裁資料には入札予定金額総額についての情報が記載されているのみで、どのような過程で当該入札予定金額が決定したかを示す積算資料の添付がなされていない。積算資料は入札の可否及び入札予定額の妥当性について判断資料となるものであるため、積算資料を添付して決裁を行うべきである。

3. 中間育成事業にかかる餌料費支出について

中間育成事業で使用した餌代として、平成24年3月期に4,259千円の餌料費が計上されている。このうち、2,449千円に関しては平成24年3月21日に購入されたアルテミア耐久卵であり、実際は未使用となっている。

年度末において未使用の餌料在庫を把握するとともに、未使用物に関する取扱いを県と協議すべきである。

4. 中長期経営計画の策定について

同協会は翌期の事業計画を作成しているのみで、中長期経営計画の策定は行ってない。同協会の主たる財源となるのは基本財産運用益であるが、依然として金利水準が低調に推移し、同協会の運営は厳しい状況にあるといえる。このような状況下で中長期的な視野で同協会としての行動指針や行動計画を定めるのは、今後、同協会を継続的に運営するために有用であるといえる。基本財産を有効に活用し、継続的に事業を実施していくためにも中長期経営計画の策定を検討されたい。

5. 県中間育成事業について

県は県栽培漁業基本計画に基づき種苗の中間育成事業を実施し、これを同協会に委託している。中間育成事業にかかる費用のうち2分の1を沿岸市町村及び関連漁業団体が負担することになっているため、年間の行動計画を岡山県栽培漁業推進協議会で示している。負担金を負担する市町村及び関連漁業団体の理解を得るためには具体的な説明は必要であるが、結果として中間育成事業にかかる県年間予算規模がわかる状況となっている。

岡山県栽培漁業推進協議会へは、中間育成事業入札の参加予定者の出席もあることから、現状について県としての方策を考えるべきである。

29. 社団法人おかやまの森整備公社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	農林水産部	
所在地	岡山県津山市二宮 1878-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	880,000 千円 (195,000 千円、 22.2%)	
設立目的	森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための森林の整備を進め、併せて森林資源の持続的利用を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与する。	
事業内容	< 自主事業 > ○ 森林の整備に関する事業 ○ 森林、林業の普及啓発に関する事業 < 委託事業 > ○ 森林整備の受託に関する事業	

公社社屋

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	68,624,126 千円	68,075,280 千円	67,963,719 千円	
B 総負債	65,171,242 千円	64,226,354 千円	62,948,757 千円	
正味財産 (A-B)	3,452,884 千円	3,848,926 千円	5,014,962 千円	
	(うち基本財産)	880,000 千円	880,000 千円	880,000 千円
	(累積剰余または損失)	2,572,884 千円	2,968,926 千円	4,134,962 千円
C 収益	2,222,206 千円	2,444,711 千円	2,706,823 千円	
	(うち県支出金)	1,566,640 千円	1,634,952 千円	1,722,412 千円
	(県支出金割合)	70.5%	66.9%	63.6%
D 費用 *1	1,674,355 千円	2,048,670 千円	1,540,787 千円	
当期正味財産増減額 (C-D)	547,851 千円	396,041 千円	1,166,036 千円	

(主な増減の内容について)

*1. 費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 507,883 千円減少している。

主な減少要因は間伐が増加したことによる公社造林事業費の増加 135,567 千円、減損損失の計上による増加 103,086 千円、平成 22 年度に災害等臨時損失を多額に計上したことによる災害等臨時損失の計上の減少 761,431 千円による。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21			H22	H23
県支出金	1,566,640 千円			1,634,952 千円	1,722,412 千円
(委託料/指定管理料)	67,155 千円			67,669 千円	67,423 千円
(補助金)	1,499,485 千円			1,567,283 千円	1,654,989 千円
(負担金)	-千円			-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	 <p>分収林の状況(ヒノキ 38 年生) 所在地:岡山県加賀郡吉備中央町溝部 地内</p>	
役員	10 人	10 人	10 人		
常勤	1 人	1 人	1 人		
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人		
(うち県 OB※)	1 人	1 人	1 人		
非常勤	9 人	9 人	9 人		
(うち県職員)	2 人	2 人	2 人		
(うち県 OB※)	-人	-人	-人		
職員	34 人	28 人	31 人		
常勤	34 人	28 人	31 人		
(うち県派遣職員)	2 人	1 人	1 人		
(うち県 OB※)	4 人	3 人	2 人		
非常勤	-人	-人	-人		
(うち県職員)	-人	-人	-人		
(うち県 OB※)	-人	-人	-人		

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	880,571 千円
(うち国債等)	880,571 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

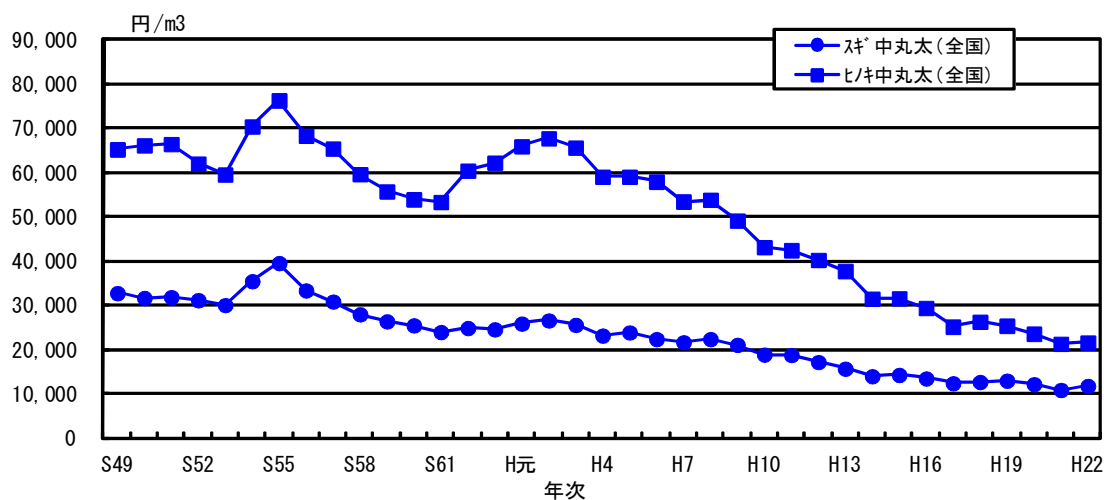
①おかやまの森整備公社の概要

社団法人おかやまの森整備公社(以下、「同公社」という。)は、森林資源の造成と水源のかん養や県土の保全を目的として、県が行っていた県行造林事業(昭和17年～40年)に代わる公的な森林整備機関として、市町村並びに関係団体の協力のもとに昭和40年4月に設立された民法第34条に基づく公益法人「社団法人岡山県林業公社」を前身とする。

当初の設立目的は、「造林及び育林事業等を促進することにより、県土の保全及び森林資源の保続培養を図るとともに、地域経済の振興等に寄与する」としていた。

しかし、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能への期待が高まる一方、木材価格の下落低迷(次の 素材価格の推移 参照)により、伐採後の再造林経費に見合う収入が見込めず、森林荒廃の拡大が懸念されるため、県の支援を受け、平成17年4月、これまでの経済性を追求した考え方から環境保全を優先した非皆伐による「新たな森づくり」へと経営方針を転換し、名称も「おかやまの森整備公社」に変更した。

○ 素材価格の推移 (全国)



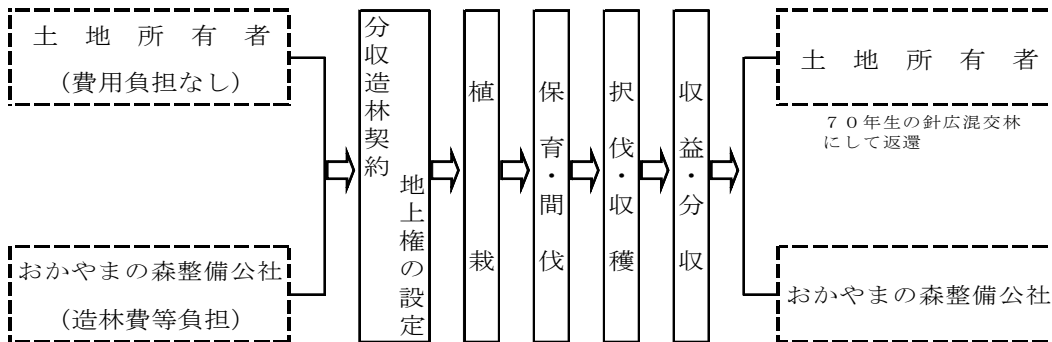
中丸太：径14～22cm、長3.65～4.0m

②公社の事業

同公社が営む分収林事業は土地所有者が土地を提供し、植栽から伐採、収穫に至るまでの業務及び管理業務をすべて同公社が行い、伐採から得られる収益を一定の割合(分収率)で分け合う事業である。すなわち、森林所有者と分収林契約を締結することにより、森林を預かり整備しつつ、契約の終了時における立木販売収入の分収時の収入によって、事業に要した借入金を返済する事業構造となっている。

立木販売に適する時期は一般に50年生程度と非常に長期間にわたる事業であり、それゆえ事業投資額が回収できるのかは、木材価格の変動リスクに大きく晒されることとなる。

○ 分収林事業の特色



- ・ 同公社は、森林所有者による整備が困難な森林地域の整備を担い、分収林特別措置法に基づき、森林所有者との分収林契約による分収林事業によって森林整備を行っている。
- ・ 分収林事業は、特殊な2つの側面を持つ。ひとつは、森林の有する多面的な公益的機能を維持・保全し、その「サービス提供能力」の増進といった森林整備本来の役割の推進を担うものである。もうひとつは、分収林契約終了時に、その立木は木材として販売され、その販売収入は森林所有者との間で分収される事業であるということである。
- ・ 今日、分収林事業は、‘森林を守る’という公益的機能の重要性について社会的な認知は進む一方で、その事業経営は、長引く木材価格の低迷などにより、その事業の投資額の回収能力(借入金返済能力)の低下が懸念されている。



森林資産の状況(ヒノキ 41年生)

所在地:岡山県備前市吉永町多麻 地内

③公社の財政

同公社の経営は、森林整備に係る投資額の全てが借入金で賄われていることから、投資を行ってから収益を得るまでの期間が超長期である林業の特殊性等によって、その間の社会経済情勢の変化、近年の木材市場価格下落の現状などが、将来における投資額の回収能力の低下への懸念として顕在化してきている。

全国的にみても林業公社が抱える多額の債務が、自治体にとって将来の損失補償負担の問題として取り上げられてきている。

木材市場価格の長期下落傾向の背景には、昭和 30 年代に行われた木材の関税撤廃により外材の輸入が増加したこと、円高の進行により外材や代替材等との価格競争が激化したこと、さらに、造林事業を国が補助金等で支援することにより、木材の供給体制が整備されてきた一方で、木材の需要側すなわち国内産木材の使用を促進す

る施策が十分でなかったことが考えられる。

1. 委託検討過程の資料の整備について

同公社では平成 17 年度より随意契約から競争入札に積極的に切り替える取組を実施し、平成 17 年度では全業務委託契約のうち随意契約が 99.3%を占めていたものが平成 23 年度では全業務委託契約 251 件のうち随意契約が 53 件 21.1%と競争入札による契約が進んでいる。

随意契約の主な内容は、除伐・間伐作業、作業路の新設・整備に係る業務委託が 27 件、競争入札により入札もしくは落札者が存在しなかった場合によるものが 3 件、境界確認の調査にかかる委託が 23 件となっている。

これら随意契約の落札率は平均で 97.8%と、指名競争入札、一般競争入札と比べ、若干高い値となっている。歩掛かりの精査や一般管理費の絞込等により、予定価格を下げる努力は認められるが、更なる競争入札の実施により、経済合理性を追求することが望まれる。

除伐・間伐作業、作業路の新設・整備にかかる業務委託について平成 23 年度において 16 件のプロポーザル形式による随意契約が行われたが、内部で契約に係る提案についての検討委員会は設置され検討はなされているものの、委員会の会議録や評定表は残していない。プロポーザル形式の性質上、提案計画の有効性、経済性等の検討段階において恣意性が介入する可能性があることから、契約の透明性を担保するためにも検討過程については明確に記録を残すべきである。

(6) 意見

1. 森林資産全体の回収能力情報の開示について

同公社の総資産は 67,963 百万円であるが、うち森林資産勘定残高は 65,835 百万円(いずれも平成 24 年 3 月 31 日現在)と大半を占める。森林資産の立木販売に適し主伐する時期は同公社では 50 年生とされているが、次の表のように同公社保有の森林資産は 45 年生以下のものが 92.9%を占める。すなわち、同公社が扱う森林資産の林齢はまだ低く立木販売のピークを迎えるには、まだ 15 年ほどの歳月を要するのである。

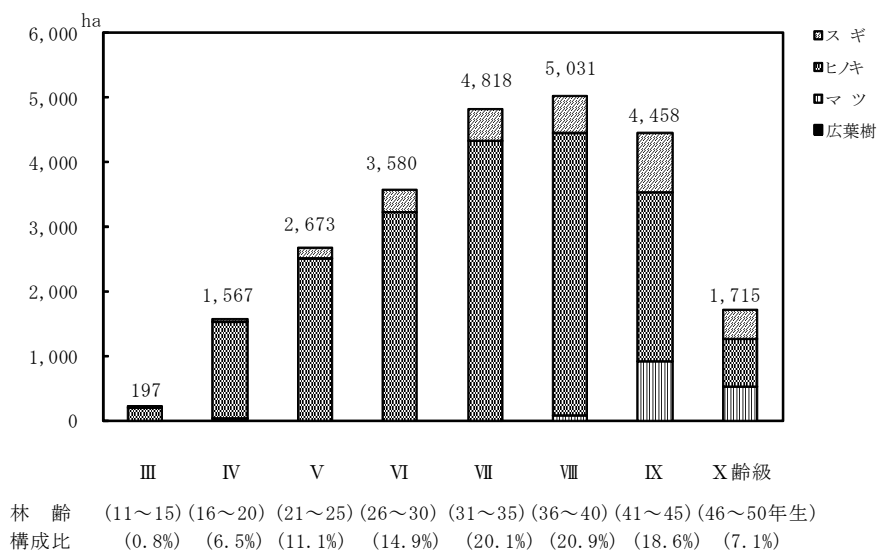
一方、素材価格は、昭和 55 年をピークとして長期低落傾向にあり、平成 22 年の価格を昭和 55 年と比較すると、スギは約 30%、ヒノキは約 28%に減少している。

同公社は、事業資金を借り入れ、約半世紀後に分収された収入をもって、その事業期間に投下されてきた実事業費を回収するといった超長期間で1サイクルの事業構造となっている。

このような事業構造であるから、県民の関心は、森林資産が立木販売に適した時期まで育成し、現在の素材価格で販売したと仮定して得られる資金回収見込額は、これまでに要したコスト総額(森林資産勘定残高)と比較して見合うものであるのか、換言すれば森林資産全体の回収能力はどの程度なのか等にあるものと考えている。

年度	随意契約		指名競争入札		一般競争入札		計	
	件数	落札率(%)	件数	落札率(%)	件数	落札率(%)	件数	落札率(%)
17	314	99.6	2	87.8	—	—	316	99.6
18	346	98.8	7	95.2	—	—	353	98.7
19	237	99.1	23	96.3	—	—	260	98.9
20	79	97.2	213	97.9	—	—	292	97.9
21	38	96.8	204	97.2	—	—	242	97.1
22	35	98.3	218	97.9	11	91.6	264	97.4
23	53	97.8	144	97.6	54	95.0	251	96.6

○ 同公社の造成事業の森林資源の齢級（森林の樹齢区分）別植栽現有面積



しかしながら、林業公社会計基準に基づく回収能力の開示は、標準伐期（同公社の場合は50年生）に達した森林資産についてのみであり、大半を占める標準伐期未満の森林資産については開示されていない。

同公社は、林業公社会計基準に定める注記以外でも、全森林資産について伐期に達したものと仮定した試算結果を事業概要において記載するなど積極的な開示が望ましいと考える。

監査人による要請により今回特別に同公社が大まかな試算を行った、平成24年3月期の同公社の長期収支見通しは次表のとおりである。同公社は、平成21年度を初年度とする長期経営計画（平成21年度～平成81年度）を策定しているが、この計画の前提となった平成21年当初の木材価格水準が平成24年度には大幅に下落していること、平成23年度には森林環境保全直接支援事業に係る補助金制度も導入され同公社の経営環境に大幅な変更がみられたことから、従来の長期収支計画を見直す必要があると考えたための要請である。

おかやまの森整備公社長期収支見通し

○ 長期収支計画（材価3千円下落・造林補助金制度見直し・造林補助金上限設定）

（単位：億円）

収 入			支 出		
区 分	H21試算	H24試算	区 分	H21試算	H24試算
販売金額		824	事業費		560
事業収入	630	518	直接事業費	219	254
生産経費		306	生産経費		306
造林補助金	154	311	（事業収入部分）		160
森林整備交付金	16	12	（造林補助金部分）		146
（事業費部分）		8	一般管理費	36	34
（管理費部分）		4	（交付金部分）		4
公社運営補助金	101	111	（運営補助金部分）		30
県償還補助金	292	293	伐採調査費	26	29
その他	27	28	県償還金	705	705
			分収交付金	191	223
			その他	43	28
	1,220	1,273	計	1,220	1,273

この平成24年度試算の長期収支計画をみると、平成21年度時点のものと比較して、立木販売収入等による事業収入が630億円から518億円と112億円も減少する見通しとなったことがわかる。一方で、新設

された森林環境保全直接支援事業に係る補助金制度の影響により、造林補助金は157億円増加している。

以上から、森林環境保全事業として国からの補助金への依存度をより増したうえ、県からの運営補助金や償還補助金など多額の支援を前提としてはいるが、県からの債務の償還原資（県償還金）は確保できる見通しであることがわかる。

2. 県借入金の償還可能性と適時な計画の修正について

前述のとおり、同公社の森林整備事業は森林整備に係る国・県の補助金や間伐収入等を除く実事業費の全てを借入金に依存し収入を得るまでの間が超長期にわたるといった特殊な収支構造である。こうした森林整備事業の特殊性が社会経済情勢の変化の影響を強く受け、今日の公社経営の課題となっている。

同公社は、平成16年の抜本的改革以降、県からの無利息短期借入金について一括返済と新規借入を繰り返す、いわゆる一時借入金のころがしを行っている。毎年の返済は、主に県からの償還補助金（1,067百万円）で賄うとともに、平成18年度からは自力での年度内返済も継続して行っており、完全な自力返済が可能となるまでは、毎年、県より償還補助金を受け続ける状態となっている。

当該年度借入金を次年度借入金と償還補助金で返済

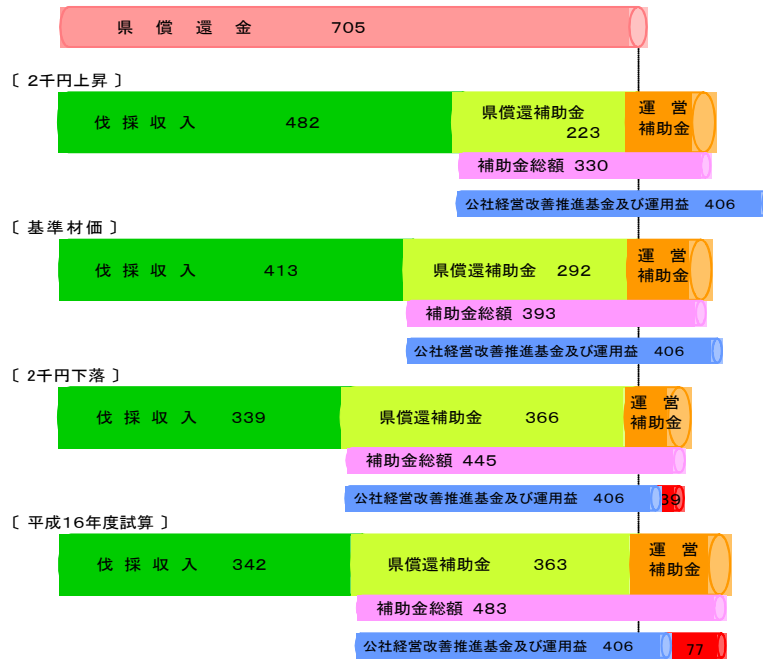
(単位:百万円)

年度	借入金(一時借入金→無利子短期貸付)		補助金(財源:基金取崩)	
	借入金	補助金	償還補助金	運営補助
16年度	70,468			
17年度	69,401	1,067	1,067	353
18年度	68,334	1,067	1,067	349
19年度	67,217	1,067	1,067	303
20年度	66,070	1,067	1,067	245
21年度	64,973	1,067	1,067	186
22年度	63,846	1,067	1,067	179
23年度	62,899	1,067	1,067	135

次の表は、同公社が作成した長期経営計画(平成21年度～平成81年度)より抜粋した借入金返済の計画である。この計画によると、例えば将来の木材価格が平成21年度時点と変わらないと仮定した場合、立木販売収入の分収後の収益413億円が見込まれ、県の償還補助金を292億円受けた時期(県の償還補助金は毎年1,067百万円であるから平成17年度より27年後(平成44年度に該当)に相当する)以降は自力返済することができるという見通しである。

○ 借入金の償還と運営経費の財源内訳

(単位：億円)



※ 伐採収入(公社の収入) = 事業収入 - 伐採調査費 - 分収交付金

ただし、平成 21 年当初の木材価格水準が平成 24 年度には大幅に下落していること、平成 23 年度には森林環境保全直接支援事業に係る補助金制度も導入され、同公社の経営環境に大幅な変更がみられたことから、今回監査人からの要請により、特別に同公社が大まかな試算を行った償還財源の見通しは下表のとおりである。

○ 財源内訳

県償還金	705
------	-----

【H21試算】

公社収益	413	県償還補助金	292	運営補助金	101
			補助金総額 393		
			公社経営改善推進基金及び運用益 406		

※ 公社収益 = 事業収入 - 分収交付金 - 伐採調査費
413 = 630 - 191 - 26

【今回試算】

公社収益	266 (A)	146 (B)	県償還補助金	293	運営補助金	111
公社収益 412			補助金総額 404			
			公社経営改善推進基金及び運用益 406			

A 公社収益 = 事業収入 - 分収交付金 - 伐採調査費
266 = 518 - 223 - 29

B 公社収益 = 生産経費に当てる事業収入額 - 生産経費のうち事業収入充当分
146 = 306 - 160

事業収入は、市場での素材販売金額から生産経費を控除した額としていた。しかし、23年度からの造林補助制度の改正により、この生産経費の一部が補助対象となったことから、生産経費に充てていた事業収入の一部を返済に充てることができることとなったため、返済に充てる公社収益はH21試算と同額であった。

この償還財源見通しによると、事業収入は材価の下落により減少するものの、個々の契約地別の採算を判定するに際して伐採木の搬出に対する造林補助金が増加したことで、採算上搬出が可能となる契約地が増加し減少幅は112億円にとどまる。また造林補助金においては、材価の下落以上に増加したことにより、収支は悪化しない試算結果となっている。このため、前提条件が大きく変わらない限りにおいては、県借入金の償還については、可能であるものと考えられる。

ただし、同社は、木材価格の急落により事業運営が厳しくなり、平成23年度からは森林環境保全直接支援事業に係る補助金制度が導入され大きな経営環境の変化があつたにも関わらず、平成21年度以降、長期経営計画を見直してこなかった。長期経営計画は同社の事業運営にとって不可欠のものであり、重要な事象が生じた場合は随時見直し、新たな事象が発生した事象年度を初年度として長期経営計画を修正するいわゆるローリングプランであるべきと考える。

3. 不成績造林地の減損についての考え方と松枯れを含む土地の一部分筆解約又は除地処理について

①不成績造林地の減損

同社の準拠すべき公益法人会計基準として林業公社会計基準(林業公社会計基準策定委員会制定)が定められている。

この会計基準によれば、森林資産は、公益的機能の発揮は恒久的に持続しなければならない性質を持っている一方で、分収林契約による森林整備事業でもあるため、その分収林契約により最終的には主伐され木材として販売されることから、販売用資産に変化していくという側面を持っている。このため森林資産勘定に関する減損会計の考え方も下記の2つの視点で検討されることとされている。

(i) 森林資産のサービス提供能力の変化に応じた減損処理

(ii) 森林資産の将来の経済的便益の変化に対応した減損処理

(ii) について具体的には、森林資産のうち、主伐時期に応じた一定の林齢に達した資産にあつては、立木販売収入を基とした正味売却価額との検証を行い、減損損失の認識を行うこととされている。

この「主伐時期に応じた一定の林齢に達した資産」とは、同社が森林法に基づき定める森林経営計画などにおいて、主伐時期が明確になった時点を減損の認識を行うに適切な時期と捉えることとされている。

同社はここにいう一定の林齢を50年と定め、森林経営計画書において主伐時期を定めており、この主伐計画が位置づけた事業年度に、会計上森林資産の減損処理の認識を行うこととしている。

○ 林業公社会計基準及び注解の一部抜粋

(森林資産の減損処理)

第27条 森林資産の減損とは、森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象をいう。(注24)

こうした事象が生じた場合、それぞれ次に掲げる減損処理を行わなければならない。

(1) 森林資産の有する多面的な公益的機能としての「サービス提供能力」が著しく低下し将来にわたりそ

の回復が見込めないときは、その取得原価をサービス提供能力低下の状況に応じて合理的に算定された価額まで減額する。

- (2) 森林資産は、主伐が決定したとき販売用資産となることから、その主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産にあっては、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得原価を正味売却価額まで減額する。

この点、同公社は例えばマツクイムシにより松枯れとなった不成績造林地を含む森林資産についても、未だ一定の林齢や森林経営計画書における主伐時期に至っていないとして減損の検討をおこなっていない。しかしながら、不成績造林地を含む森林資産については、そもそも当該土地部分については、将来の経済的便益が著しく下落しているのであるから、他の土地とは区分して管理し、遊休資産として減損の検討を行うべきであり、下記の同基準の注解 24 の趣旨もこれを示唆しているものとする。

(注24) 森林資産（固定資産）の減損処理について

1 「サービス提供能力の著しい低下」に係る減損処理

(1) サービス提供能力の著しい低下とは、森林資産の公益的機能の発揮を維持するにおいて、その資産の使用可能性を著しく低下させる事象で、その回復の見込みがない場合をいう。例えば、次に掲げるような事象をいう。

- ① 災害、火災及び獣被害等により公益的機能が著しく低下し、かつその使用可能性が著しく低下した場合
- ② 森林資産の継続的な使用の停止、事業廃止などによる場合

2 「将来の経済的便益の著しく下落」に係る減損処理

(1) 森林資産は、主伐により木材販売収入を得られるという経済的便益がある。

森林資産は、主伐までの期間が超長期であることから、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象として将来の経済的便益を検証するものとする。

この場合、将来の立木販売収入を基礎とした正味売却価額が著しく下落している場合には、減損を認識するものとする。

②松枯れを含む土地の一部分筆解約又は除地処理

不成績造林地のうちマツクイムシにより松枯れとなった土地を多く含む森林資産については、共生している広葉樹の自然林となっていくため、同公社として森林管理業務の必要はなくなり、実際に特に業務は行っていない。

このことは、公益的見地から同公社が管理を継続する必然性はなくなっていることを示している。

主伐の土地を分筆し地上権の部分解除をするか、森林



マツクイムシ被害森林の状況（アカマツ 48 年生）
所在地：岡山県久米郡久米南町全間 地内

所有者との契約を一部改訂し特約除地として整理を積極的に進めるべきである。

4. 分収割合の見直しについて

同公社では造成林について過去に分収割合（地権者との分収契約における公社への配分割合）の見直しが行われたが、右図のとおり分収割合の変更があったものは市町村林及び新規契約所有者にすぎず、全体での分収割合は 61.1% に留まっている。皆伐から非皆伐による将来の収益低下を補うためにさらなる分収割合の変更余地について検討する必要がある。

地上権設定期間・分収割合

契約年度	S 4 0 ~ 5 8	S 5 9 ~ H 6	H 7 ~ 1 0	H 1 1 ~ 1 2
区 分				
地上権期間	5 0 年	7 0 年		
分 収 割 合	6 0 % 〈80〉 (50)	7 0 % 〈80〉		8 0 %

※ 〈 〉 は純市町村有林、 () はその他の公有林分収割合

仮に分収割合が 70.0%に引き上げられた場合、中長期経営計画予算を基に平成 24 年から平成 26 年度までの 3 年間で 87 百万円の事業収入の増加が見込まれ、75.0%まで引き上げられた場合には 136 百万円の増加となる。

市町村林については他の公社で分収割合を 90%まで引き上げた事例もあり、更なる変更余地があることから今後も変更交渉を模索すべきであるものとする。

一般土地所有者に対しても皆伐から非皆伐化に伴い、契約期間満了時に再造林する費用をかけることなく立木が資産として残ることを考えて、一部の経費負担分として分収割合の変更に応じて頂くよう、広く理解を求めていくべきである。

5. 間伐材等の製材業者との直接提供契約による増収について

間伐材等の販売について、木材市場へ売却する方法と直接木材取扱業者へ販売する方法がある。直接業者へ売却する方法では市場への売却手数料が不要となることから1㎡あたり 2,000 円程度の費用削減効果がみられる。

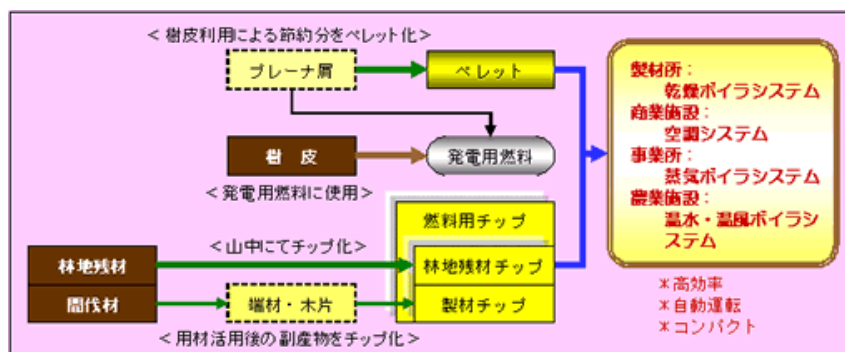
平成 23 年度の直接売却は1件 802 m³ 売却面積換算で 8.2ha/759.46ha 全体面積全体の 1.1%に留まっているが、今後、製材業者との直接提供契約を結び、ニーズに合わせた供給を積極的に推し進めることで費用削減が可能となる可能性もあるため検討されたい。

6. 森林資源の利用拡大について

① バイオマスへの取組

岡山県真庭市では、「バイオマスタウン構想」を公表し、バイオマスの利活用に関連する各種取組について推進している。その構想のもとで伐採後に残る木材、廃材などを積極的に再利用し、エネルギー化を進めている。なかでも平成 27 年 4 月から稼働予定であるバイオマス利用発電所では燃料用チップを年間約 15 万t 規模で活用した発電を計画している。真庭市における同公社

▼真庭市木質バイオマス活用地域エネルギー循環システム概略図



の造林面積は 10.3%を占めており、県下全体では人工造林面積の約 15%に相当する森林を造林地として管理している。これに鑑みると同公社では年間 10,000t 程度の林地残材、間伐材チップの需要が生まれることとなり、新たに数千万円程度の収益(チップ換算)を見込むことができる可能性もあるため、積極的に取り組むべきではないかと考える。

ただし、平成 23 年度の林地残材の搬出実績が 1,286.6t に留まっていることから、今後、効率的な搬出体制等について十分検討していく必要がある。

② オフセット・クレジットの利用

平成 20 年 11 月より環境省の主導によりカーボン・オフセットに用いる国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」が始まっており、森林資源の新たな活用方法として注目されている。

同公社は県下民有人工林面積の約 15%を占めており、カーボン・オフセット制度上においては将来収益の獲得可能性がある資産を有しているといっても過言ではない。

平成 24 年 9 月現在、全国では 100 件あまりのカーボン・オフセットの認定案件があり、森林整備を活動とした案件も認定されていることから、同公社も積極的に取り組むべきではないかと考える。

環境省ホームページより


カーボン・オフセットとは

「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。」

30. 財団法人岡山県林業振興基金

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	農林水産部	 <p>岡山県森林組合連合会内にある事務所外観</p>
所在地	岡山市北区岡南町 2-5-10	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,913,459 千円 (1,650,000 千円、86.2%)	
設立目的	<p>森林の果たす公益的機能の大切さについて、広く県民の理解を得るとともに、岡山県内で林業労働に従事している者の就労条件を整備し、また事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援し、林業労働力の安定的確保及び若い担い手の確保育成を図ることにより、森林の適正な維持管理を推進し、林業の安定的な発展に資する。</p>	
事業内容	<p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の公益的機能の広報活動事業及びその助成 ○ 林業労働力に関する調査・研究事業及びその助成事業 ○ 林業労働に従事している者の社会保障制度加入に係る事業主負担分の助成事業 ○ 多能技術者養成事業 ○ 新規就業者定着促進事業 ○ 林業労働力確保支援センターに関する事業(県からの補助事業等) ○ その他前条の目的を達成するために必要な事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23
A 総資産	1,962,050 千円	1,949,242 千円	1,934,022 千円
B 総負債	36,339 千円	19,224 千円	3,249 千円
正味財産(A-B)	1,925,711 千円	1,930,018 千円	1,930,773 千円
(うち基本財産)	1,913,459 千円	1,913,459 千円	1,913,020 千円

	(累積剰余または損失)	12,252 千円	16,559 千円	17,753 千円
C 収益 *1		155,392 千円	201,145 千円	139,144 千円
	(うち県支出金)	19,532 千円	17,466 千円	1,869 千円
	(県支出金割合)	12.6%	8.7%	1.3%
D 費用 *2		153,771	196,838	138,389
当期正味財産増減額(C-D)		1,621	4,307	755

(主な増減の内容について)


*1. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 62,001 千円減少している。

主な減少要因は県補助事業の見直しによる林業労働力確保支援センター事業にかかる受取県補助金の減少 14,924 千円及び投資有価証券売却収入の減少 31,300 千円、借入金返済積立金の戻入収入の減少 15,400 千円による。


*2. 費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 58,449 千円減少している。

主な減少要因は県補助事業の見直しによる林業労働力確保支援センター事業費の減少 14,924 千円及び投資有価証券取得支出の減少 32,535 千円、借入金返済支出の減少 15,400 千円による。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		19,532 千円		17,466 千円	1,869 千円
	(委託料/指定管理料)	-千円		-千円	-千円
	(補助金)	19,532 千円		17,466 千円	1,869 千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		12 人	12 人	12 人	
	常勤	-人	-人	-人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	12 人	12 人	12 人	
	(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		5 人	5 人	5 人	
	常勤	3 人	3 人	3 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

岡山県森林組合連合会内にある事務所外観

非常勤	2人	2人	2人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	-人	-人	-人	

岡山県森林組合連合会内にある事務所外観

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		2,373,026 千円
	(うち国債等)	2,373,026 千円
	(うち仕組債)	-千円
	(含み損益)	△438 千円

(5) 指摘内容

1. 貸借対照表上の基本財産の計上不足について

財団法人岡山県林業振興基金(以下、「同法人」という。)の平成 23 年度の貸借対照表上の基本財産は 1,913,020,794 円であるが、受け入れた出捐金の合計は、1,913,459,049 円であり差異が生じている。これは、基本財産について投資有価証券で運用していることから生じる取得原価と時価評価額との差異によるものである。

ここで、同法人の基本財産は寄附行為に定めるところにより、維持しなければならない、貸借対照表上も受け入れた出捐額を維持する必要がある。

したがって、同法人においては基本財産が棄損している事実はないが、差異により受け入れた出捐額を基本財産額が下回った場合に受け入れた出捐額 1,913,459,049 円を維持するよう他の資産から充当しなければならなかったものであり、訂正する必要がある。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第 172 条 2 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない

(6)意見

1. 助成事業の給付額の算定基準について

多能技術者養成事業については、「平成 23 年度助成事業の給付基準」において「その給付対象は研修に参加した者を対象に、その研修日数に理事長が定める基準単価を乗じた額の 4 分の 1 以内とする」と定められている。

理事長が定める基準単価とは、岡山県の公共工事設計労務単価の普通作業員を基準としており、現在同法人は 1 日当たり 12,300 円で算定している。

しかしながら、当該基準単価は長期間見直しが図られておらず、現在採用している基準単価 12,300 円は平成 23 年度の県の公共工事設計労務単価 13,100 円と乖離している。

助成金の給付額の算定には客観性、合理性が求められることから、適時直近の労務単価を基準として採用する必要があるものとする。

2. 事業と寄附行為の見直しについて

同法人では現在、寄附行為に事業として7つの事業を掲げている。そのうち「林業労働力に関する調査・研究事業及びその助成事業」及び「高性能林業機械等の整備促進事業」については平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度において事業実績はなく、平成 24 年度の事業計画にも実施予定がなく、寄附行為の記載内容について変更の検討を要する。

同法人では林業従事者の就労条件の整備、担い手の育成確保を目的とし、基金運用により事業を行っているが、運用益の大幅な増加が見込めない現状においては、より目的に適う事業を実施する必要があり、当該実績の無くなった事業だけでなく、現在実施されている事業についても内容を検討し、基金運営を適時見直すべきであるものとする。

3. 財政基盤の強化策について

同法人は県及び県下の 78 市町村、45 の森林組合、1 つの木材組合からの出捐金、岡山県森林組合労務班員退職金共済基金からの寄付金により基金化され、県下の林業労働に従事している者の就労条件を整備し、雇用管理の改善、林業労働力の安定的な確保と担い手を育成する目的で設立されている。

近年の低金利化に伴い基金の運用益が減少したため、事業規模が縮小しており、平成 18 年度に 857 百万円であった事業費が平成 23 年度では 601 百万円にまで減少している。

同法人の基金運営事務局は岡山県森林組合連合会内にあり、事務についても同組合連合会の職員が兼任している。したがって、基金運営について実質的に常勤職員は不在であり、管理費については同法人の事務にかかるもののみを計上している。

かかる状況下で同法人は助成事業の安定的な運営を行うために、出捐金の増加のための活動を行っているが、困難な状況が続いている。

県の同法人への関わりとしては、林野庁主導による「森林保全及び森林機能維持対策とこれを通じた山村振興策」として平成 5 年度に設立された「森林・山村対策」交付税(岡山県に平成 5 年から平成 9 年にかけて 21.1 億円交付)を財源として同法人へ拠出し、そのうち 16.5 億については出捐金としているが、4.6 億円については貸付金と


しており、今後当該貸付金を出捐金に転化するかについて検討している。

林業の担い手育成に係る事業について上記の出捐金、貸付金の取扱いを含め助成事業の維持のための財源確保を十分検討すべきである。

31. 岡山県土地開発公社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	 <p style="text-align: center;">岡山県土地開発公社の外観</p>
所在地	岡山市北区蕃山町 1-20	
資本金等 (内、県出資金比率)	100,000 千円 (100,000 千円、 100%)	
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公有地の取得、造成、管理及び処分等の業務 ○国、公団及び市町村の委託に基づく公有地の取得、造成、管理及び処分等の業務 ○国及び地方公共団体の委託に基づき実施する業務 <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用地、工業用地等の取得、造成、管理及び処分等の業務 	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		14,380,284 千円	12,670,781 千円	14,150,435 千円
B 総負債 *1		7,639,404 千円	5,850,772 千円	7,161,717 千円
正味財産 (A-B)		6,740,880 千円	6,820,009 千円	6,988,718 千円
	(うち基本財産)	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円
	(累積剰余または損失)	6,640,880 千円	6,720,009 千円	6,888,718 千円
C 収益 *2		4,718,874 千円	4,016,626 千円	2,161,409 千円
	(うち県支出金)	368,926 千円	213,853 千円	117,344 千円
	(県支出金割合)	7.8%	5.3%	5.4%
D 費用 *2		4,700,670 千円	3,937,497 千円	1,992,700 千円

当期正味財産増減額(C-D)	18,204 千円	79,129 千円	168,709 千円
----------------	-----------	-----------	------------

(主な増減の内容について)

*1. 負債の平成 22 年度残高と平成 23 年度残高を比較した場合 1,310,945 千円増加している。主な増加要因は公有地取得資金に資する長期借入金が増加した1,272,844 千円増加したことによる。

*2. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 1,855,217 千円減少している。また、費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 1,944,797 千円減少している。主な減少要因は公有用地の処分面積が平成 22 年度では 103,312.44 m²であったのに対して、平成 23 年度では 48,325.29 m²に減少した結果、公有地取得事業収益が 1,762,920 千円、公有地取得事業原価が 1,921,887 千円それぞれ減少したことによる。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	368,926 千円		213,853 千円	117,344 千円
(委託料/指定管理料)	363,421 千円		208,668 千円	111,865 千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	5,505 千円		5,185 千円	5,479 千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	8 人	8 人	7 人	 <p>岡山県土地開発公社入り口</p>
常勤	3 人	3 人	2 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	2 人	2 人	2 人	
非常勤	5 人	5 人	5 人	
(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
職員	62 人	35 人	36 人	
常勤	38 人	26 人	30 人	
(うち県派遣職員)	3 人	2 人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	24 人	9 人	6 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	4 人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4)投資の状況

	H23
有価証券	4,118,118 千円
(うち国債等)	4,118,118 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5)意見

岡山県土地開発公社(以下、「同公社」という。)は、県又は国土交通省等の要請に基づき、公共施設または公用施設の用に供する土地の取得等を行う。依頼主である県又は国土交通省等は同公社との間において用地取得依頼契約(再取得契約)を締結し、同公社が先行取得した用地を再取得することが基本的なスキームである。平成23年度末時点において同公社が所有する土地の状況は次のとおりである。

<平成23年度末 土地開発公社保有土地>

①公有用地

資産区分	期 末 残 高				計
	用地費	工事費	諸経費	支払利息	
岡山県用地(事業)	39,794,833		2,742,987	31,032,331	77,218,151
工場公園用地	304,110,446	86,288,000	173,118,704	277,596,624	355,398,288
Bゾーン用地	128,500,378		107,094,280	105,424,978	237,522,000
学校用地	143,623,583		112,308	108,950	23,656,799
藤田用地					
小金井用地	741,652,716		8,882,000	211,852,364	965,979
コンベックス駐車場	125,037,800		17,181,500	31,032,390	7,501,000
美作・岡山間道路用地	3,057,738		17,322		355,388
県立岡山御津高等学校					
玉島笠岡道路用地					
津山南道路用地	1,607,395,425		69,528,003	14,447,979	51,112,841
総社・一宮BP(岡山)	1,315,232,542		52,345,800	11,115,728	29,742,066
総社・一宮BP(総社)	385,236,945		19,452,000	899,020	15,220,777
岡山環状南道路用地	35,776,513		2,128,000	9,438	405,587,965
倉敷西環状線用地					1,990,341
南浦金光線用地	292,861,161		1	19,584	37,913,951
尾原賀陽線用地	22,665,980			265,907	9,678,451
加須山中帯江線用地	281,624,420			1,403,975	292,880,746
岡山赤穂線用地	143,788,085			261,229	809,291
西一宮中北上線用地	51,075,100			374,667	22,931,887
合 計	5,621,433,665	86,288,000	452,602,905	685,845,164	7,906,395
					1,670,711
					144,049,314
					1,100,233
					51,449,767
					821,848,611
					6,846,169,734

②代行用地

上段：面積
下段：金額

資産区分	期 末 残 高				計
	用地費	工事費	諸経費	支払利息	
倉敷西環状線用地					
南浦金光線用地	133,675,639			5,764	12,720,62 133,681,403
皿川河川改修用地					
その他代行用地	245,846,900			59,388,966	82,021,00 305,235,866
合 計	379,522,539			59,394,730	94,741,62 438,917,269

長期保有土地は、同公社が事業主体から依頼を受け、再取得を前提に用地取得を完了したにもかかわらず、事業主体の開発事業の中止等により、その後も同公社が保有したままとなっている、いわゆる塩漬けになった土地である。

事業用途のたたない土地を県が予算措置して取得することが困難であるため、県は土地開発基金を活用して、平成13年度より他用途への転用、賃貸、売却などの用途のつくものから順次買い戻しを行ってきた。(平成13年1月公表「今後の財政負担に対する的確な対応について」)

長期保有土地は、平成23年度末時点において未だ他用途への転用、賃貸、売却などの用途がたっていない土地である。これらのうち主な長期保有土地である①小金井用地②吉備高原都市関連用地の概要については、次のとおりである。

事業名：小金井用地

<事業の進捗説明>

小金井用地は岡山県出身の女子学生寮新設予定地として平成4年に先行取得された土地であるが、平成8年度において、女子寮新設計画が大規模事業推進計画から削除され、利用計画が白紙の状態となった。なお、簿価の増加抑制のための暫定的な活用策として平成10年度から同公社において当該土地を有料駐車場として整備し、管理運営を行っている。

<周辺地域情報>



上空からの小金井用地

<土地価額情報>

事業名	取得年次	経過年数	保有面積 (㎡)	用地費 (千円)	簿価 (千円)	うち利子 (千円)
小金井用地	平成4年	19	966	741,653	962,387	211,852

事業名:吉備高原都市関連土地

<事業の経過>

同社は、昭和 50 年以降公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、吉備高原都市建設予定地域の先行取得を行ってきた。平成 8 年度より平成 11 年度の吉備高原都市造成事業着手に向け用地交渉を行うための準備を行っていたが、平成 9 年の行財政改革大綱により 3 年間(平成 10 年度から平成 12 年度)造成事業や用地の新規取得が凍結された。

しかしながら、平成 14 年 3 月以降開発が再開し、現在もこの整備方針に変更はないが、当初方針どおりに事業は推進されず、滞っている状況にある。このため、土地開発公社に対して新たな事業用地の先行取得の依頼はなく、既存の先行取得用地全てが長期保有土地(いわゆる塩漬け土地)になっている。

○吉備高原都市

吉備高原都市は、平成 9 年 11 月に県が策定した行財政改革大綱により、後期計画 B、Eゾーンの事業着手(用地取得の含む)が凍結されており、その凍結期間が終了する平成 12 年度以降、整備のあり方について、有識者から構成される検討会から「吉備高原都市の高原都市の今後の整備のあり方」の報告等を受け、平成 14 年 3 月に「吉備高原都市の今後の整備方針」を公表している。

この整備方針の概要は下記のとおりであった。

(第1段階) これまでに蓄積された優れた資源を最大限に活用しながら、整備済区域の活性化、高付加

価値化を図り、新しい時代にふさわしい都市としての魅力を高める。

(第2段階) 第1段階により、後期計画 Bゾーン以降の開発ポテンシャルを上昇させ、可能な限り早期に民間を中心とした投資を誘因する。

<周辺地域情報>

○吉備高原都市建設事業計画



<土地価額情報>

事業名	取得年次	経過年数	保有面積 (㎡)	用地費 (千円)	簿価 (千円)	うち利子 (千円)
吉備高原(学校用地)	平成5年～ 平成9年	14	23,657	143,624	143,845	109
吉備高原(工場公園)	昭和60年～ 平成8年	15	355,398	304,110	841,114	277,597
吉備高原(Bゾーン)	平成8年	15	237,522	128,500	341,020	105,425
吉備高原(事業用地)	昭和50年～ 平成7年	16	77,218	39,795	73,570	31,032
吉備高原(代替用地)	昭和50年～ 平成7年	16	28,526	8,309	41,485	23,551

1. 普通財産に転用して処分可能な用地の取扱いについて

女子寮新設計画が白紙の状態となった平成8年より平成16年まで、小金井用地は教育庁の所管であった。この背景には、東京には県出身者向けの男子学生寮はあるが女子寮がないため、女子寮の建設について教育庁が検討をしていたことにある。しかし、県財政の圧迫により教育庁としても女子寮の建設を断念し、平成16年度において担当が教育庁から管財課に変更された。

小金井用地に関しては、住宅街の中にある整備された土地であり、潜在的な買い手は十分存在する土地であるものとするが、平成16年に管財課が担当課となって以降売却等の措置は講じられていない。

事業上の利用目的がなくなった土地について、県が同公社より早期に再取得し、売却措置を取ることができない理由として、地価下落等による含み損失を顕在化させることが、県益にはつながらないと判断したためと推察される。

しかしながら、同公社が先行取得した土地である以上、県が土地の売却措置を実施するという意思決定を行わず、長期間に渡り同公社に保有させることは、期間相当分の支払利息が土地再取得価額に含まれることになり、結果的に、含み損失を増加させてしまうことになり適切ではない。潜在的な買い手が存在すると思われる小金井用地は、土地の含み損失を顕在化させることになったとしても、早期に売却等の措置を講ずるべきであるものと考える。

2. 代替地の取得手続について

『土地開発公社の適切な経営』『公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)の改正について(平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)』において、用地取得に際し地権者へ引き渡すための代替地の取得については、特にその必要性を十分に検討し、代替地として活用されることが確実である範囲にとどめるとともに、既に保有する代替地の一層の活用に努めるべきとされている。

吉備高原都市開発に関連して5筆の代替地が未使用状態で残存している。これは代替地を必要とする地権者及び希望する代替地の把握業務と、実際の代替地の取得業務が連携していなかったためである。事業用地だけでなく、その代替地についても最終的には県が再取得することになるため、未使用状態で代替地が残存することは県にとって二重の負担となってしまう。この点、現行では代替地の取得に際して、県と同公社と地権者の三者契約を締結し、地権者と代替地を紐付けて把握することで未使用の代替地が残存することを防止しているとのことであるが、今後も同様の運用によって、未使用代替地が発生することのないようにすべきである。

3. 土地開発公社の先行取得用地の買取り予定価額及び時期を明示した県との用地取得依頼契約の締結について

『土地開発公社の適切な経営』『公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)の改正について(平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)』において、土地開発公社は、依頼元である地方公共団体との間で買取り予定価格を明示した県との用地取得依頼契約を書面で締結すべきことを要請しているが、以下の点で問題がある。

同公社と県との間で締結される契約書では、再取得の際の予定価額が明示されていない。下表は契約書の一部抜粋である。これによると再取得時の予定価額は、県の用地取得計画に基づく別表2に掲げる価額とされているが、実際に別表2において示されているのは、再取得時における限度額を定めているに過ぎない。

また、買取予定時期についても第10条第1項のように用地取得費を支出した翌年度以降4箇年度内とされているのみで明確でない。例えば道路整備関連の用地取得は、次年度の用地取得に向けて県の予算措置ができたものから順次同公社が先行取得しており、通常は次年度において県による再取得がなされている。県の再取得予定時期を4年内とすることは、買取予定時期を明示させることで不明瞭な先行取得を防止させることを要請したものと考えられる。買取予定時期をより明確にすることが望ましいものと考えられる。

県と土地開発公社が締結する公共事業用地の取得業務委託契約書の一部抜粋

(目的)

第1条

(中 略)

3 乙(土地開発公社)は、第1項(幹旋事業の土地の取得)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 甲(岡山県)の指示する用地取得計画に基づき、別表2に掲げる実地調査、事業説明、補償金の算定、用地交渉、契約の締結、登記、補償金の支払事務等の業務

(中 略)

(再取得)

第10条 甲(岡山県)は、用地取得費を支出した翌年度以降4箇年度内に、各年度の予算措置に応じて乙(土地開発公社)と再取得契約を締結するものとする。

32. 財団法人岡山県建設技術センター

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	
所在地	岡山市北区首部 294-7	
資本金等 (内、県出資金比率)	476,045 千円 (3,000 千円、 0.63%)	
設立目的	建設業の健全な発展と建設・住宅行政の円滑な運営に資するため、建設技術者の資質及び技術の向上を通じて、良質な社会資本の整備と公共の福祉の増進に寄与する。	
事業内容	<p>県・市町村職員及び建設業従事者の専門的な知識や技術取得のための研修事業・建設工事の品質確保のための材料試験業務・県営住宅管理業務の指定管理者としての業務等を通じて、非営利を前提に公正・中立な立場で県・市町村等の建設行政を総合的に支援・補完できる県内唯一の公益法人として事業を実施している。</p> <p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅管理事業 <p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修事業(県・市町村職員向け) ○ 技術支援事業 ○ 橋梁長寿命化支援事業 <p>< 自主事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修事業(民間建設業従事者向け) ○ 出版事業 ○ 材料試験事業 ○ 市町村共同利用積算システムの提供 	


岡山県建設技術センター外観

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		1,335,828 千円	1,466,599 千円	1,481,646 千円
B 総負債		179,458 千円	286,466 千円	236,487 千円
正味財産(A-B)		1,156,370 千円	1,180,133 千円	1,245,158 千円
	(うち基本財産)	400,882 千円	462,368 千円	476,045 千円
	(累積剰余または損失)	755,488 千円	717,765 千円	769,113 千円
C 収益		689,120 千円	1,095,385 千円	1,030,784 千円
	(うち県支出金)	308,719 千円	777,667 千円	746,286 千円
	(県支出金割合)	44.8%	71.0%	72.4%
D 費用		611,765 千円	1,071,622 千円	965,758 千円
当期正味財産増減額(C-D)		77,355 千円	23,763 千円	65,026 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		308,719 千円		777,667 千円	746,286 千円
	(委託料/指定管理料)	308,719 千円		777,667 千円	746,286 千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		7人	7人	7人	
	常勤	1人	1人	1人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県OB ※)	1人	1人	1人	
	非常勤	6人	6人	6人	
	(うち県職員)	1人	1人	1人	
	(うち県OB ※)	-人	-人	-人	
職員		52人	72人	72人	
	常勤	51人	72人	72人	
	(うち県派遣職員)	8人	8人	4人	
	(うち県OB ※)	15人	14人	16人	

岡山県建設技術センター内で使用されている検査機器

非常勤	1人	-人	-人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		399,128 千円
	(うち国債等)	319,128 千円
	(うち仕組債)	80,000 千円
	(含み損益)	8,479 千円

(5) 指摘内容

財団法人岡山県建設技術センター(以下、「同法人」という。)は、昭和48年に県・市町村及び建設業関連団体等の共同出資により設立された財団法人岡山県建設研修センターを前身とする。財団法人岡山県建設研修センターは、県・市町村職員及び建設業従事者の専門的な知識や技術習得のための研修事業を行ってきた。平成9年には、県が行っていた建設工事時の品質確保のための材料試験業務を引き継ぐとともに、設計積算・施工管理等の技術支援事業を新たに加え、県・市町村の建設行政を補完する役割を担いつつ、公共事業の円滑かつ効率的な執行に寄与することを目的として同法人が発足した。また平成21年度には公共の福祉の増進に寄与するため、県営住宅管理業務を指定管理者として管理運営をしている。

1. 建設工事発注用の価格積算資料についての情報セキュリティ管理について

同法人は、岡山県土木積算システムを使用して、建設工事発注用の積算資料(設計図書)の作成業務を県又は県下の市町村より受託している。同法人は県の所管部署が直接予定価格の積算を行う場合以外の唯一の外部委託先である。

工事発注用積算資料のデータは、市販の電子記録媒体(CD-R)に保存され、県と同法人の担当者間で授受されるが、このデータは県が工事入札を行う際の予定価格の基礎資料となるものであり、明らかに重要な機密情報である。

しかしながら、これらの重要な機密データの取扱いに関して、同法人では情報漏洩に対するセキュリティ関連の内部統制が構築されておらず、直ちに是正が必要である。

「情報セキュリティ関連の内部統制の例」

- ・文書情報セキュリティ要綱の制定、対象文書(電子媒体も含む。)の定義
- ・保管場所の指定と施錠できる保管場所への収納の義務付け

- ・情報セキュリティ責任者、担当者の設定
- ・他の職員への情報漏洩防止策
- ・管理簿による保管状況の管理
- ・廃棄文書の管理簿の記録(日時・処理施設・処理内容)
- ・職員の遵守事項
- ・パスワード管理、その定期更新

2. 貸倒引当金の設定について

平成 24 年 3 月現在 1 年以上滞留している債権は 10 万円程度と少額である。また、平成 23 年度損失処理した債権はない。しかし、滞留債権の管理はできているものの債権の損失処理や貸倒引当金設定に関するルールが存在しない。今後は、ルール策定を検討すべきである。

3. 現金実査について

現在小口現金は、総務・研修事業部・住宅管理部の 3 か所で保有している。小口現金の収支がある都度、実物を調査し、帳簿との一致を担当者が確認しているとのことであるが、証跡はなく実施しているかどうかの検証ができない。

また、上長による検証も行われていない。今後は責任を明確にする観点からも実査をした担当者の押印等を実施し、さらに一定期間ごとに上長による再検証を実施するといった内部統制を構築すべきである。

(6)意見

1. 修繕の業者選定手続について


同法人は、県営住宅の指定管理者として、県営住宅の入退去、修繕及び家賃収納業務を行っている。修繕業務には、①同法人が修繕計画を策定し、県との協議を経て請負業者の選定を行う計画修繕、②空家住宅の改善と再入居募集準備のための空き家修繕、③その他入居者からの修繕依頼や現場確認による一般修繕がある。

しかしながら、これらの修繕業務に関する業者選定について、100 万円以下の工事について随意契約によっているが、いわゆる相見積り等を行われていない。同法人には、地方自治法は適用されないが、民間の事業者とは異なり、県の公共事業の一部を担う県の外郭団体である以上、同法を準用すべきと考える。

33. 財団法人吉井川水源地域対策基金

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	 <p style="text-align: center;">苦田ダム 下流より</p>
所在地	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6	
資本金等 (内、県出資金比率)	105,673 千円 (51,780 千円、 49.0%)	
設立目的	<p>吉井川水系において、治水対策の必要性が高まり、また水資源の開発がこの流域の発展を左右する極めて重要かつ貴重な資源であるため、利水対策としても、この水資源の開発が緊急の課題となっている。</p> <p>将来の水不足に対処して、ダム建設を積極的に促進しなければ他府県と同様、深刻な水不足に陥ることが明らかである。そのため、ダム建設の促進に伴って生じる水没関係住民の生活再建問題の解決と水没関係地域の振興対策に対し、援助を行うことによって、水資源の確保、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の振興に資することを目的として昭和 54 年 4 月に設立した。</p>	
事業内容	<p>< 委託事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付、交付金の援助 ○その他基金の目的を達成するために必要な事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	187,848 千円	176,078 千円	168,105 千円	
B 総負債	-千円	-千円	-千円	
正味財産 (A-B)	187,848 千円	176,078 千円	168,105 千円	
	(うち基本財産)	105,833 千円	105,913 千円	105,993 千円
	(累積剰余または損失)	82,015 千円	70,165 千円	62,112 千円
C 収益	144,194 千円	127,916 千円	108,582 千円	
	(うち県支出金)	115,114 千円	100,765 千円	86,256 千円
	(県支出金割合)	79.8%	78.8%	79.4%
D 費用	162,803 千円	139,686 千円	116,555 千円	

当期正味財産増減額(C-D)	△18,610 千円	△11,770 千円	△7,973 千円
----------------	------------	------------	-----------

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県出資金	115,114 千円		100,765 千円	86,256 千円
(委託料/指定管理料)	-千円		-千円	-千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	115,114 千円		100,765 千円	86,256 千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	15 人	14 人	15 人	
常勤	-人	-人	-人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB※)	-人	-人	-人	
非常勤	15 人	14 人	15 人	
(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
(うち県 OB※)	-人	-人	-人	
職員	6 人	6 人	5 人	
常勤	-人	-人	-人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB※)	-人	-人	-人	
非常勤	6 人	6 人	5 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB※)	-人	-人	-人	

苦田ダム 越流状況

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	137,942 千円
(うち国債等)	137,942 千円
(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	157 千円

(5)意見

1. 財団法人形態から県の直営事業への変更について

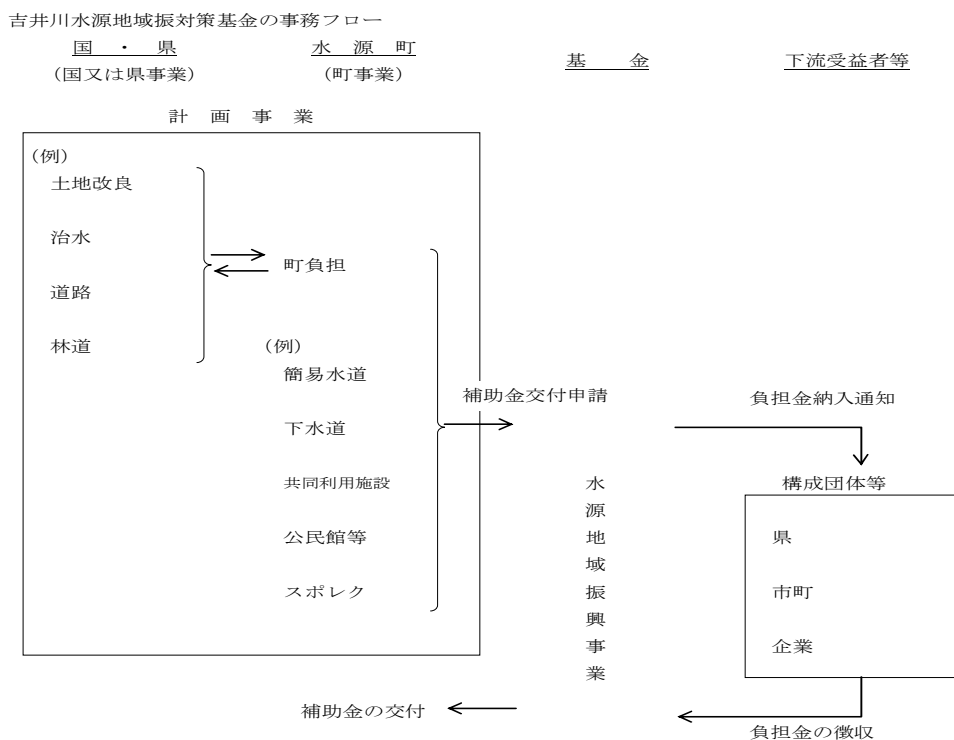
財団法人吉井川水源地域対策基金(以下、「同法人」という。)は、ダム建設の促進に伴って生じる水没関係住民の生活再建問題の解決と水没関係地域の振興対策に対して、援助を行うことによって水資源の確保、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の振興に資することを目的として設立されている。

同法人が行う事業のうち現在も継続しているのは、水源地域振興事業補助金交付事業のみとなっており、県の土木部河川課職員が兼務により本庁内において事務を行う。

この事業の概要であるが、奥津町地域総合振興計画及び鏡野町三地域整備計画における事業について、これら水源町である奥津町及び鏡野町が負担する下記の事業費あるいは負担金の一部を、同法人の出捐者である県や市町、企業から同法人が負担金を徴取し、水源町へ交付するというものである。

- ・水源地域対策特別措置法に基づく整備事業
 同事業について奥津町及び鏡野町の町負担額の1/2を県及び関連する市町等が補助する。
 (ダム建設費の負担割合により、治水部分は全額県負担、利水部分は上水道は利水容量比により、工業用水道は企業負担による。)
- ・水特外事業及び受益者負担金
 水特外事業の町負担額の1/2及び受益者負担金の1/5を補助する。(全額県負担)

この事務フローは次のとおりである。



(注) 基金の支援対象額は、次の額の合算

- ① 町が各年度において負担することとなる額から地方債及び地方交付税算入額を控除した額
- ② 地方債の各年度の元利償還金から当該元利償還金に係る地方交付税算入額を控除した額

前記のとおり、同法人が現在行っている事業は、事務作業に過ぎないが、財団法人という形式を現在も継続しているため、同法人として受け入れた基本財産(平成 23 年度末残高 105,993 千円)は預金や有価証券として運用されている。交付事務を行うのみとなった財団がこのような資金を継続して保有していることは、資金が有効活用されていることにはならないものとする。また、同法人の理事は県の副知事と市長・町長で構成されており、理事会の実質的な運営についての実行性が担保されているのか疑念が残る。

同法人は、以前はダム建設により住民の移転先選定等資金貸付事業(昭和 53 年度～平成 14 年度)や生活再建対策費等交付事業(昭和 61 年度～平成 13 年度)を行っていた。県が直接住民個人に融資等を行うことは適切ではないため、財団法人形態で事業を行う意義はあったが、これらの事業は既に終了している。下記は、同法人の定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律である。これによれば、理事会決議により、同法人を解散し県が直営で事業を継続する方が、より望ましいのではないかと考える。

他県の事例として、財団法人沖縄県水源基金は、昭和 54 年に多目的ダム等の建設を行う地域において水源地域の振興対策を講ずる市町村に対して助成等を行うことを目的として設立されているが、平成 24 年度に実施事業のほとんどが終了することから、平成 25 年度において解散の予定となっている。

同基金の定款(寄付行為)の一部抜粋

(特別の議決)

第 24 条 次の各号に掲げる事項についての理事会の議決は、出席理事全員の同意を得なければならない。

- (1) 寄付行為の変更
- (2) 解散
- (3) 残余財産の処分
- (4) その他理事会において重要事項として議決した事項

(解散)

第 31 条 基金は、理事会の議決を経、かつ、岡山県知事の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 32 条 基金が解散した場合における残余財産の処分は、理事会の議決を経、かつ、岡山県知事の許可を受けて、県、関係市町又はこの基金と類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部抜粋

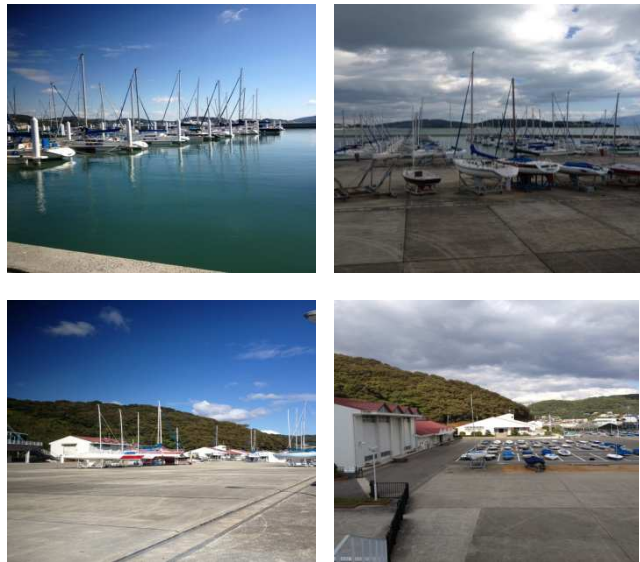
第 202 条 一般財団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- 四 合併(合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。)
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第 261 条第 1 項又は第 268 条の規定による解散を命ずる裁判

34. 財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	 <p>牛窓ヨットハーバー周辺</p>
所在地	瀬戸内市牛窓町牛窓 5414-7	
資本金等 (内、県出資金比率)	102,400 千円 (25,000 千円、 24.4%)	
設立目的	本県における海洋スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るため、広く県民にその活発化を促す事業を展開し、健康で活力に満ちた地域社会づくりに寄与する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○海洋スポーツ・レクリエーションに必要な教育、講習会及び指導者の育成に関する事業 ○海洋スポーツ・レクリエーションの普及のための競技会の開催に関する事業 ○牛窓ヨットハーバーに必要な施設の建設に関する事業 ○海洋スポーツ・レクリエーションに関する調査研究及び啓発事業 ○牛窓ヨットハーバーの管理運営に関する事業 ○その他この法人の目的を達成するための必要と認める事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	125,202 千円	117,457 千円	117,422 千円	
B 総負債	15,468 千円	7,741 千円	7,349 千円	
正味財産(A-B)	109,734 千円	109,716 千円	110,073 千円	
	(うち基本財産)	102,400 千円	102,400 千円	102,400 千円
	(累積剰余または損失)	7,334 千円	7,316 千円	7,673 千円
C 収益	61,986 千円	47,816 千円	47,002 千円	
	(うち県支出金)	-千円	-千円	-千円

	(県支出金割合)	-%	-%	-%
D 費用		60,911 千円	47,834 千円	46,644 千円
当期正味財産増減額(C-D)		1,075 千円	△18 千円	358 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		-千円		-千円	-千円
	(委託料/指定管理料)	-千円		-千円	-千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		13 人	13 人	13 人	
	常勤	-人	-人	-人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
	非常勤	13 人	13 人	13 人	
	(うち県職員)	1 人	1 人	1 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		6 人	6 人	6 人	
	常勤	3 人	3 人	3 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	3 人	3 人	3 人	
	(うち県職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

管理事務所棟

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		90,035 千円
	(うち国債等)	90,035 千円
	(うち仕組債)	-千円
	(含み損益)	29 千円

(5) 指摘内容

財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会(以下、「同法人」という。)は、「日本のエーゲ海」とも呼ばれる瀬戸内海に面した牛窓の一角にある牛窓ヨットハーバーの管理運営を行う指定管理者である。同法人は指定管理者として海洋スポーツ等の普及活動に努めている。牛窓ヨットハーバーの利用者は県内利用者ばかりではなく、県外利用者も多く含まれ、ヨットを通じた海洋スポーツの普及活動にこの施設は一役を担っている。

このために、同法人もその牛窓ヨットハーバーという施設管理に対する使命感を認識し、事業運営に当たっている。

1. 施設利用料金の滞納管理について

同法人の施設利用料金のうち、滞納している未収入分が平成24年9月度において11件3,832千円あるが、その全額について未収計上されておらず、帳簿外での管理となっているうえ、交渉記録等の記録が残されていなかった。

発生時に未収計上するとともに、滞納先毎の債権管理台帳を作成し、交渉記録等を記録・保管することが必要である。

2. 収入の計上基準について

上述の滞納分も含め収入全般について、現金主義にて計上しており、発生主義による収益計上を行う必要がある。

発生主義は公益法人会計基準において当然に求められている処理であり、同法人が一般財団法人に移行していく以上、従わなければならない処理である。また、発生主義の適用は、期間損益の状況把握及び期間比較可能性を担保することができ、経営分析の情報に資するものである。

3. 予算書における基本財産運用収入について

平成23年度における平成24年度予算書において基本財産運用収入の予算額を380千円と決められていたが、平成23年度実績は221千円であり、予算が過大に見積もられていた。

これは基本財産に大きな変動はないにもかかわらず、かかる収入につき過去の数値を見直すことをしなかったことによるものである。予算を策定するに際して、実態に合わせた合理的な数値を予算として計上する必要がある。

同法人もこの点について認識しており、平成25年度より修正する予定であるとのことである。

4. 賞与支給について

賞与支給に関する規程がない。

しかし、現状賞与について6月と12月に支給しており、かつ、会計処理上現金主義で計上している。

賞与に関する規程を早急に定めて、それに従い計算を行い、承認手続を経て賞与が支給される一連の業務手順を確立する必要がある。会計処理上、現金主義にて計上されていることから、支給対象期間による期間帰属の状況に応じて引当計上が必要になるものと考える。

5. 退職給付引当金について

退職給付に関する規程につき同法人独自の規程がなかった。

現状同法人は県の規程に準じて退職給付引当金を計上している旨担当者より回答はあったが、平成 23 年度末時点において計上されている退職給付引当金 4,676 千円について、その計算根拠となる資料が不明なため残高の妥当性について十分な検討ができなかった。

同法人もこの点について認識しており、独自の退職金に関する規程を作成し、平成 24 年 10 月 15 日付の役員会において承認を得て平成 24 年度より運用するものとしている。今後は、この規程に従い計算された方法により引当金を計上していく必要がある。

6. アンケートの集計結果について

同法人はアンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。

県が取り組んでいる「外郭団体改革プラン」において、外郭団体を検証するポイントの一つとして透明性という検証の視点がある。これは、経営状況や、活動内容等に関する情報公開の取組は進められているか検証することである。

現状では、この点について情報公開ができておらず問題であるものとする。

同法人は、県有施設であるヨットハーバーの施設管理の指定管理者であり、県が一部出資している外郭団体である以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果についてインターネット上のホームページ等を通じて広く県民に公表し情報公開に積極的に努める必要があるものとする。

(6)意見

1. 利用料金について

ヨットハーバーの利用料金について、県内の利用者と県外の利用者に対して利用料金に差を設けるべきではないかと考える。

同法人が管理しているヨットハーバーは、その施設の維持管理に県費も使われていることから、県民に優先的に利用が促される必要があるものとする。またそのための料金設定は、第一義的には県にその設定責任があると言えるが、特に差を設けるべきか否かの検討をした形跡がなかった。また、同法人は指定管理者として県が条例で定める基準額から一定の範囲内で県の承認を得て料金を独自に設定できることとなっているが、同法人においても特に料金設定に差を設けてはいなかった。

このことから、仮に現状のまま利用料金に差を設けないまま運営していくのであれば、県民に対してその説明を十分に行う責任があるものと考えられ、県との協議を行い、利用料金のあるべき方向性並びに当該施設のあり方について十分に議論を行っていく必要があるものとする。

2. 長期修繕計画について

長期修繕計画が平成 23 年度まで策定されていなかった。

写真画像にもあるように、同法人の事務局のある施設内の建物は、機能性よりもデザイン性を重要視した建物で

あり、雨漏り等が発生しており、規模の大小を含めさまざまな面で修繕の必要性が予想される。

同法人もこの点につき問題意識を持っており、平成 24 年 12 月までに修繕の必要性について優先順位を付け、修繕計画を立てて県に報告し要請する予定とのことである。

また、一度きりの要請ではなく、修繕計画の随時見直しも含め定期的に報告していく必要があるものとする。

3. 利用者数の分析について

利用者数の前年度比較等について分析が十分に行われていない。

県所有施設の有効利用の観点から利用者数分析は欠かせない分析であり、比較表を作成する等客観的に分かりやすい資料を作成し、定期的にその資料を用いた検討の場を設けていく必要があるものと思われる。また、そのような分析についても、できる限り積極的に情報公開を行っていく必要があるものとする。

4. 施設の有効利用について

平成 24 年度から、施設利用者等からの要望を受け、指定管理業務として同法人がカフェをオープンさせているが、利用率が低いまま推移している。

施設の立地及び性格上、利用率の向上は困難であることは十分理解できるが、可能な限り施設の有効利用のための策を講じる必要があるものとする。

5. 指定管理者としての管理運営状況の報告について

同法人の保存している指定管理者としての管理運営状況の報告について、県からの点検結果が記された資料がなかった。

指定管理者としての管理運営業務の実施状況を県へ報告する際に、『管理運営業務の実施状況』という資料を作成する。その資料には、管理運営業務に対する実施状況を判断するためのチェック項目について、指定管理者である同法人自身が自己採点として記載する欄と同法人の自己採点結果を受けて県の担当部局が判断した点検結果を記載する欄がある。

現状、同法人が自己採点して記載したものを県の担当部局に報告し、県においては担当部局において判断した点検結果を、県議会議員による常任委員会にて報告するとともに県ホームページにおいて公表しているが、同法人には県が判断した点検結果が書かれた資料の提示がないままとなっている。同法人としては常任委員会において問題提起がされなければ、指定管理者として問題はないものと間接的に判断している。


しかしながら、誤解のない意思疎通、共通認識を図るためには、同法人が県から指定管理者としてどのような判断をされたかについて報告を受ける方が望ましいものとする。

今後は、県が点検結果を何らかの形で同法人に対しても通知するルール作りが必要ではないかと考える。

35. 財団法人倉敷スポーツ公園

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	
所在地	倉敷市中庄 3250-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,300,000 千円 (650,000 千円、 50.0%)	
設立目的	都市における潤いのある空間である都市公園の積極的な利用を促進するため、野球場その他の都市公園に関する調査研究等を行うとともに、都市公園の活用を図るためのスポーツ等の調査研究及び振興を図ることにより、県民の福祉の増進に寄与する。	
事業内容	<p>< 指定管理事業 ></p> <p>○倉敷スポーツ公園(マスカットスタジアム、補助野球場、投球練習場、テニスコート、多目的広場、イベント広場、わんぱく広場、エントランス広場、自由広場等)の管理運営</p> <p>< 自主事業 ></p> <p>○スポーツ、文化等に関するイベント等の開催及び誘致</p>	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		1,506,646 千円	1,526,074 千円	1,550,543 千円
B 総負債		30,833 千円	45,349 千円	67,402 千円
正味財産(A-B)		1,475,813 千円	1,480,725 千円	1,483,141 千円
	(うち基本財産)	1,300,000 千円	1,300,000 千円	1,300,000 千円
	(累積剰余または損失)	175,813 千円	180,725 千円	183,141 千円
C 収益		318,780 千円	293,522 千円	307,777 千円
	(うち県支出金)	171,734 千円	164,182 千円	174,583 千円

	(県支出金割合)	53.9%	55.9%	56.7%
D 費用		314,067 千円	288,610 千円	305,361 千円
当期正味財産増減額(C-D)		4,713 千円	4,911 千円	2,416 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		171,734 千円		164,182 千円	174,583 千円
(委託料/指定管理料)		171,734 千円		164,182 千円	174,583 千円
(補助金)		-千円		-千円	-千円
(負担金)		-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		9 人	9 人	9 人	
常勤		2 人	2 人	2 人	
(うち県派遣職員)		-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)		2 人	2 人	2 人	
非常勤		7 人	7 人	7 人	
(うち県職員)		3 人	3 人	3 人	
(うち県 OB ※)		1 人	1 人	1 人	
職員		16 人	16 人	16 人	
常勤		15 人	14 人	14 人	
(うち県派遣職員)		-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)		4 人	3 人	3 人	
非常勤		1 人	2 人	2 人	
(うち県職員)		-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)		1 人	2 人	2 人	

トレーニングジム

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

		H23
有価証券		-千円
(うち国債等)		-千円
(うち仕組債)		-千円
(含み損益)		-千円

(5) 指摘内容

財団法人倉敷スポーツ公園(以下、「同法人」という。)では、メイン施設であるマスカットスタジアムにプロ野球の開催を誘致するなど、県の振興や野球ファンの期待に応えると共に、野球だけでなく、倉敷市成人式、倉敷市新春マスカット周走大会、結婚式会場とするなど、多目的な活用に取り組んでいる。

また、テニスコート、多目的広場をはじめ、スカッシュコート、エアロビクススタジオ、武道場については、同法人主催のスポーツ教室や大会を開催することにより、利用者の定着と拡大を図り、県民のスポーツ、レクリエーションの振興を図るとともに、健康づくりの拠点として、公園施設の適切な管理と利用促進に努めている。

1. 委託契約の事務について

同法人の規程において、500 千円以上の委託契約を締結する際には、起案伺いのほか、原則複数者による見積合わせ又は入札を行うこととされている。

平成 23 年度の委託金額 5,000 千円以上である 6 件について、事務の履行状況を確認したところ、「倉敷スポーツ公園芝管理・除草作業委託」(委託金額 11,025 千円)の見積り徴収先は 1 団体であった。また、「倉敷スポーツ公園植物管理委託」(委託金額 11,476 千円)については、単独随意契約となっていた。この二つの契約は同一の団体と締結されており、その理由は、いずれも「当公園は平成 7 年 3 月に開園し、園内には高中木、灌木等の多種多様の樹木及び地被類を植栽しており景観形成にマッチするよう、芝管理・除草が必要である。上記契約業者はこれまで、当公園の植物管理を行っており、芝の状態及び除草の時期、植栽に与える影響等熟知し、各作業に対して迅速に対応できるため、委託業者として選定することが適当である」とされている。

しかしながら、県内の他の公園の芝管理・除草業務では、複数の業者による見積合わせ又は入札が行われており、今後は透明性・公平性を確保した発注方法を検討すべきである。

2. 退職手当支給規程の改定について

同法人は、職員の退職金制度として中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結している。退職手当支給規程において、基本給月額に応じた掛金月額を定めている。掛金の額を増額した場合においても、退職手当支給規程の改定はなされないままとなっており、実際の拠出掛金と規程との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。

3. 賞与引当金について

同法人は、職員に対し年 2 回期末手当として賞与を支給している。夏季賞与は 12 月から 5 月までの 6 ヶ月を計算期間、基準日を 6 月 1 日とし 6 月 30 日に支給、冬季賞与は 6 月から 11 月までの 6 ヶ月を計算期間、基準日を 12 月 1 日とし 12 月 10 日に支給しており、支給時に全額費用認識している。公益法人会計基準に則り、期末には夏季賞与のうち 12 月から 3 月分を費用認識し、発生主義会計に基づいた賞与引当金を計上すべきである。

(6) 意見


1. 会計間の経費区分について

同法人の会計は、一般会計と受託事業特別会計に区分されているが、会計間の経費区分はより精緻に行うことが望ましい。一般会計の収益となるスポーツ教室に従事する職員の給与が全て受託事業特別会計に区分される一方、県からの受託事業にも従事する常勤理事の報酬が全て一般会計に区分されるなど、精緻さに欠ける面があり、今後は区分計算のさらなる精緻化を図ることが望まれる。

36. 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	
所在地	玉野市宇野 1 丁目 27-1	
資本金等 (内、県出資金比率)	344,981 千円 (172,146 千円、 49.9%)	
設立目的	児島湖流域下水道事業の推進と併せて浄化センター周辺地域の環境整備を図り、もって周辺地域の健全な発展に資する。	
事業内容	< 自主事業 > ○ 児島湖浄化センター及び周辺地域の環境保全に関する事業 ○ 周辺地域の生活環境整備に関する事業	

児島湖浄化センター周辺対策基金が入居する玉野市宇野中継ポンプ場

(2) 財産の状況と経営実績

	H21	H22	H23	
A 総資産	360,520 千円	360,531 千円	359,739 千円	
B 総負債	-千円	-千円	-千円	
正味財産(A-B)	360,520 千円	360,531 千円	359,739 千円	
	(うち基本財産)	344,981 千円	344,981 千円	344,981 千円
	(累積剰余または損失)	15,539 千円	15,550 千円	14,758 千円
C 収益	2,232 千円	952 千円	930 千円	
	(うち県支出金)	-千円	-千円	-千円
	(県支出金割合)	-%	-%	-%
D 費用 *1	1,051 千円	942 千円	1,722 千円	
当期正味財産増減額(C-D)	1,181 千円	10 千円	△792 千円	

(主な増減の内容について)

*1. 費用の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 780 千円増加している。

主な増加要因は、平成 22 年度にはなかった児島湖浄化センター周辺地域環境保全事業拠点施設整備等補助金

の交付申請が平成 23 年度では 3 件あったことにより、周辺環境整備費が 731 千円増加したことによる。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	-千円		-千円	-千円
(委託料/指定管理料)	-千円		-千円	-千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	 <p>児島湖浄化センター航空写真</p>
役員	10 人	10 人	10 人	
常勤	-人	-人	-人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	10 人	10 人	10 人	
(うち県職員)	2 人	2 人	2 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	6 人	6 人	6 人	
常勤	-人	-人	-人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
非常勤	6 人	6 人	6 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OB とは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	299,960 千円
(うち国債等)	199,960 千円
(うち仕組債)	100,000 千円
(含み損益)	△19,212 千円

(5) 指摘内容

1. 規程集について

財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金(以下、「同法人」という。)の諸規程集は、同法人設立時点である昭和 57 年に策定され、それ以降適時更新手続が実施されていない。諸規程類は同法人の事務事業の根幹を支えるものであるため、適時に見直し更新を図る必要がある。

(6)意見

1. 投資の状況及び資産運用規程について

同法人の基本財産のうち 100,000 千円が金利変動リスク、流動性リスクの高い仕組債で運用されている。平成 24 年 3 月末における参考時価情報によれば、100,000 千円の投資有価証券に 19,212 千円の含み損が生じており、この金額だけ基本財産が逸失していることになる。

現状において、財産運用に関する規程が存在せず、仕組債のようにリスクの高い資産への運用が防止される体制が万全とはいえない。基金の基本財産を保全するためにも、財産運用に関する規程を設け、これに基づき、安全性の高い運用を行う必要があるものとする。

2. 基金のあり方について

同法人は①周辺自治会等が購入する清掃用具等の購入費用及びボランティア保険への加入費用に関して補助金を交付する事業(児島湖浄化センター周辺対策地域環境保全事業補助金交付)、②周辺自治会等が管理する集会所の修理及び備品購入等に関して補助金を交付する事業(児島湖浄化センター周辺地域環境保全事業拠点施設整備等補助金交付)、③玉野市公共下水道への接続に要する費用に関して補助金を交付する事業(児島湖浄化センター周辺地域排水設備等改造補助金交付)を実施しており、過去 3 年間の執行状況は次のとおりである。

(括弧書:補助金総額)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
① 児島湖浄化センター周辺対策地域環境保全事業補助金	4 件 (1,000 千円)	4 件 (913 千円)	4 件 (969 千円)
② 児島湖浄化センター周辺地域環境保全事業拠点施設整備等補助金	0 件 (-千円)	0 件 (-千円)	3 件 (731 千円)
③ 児島湖浄化センター周辺地域排水設備等改造補助金	0 件 (-千円)	0 件 (-千円)	0 件 (-千円)

これらの補助金交付事業は、交付上限金額が 25 万円と設定されているなど、小規模にとどまっている。


基本財産 344,981 千円の規模に比して現在実施している事業規模は小さく、独立の基金としての存続意義が薄れていると言わざるを得ない。

県としては、児島湖浄化センター周辺環境への配慮を図りながらも、基金の在り方について見直す必要があるものとする。例えば、児島湖浄化センターに関係する他の外郭団体との統合や、当該事業自体を県独自の事業として運営することなども視野にいれ、基金の在り方について検討する必要があるものとする。

37. 財団法人岡山県下水道公社

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	土木部	 <p style="text-align: center;">岡山県下水道公社外観</p>
所在地	玉野市東七区 453	
資本金等 (内、県出資金比率)	30,000 千円 (15,000 千円、 50.0%)	
設立目的	<p>児島湖流域下水道の維持管理を受託することを主たる業務とし、県内市町村からの下水道に関する工事、設計及び水質分析等の受託、下水道技術者の養成、下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発を行う等下水道に関する施策に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与する。</p>	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児島湖流域下水道の維持管理業務の受託に関すること。 <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道技術者の養成に関すること。 ○下水道技術の調査研究に関すること。 ○下水道知識の普及啓発に関すること。 ○その他目的を達成するために必要な事業。 	


(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A	総資産	292,498 千円	258,918 千円	264,763 千円
B	総負債	256,709 千円	226,594 千円	232,185 千円
正味財産(A-B)		35,789 千円	32,324 千円	32,578 千円
	(うち基本財産)	30,000 千円	30,000 千円	30,000 千円
	(累積剰余または損失)	5,789 千円	2,324 千円	2,578 千円
C	収益	1,278,120 千円	1,319,331 千円	1,306,678 千円
	(うち県支出金)	1,277,154 千円	1,310,203 千円	1,306,061 千円
	(県支出金割合)	99.9%	99.3%	100%

D 費用	1,277,245 千円	1,322,796 千円	1,306,423 千円
当期正味財産増減額(C-D)	875 千円	△3,465 千円	255 千円

事業内容に大幅な変更がないため、財産の状況と経営実績に重要な変動はない。

(3) 県支出金及び役職員の状況

	H21		H22	H23
県支出金	1,277,154 千円		1,310,203 千円	1,306,061 千円
(委託料/指定管理料)	1,277,154 千円		1,310,203 千円	1,306,061 千円
(補助金)	-千円		-千円	-千円
(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況	H21	H22	H23	
役員	10 人	10 人	10 人	 <p style="text-align: center;">浄化施設</p>
常勤	1 人	1 人	1 人	
(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
非常勤	9 人	9 人	9 人	
(うち県職員)	3 人	3 人	3 人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員	27 人	31 人	31 人	
常勤	24 人	28 人	28 人	
(うち県派遣職員)	5 人	5 人	-人	
(うち県 OB ※)	3 人	3 人	7 人	
非常勤	3 人	3 人	3 人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。なお、平成23年度にOB職員が増加しているのは、は自治体からの派遣職員7名(このうち県職員5名)の派遣終了に伴い、下水道事業経験者を7名雇用したが、うち4名が県OBであることによる。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	30,000 千円
(うち国債等)	30,000 千円

(うち仕組債)	-千円
(含み損益)	-千円

(5) 指摘内容

都市化の進展に伴う児島湖流域の水質の悪化を防止するため、昭和 54 年当初は県が事業主体となり、岡山市・倉敷市・玉野市・早島町の 4 市町と協力して児島湖流域下水道事業に取り組んできた。児島湖流域下水道は、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町のうち、児島湖流域(内 18,800ha)を計画処理区域としている。この事業は、閉鎖水域である児島湖の水質浄化と生活環境の改善を目的としているため、施設は窒素、リン等の除去を行う高度処理方式を取り入れて、非常に厳しい水質基準に対処している。

この流域下水道の機能を十分に発揮させるためには、関係市町と密接な協力体制の下に、適正かつ効率的な維持管理を行う必要があった。このため県と関係市町は、平成元年の児島湖流域下水道の供用開始に先立って、それぞれの役割を担い、共同して運営することを基本理念として、昭和 63 年に財団法人岡山県下水道公社(以下、「同法人」という。)を設立している。

1. 業務委託費の精算について


同法人は、県より児島湖流域下水道の維持管理業務を受託している。業務委託料は収支相償となるように決定されている。すなわち、業務委託契約において委託料の精算条項が付されており、適正に会計処理した年度決算に基づく委託業務の実施に要した費用が、委託料に満たない場合は、県に返還することとされている。

しかしながら、下水処理に要する薬品のうち年度末において未使用となった在庫残高相当額(平成 24 年 3 月期は 6,895 千円)について、購入時に費用処理され、委託料の精算返還額に含まれていなかった。翌年においては費用計上額が当該残高相当額だけ過小となるため、翌年度返還されていることになるが、薬品未使用相当額だけ 1 年精算が遅れていたことになる。以降適正な処理を徹底すべきである。

38. 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター

(1) 団体の概要

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

所轄部署	警察本部	
所在地	岡山市北区厚生町 3-1-15	
資本金等 (内、県出資金比率)	1,570,518 千円 (1,225,598 千円、 78.0%)	
設立目的	<p>県民の総力を結集して暴力追放運動を展開し、暴力団が存在し得ない社会基盤を確立するとともに、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者(以下、「暴力団員等」という。)による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等に寄与する。</p>	
事業内容	<p><委託事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 14 条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習 <p><自主事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動 ○暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人または法人その他の団体の活動の支援 ○暴力団員等による不当な行為等に関する県民からの相談受理 ○少年に対する暴力団の影響を排除するための活動 ○暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動 ○暴力団員等による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救済活動 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 38 条に規定する少年指導員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修 ○その他前記の目的を達成するための必要な事業 	

(2) 財産の状況と経営実績

		H21	H22	H23
A 総資産		1,587,853 千円	1,596,581 千円	1,641,773 千円
B 総負債		2,016 千円	2,246 千円	3,230 千円
正味財産(A-B)		1,585,837 千円	1,594,335 千円	1,638,543 千円
	(うち基本財産)	1,503,473 千円	1,519,121 千円	1,570,518 千円
	(累積剰余または損失)	82,364 千円	75,214 千円	68,025 千円
C 収益 *1		96,005 千円	57,056 千円	91,153 千円
	(うち県支出金)	8,000 千円	8,150 千円	8,150 千円
	(県支出金割合)	8.3%	14.3%	8.9%
D 費用		70,271 千円	48,558 千円	46,945 千円
当期正味財産増減額(C-D)		25,734 千円	8,498 千円	44,208 千円

(主な増減の内容について)

*1. 収益の平成 22 年度計上額と平成 23 年度計上額を比較した場合 34,097 千円増加している。
 主な増加要因は平成 23 年度において投資有価証券評価益として 51,396 千円計上したことによる。

(3) 県支出金及び役職員の状況

		H21		H22	H23
県支出金		8,000 千円		8,150 千円	8,150 千円
	(委託料/指定管理料)	8,000 千円		8,150 千円	8,150 千円
	(補助金)	-千円		-千円	-千円
	(負担金)	-千円		-千円	-千円
役職員の状況		H21	H22	H23	
役員		32 人	32 人	10 人	
	常勤	1 人	1 人	1 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	1 人	1 人	1 人	
	非常勤	31 人	31 人	9 人	
	(うち県職員)	3 人	3 人	2 人	
	(うち県 OB ※)	-人	-人	-人	
職員		11 人	11 人	11 人	
	常勤	6 人	6 人	6 人	
	(うち県派遣職員)	-人	-人	-人	
	(うち県 OB ※)	5 人	5 人	5 人	



岡山県暴力追放運動推進センター事務所内部

非常勤	5人	5人	5人	
(うち県職員)	-人	-人	-人	
(うち県OB ※)	-人	-人	-人	

※ 上表のうち、OBとは元県職員であった者と定義している。

(4) 投資の状況

	H23
有価証券	1,566,516 千円
(うち国債等)	1,066,516 千円
(含み損益)	84,070 千円
(うち仕組債)	500,000 千円
(含み損益)	△178,515 千円

(5) 指摘内容

全国の暴力団情勢であるが、平成 23 年末現在で構成員、準構成員を含めた全暴力団員数は 70,300 人で、前年対比 8,300 人の減少となっており、平成 17 年度以降減少傾向にある中で最大の減少となっている。

また、県においても、全暴力団員の数は 924 人で、前年対比 379 人の減少となっており、平成 18 年度以降減少しており、全国の傾向と同じくこれまで最大の減少となっている。

この要因の一つに暴力団排除条例の制定があることは明らかで、条例は、平成 23 年 10 月までに全国 47 都道府県で制定され、県では、平成 23 年 4 月から施行されている。

条例は、暴力団及び暴力団員等との関係を遮断する盾として活用するとともに、暴力団から金品や利益供与の要求等があった場合には、警察や暴力追放運動推進センターに必ず相談することが重要であるとして岡山県警察からも提唱されている。

公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター(以下「同法人」という。)は、これを受けて警察や弁護士会等関係機関と協力して、迅速かつ的確に県民の支援をすることで、正に社会全体で暴力団を排除していくことを実践している。

1. 賞与支給について

同法人は、現状では賞与について 6 月と 12 月に支給しているが、会計処理上、現金主義で計上している。

	賞与支給額
平成 23 年 12 月期	3,448 千円
平成 24 年 6 月期	2,591 千円

公益法人会計基準に則り、支給対象期間により期間帰属の状況に応じて発生主義会計に基づいた賞与引当計

上が必要である。

2. アンケートの集計結果について

アンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。

県が取り組んでいる「外郭団体改革プラン」において、外郭団体を検証するポイントの1つとして透明性の検証という視点がある。これは、経営状況や活動内容等に関する情報公開の取組は進められているか検証することである。現状では、この点について情報公開ができておらず問題であるものとする。

同法人は、県が一部出資している外郭団体である以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果についてインターネット上のホームページ等を通じて広く県民に公表し、情報公開に積極的に努める必要があるものとする。

(6)意見

1. 中長期経営計画の策定について

同法人において、現状では中長期にかかる計画が策定されていない。

公益事業に取り組んでいるとはいえ、同法人を維持存続するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。今後は中長期の行動計画を策定すると同時に、それを財務数値に置き換えてそれらを両輪として事業運営に資する計画を策定する必要があるものとする。

2. 基本財産で運用している有価証券について

基本財産を有価証券で運用しているもののうち、満期保有目的で運用している有価証券が為替変動リスク等を有する仕組債により運用されていた。

保有目的	種類	帳簿価額 (取得金額)	時価	評価損益
満期保有目的	米ドル円債	100,000 千円	67,763 千円	△32,237 千円
	米ドル円債	100,000 千円	65,788 千円	△34,212 千円
	豪ドル円債	100,000 千円	42,759 千円	△57,241 千円
	米ドル円債	100,000 千円	72,757 千円	△27,243 千円
	米ドル円債	100,000 千円	72,418 千円	△27,582 千円
	合計		500,000 千円	321,485 千円

同法人の定款においては、財産の管理及び運用については、資金運用規程によるとしながらも、有価証券で運用する場合には、国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならないとしている。資金運用規程においては、有価証券の運用について有価証券運用管理基準によるとしながらも、運用財産は元本償還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用するとしている。そして、有価証券運用管理基準においては、取得基準が示されており、その中において変動利付債(仕組債)の取得は5億円以内とするとし、保有基準において利払いが下限利率になった場合は、連続2回までに限るとしながらも、理事会の承認により運用を継続す

ることができるとしている。

このことから、同法人で運用している仕組債については有価証券運用管理基準に従い理事会の承認を得て保有し続けており、手続面においては、特に問題はない。

しかし、かかる仕組債は次の点で問題を抱えているものとする。

満期保有目的で、満期時には元本を保証されている債券ではあるが、500,000千円の投資有価証券に178,515千円の含み損が生じているのが実態であり、この金額だけ基本財産が毀損している。

同法人の保有している公社債の一つは、殊にノルウェー輸出金融公社債は、民間の格付機関において投機的格付けとされている。これは、定款及び資金運用規程による確実な有価証券または可能な限り高い運用益が得られる方法で運用するとしている趣旨に抵触しているものとする。

また、為替変動等による影響によりこれにかかる利息収入が0円となっている。同法人は、基本財産による利息収入により事業活動を行うことを基本にしており、そのため基本財産利息収入の減少は事業活動に大きく影響を及ぼす。

今後は、定款及び資金運用規程の趣旨を踏まえて、資産運用に関して為替相場の変動による金利変動リスク等が高い資産ではなく、より安全性の高い資産での運用を実施すべきものとする。

3. 小口現金の管理について

小口現金について、定期的に現金残高の実査はされているが、その実査の実施方法について明確なマニュアルは作成していない。

しかしながら、現金の残高実査は、原則日々行う必要があり、担当者及び上長が検証をし、押印等の証跡により実査を行っていることが客観的に分かるよう現金管理を行っていくことが望まれる。

今後は、現金管理についてのマニュアルを作成し、日々実査を行い残高の確認を行っていくように取り組んでいく必要があるものとする。

4. 有形固定資産の現物管理について

同法人が保有する車両や備品に対する有形固定資産の実査が実施されていない。有形固定資産については、残高の実在性を担保する観点から、マニュアル等を作成し、定期的に実査する必要がある。

なお、その際には、実査した資料に実査証跡が判るようにしておき、担当者印及び上長等の責任者印を押印しておくことにより責任の所在を明確にしておくことが必要であるものとする。

5. 人件費の各事業への配賦基準について

各事業への人件費の配賦について、担当者より日々の事業の状況等から適当と思われる配賦割合を用いて配賦計算を行っているとのことである。

しかし、客観的に検証可能なルールに基づくものではないため、配賦が妥当であるのか明確に判断ができない状況にある。

一般的な配賦方法に、勤務時間を事業単位ごとに集計し、その時間に応じて人件費を配賦する方法がある。し

かし、同法人の行っている事業の特殊性から考えるに勤務時間自体が事業を重複している可能性があり一概に当該方法を採用することができない状況となっている。

このため、現状の日々の状況を勘案した一定の基準により配賦計算することも一定の理解ができるものとする。しかし、この場合においても採用する配賦基準につき事前に理事長決裁等の承認手続を経て、事後段階においては毎年その指標の妥当性について検討することで、一定の合理性を確保する必要があるものとする。

以上